



Komaki

第2期 小牧市

子ども・子育て支援事業計画

令和2年度～令和6年度



令和2年3月

(令和5年3月改定)

愛知県 小牧市

小牧市民憲章

市制施行30周年

わたくしたち小牧市民は、小牧を

- 1 健康で生きがいのある 明るいまちにしましょう
- 1 感謝と思いやりのある あたたかいまちにしましょう
- 1 縁とやすらぎのある 美しいまちにしましょう
- 1 高い文化と教養のある 豊かなまちにしましょう
- 1 希望と働く喜びのある 活気あふれるまちにしましょう

小牧市民憲章は、市民の道しるべとして、健康で明るい生活を送るため、また、市民一人ひとりの心構えや果たすべき役割を明確化し、心ふれあう豊かな社会を形成するため、小牧市制施行30周年を記念し、昭和60年5月15日に制定されました。

こども夢・チャレンジNo.1都市宣言(要約)

市制施行60周年

私たちは、こどもの夢への挑戦をまち全体で応援することで、こどもを中心に世代を越えて市民がつながり、支え合う、すべての市民が暮らしやすい、あたたかいまちになっていくと確信します。

そこで、私たち小牧市民は、

- 一. こどもの夢への挑戦を応援することで元気になるまち
- 一. 世代を越えて市民のつながりが生まれるまち
- 一. 支え合うことでさらに住みよくなっていくまち

このようなまちの実現に向け、小牧市を「こども夢・チャレンジNo.1都市」とすることを、ここに宣言します。

こども夢・チャレンジNo.1都市宣言は、小牧市の特徴である「子育て支援が充実している」姿を一層高め、「こどもを中心に世代を越えて市民がつながり、支え合う、すべての市民が暮らしやすい、あたたかいまち」を小牧市全体で目指し、市内外に発信していくため、小牧市制施行60周年を記念し、平成27年5月17日に宣言しました。

はじめに

本市では、これまで平成22年3月に「小牧市次世代育成支援対策行動計画後期計画」、平成27年3月に平成27年度から平成31年度までの5年間を計画期間とする「小牧市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、子ども・子育てに関する取組みを総合的に推進してきました。



また、平成27年5月には「子どもを中心に世代を越えて、市民がつながり、支え合う、住みよいまち」を目指して、「子ども夢・チャレンジNo.1 都市宣言」を行いました。そして平成28年3月には、「子ども夢・チャレンジNo.1 都市宣言」をより強力に推進するために「小牧市地域子ども子育て条例」を制定しました。

このたび、令和元年度で計画期間が満了となる「小牧市子ども・子育て支援事業計画」の次期計画として、近年の社会潮流や本市の子どもを取り巻く現状、計画の進捗状況を確認・検証し、子ども・子育て支援のニーズを反映した「第2期小牧市子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。

本計画では、あらゆる状況に置かれている子どもに対し分け隔てなく、すべての子どもに対し切れ目なく支援サービスが行き届き、成長を見守ることができる体制づくり、保護者の子育てを社会全体で支援する環境整備をより一層促進してまいります。

最後に、この計画の策定にあたり、御尽力いただきました、「小牧市子ども・子育て会議」の皆様をはじめ、「子ども・子育てに関するアンケート調査」、「こまき子育てCafé」、「パブリックコメント」などに御協力いただきました市民の皆様に心からお礼申し上げます。

令和2年3月
小牧市長 山下 史守朗

目 次

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の背景と趣旨	1
2 計画の法的根拠と位置づけ	2
3 計画の期間	2
4 計画の策定体制	2
第2章 子ども・子育てを取り巻く現状	3
1 統計でみる小牧市の子ども・子育ての現状	3
2 アンケート結果の概要	14
第3章 計画の基本的な考え方	27
1 計画の基本理念	27
2 計画の『目指すビジョン』	28
3 計画の基本目標	29
4 施策の体系	30
第4章 施策の展開	31
基本目標1 地域の子育て・子育ちを支援します	31
基本目標2 子育て家庭を支援します	41
基本目標3 幼児教育・保育サービスを充実します	52
基本目標4 親子が心身健やかに育み合うことを支援します	60
第5章 教育・保育等の量の見込みと確保の内容	64
1 目標事業量の設定	64
2 教育・保育提供区域の設定	65
3 教育・保育の量の見込みと提供体制の確保	68
4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保	78
第6章 推進体制	93
1 計画の推進体制	93
2 計画の進捗状況の把握	93
資料編	94
1 計画の策定経過	94
2 小牧市こども・子育て会議要綱	95
3 小牧市こども・子育て会議委員名簿	96
4 用語集	98
子育て分野における取組みとSDGsの対応	105

※この冊子の「☆」印がついている用語につきましては、資料編の「4 用語集」で詳しい説明を行っています。

※「第4章 施策の展開」において、第2期計画で新たに掲載する取組みや、既存の取組みのうち新たな内容を含む取組みについては下記のマークをつけています。

新

→第2期計画において、新たに掲載する取組み

充実

→第1期計画から継続して取組む施策のうち新たな内容を含む取組み

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景と趣旨

我が国の少子化は急速に進行しており、平成30年の合計特殊出生率[☆]は1.42となっています。女性の社会進出に伴う低年齢児の保育ニーズの増大、核家族化の進行や地域のつながりの希薄化による子育て不安を抱える保護者の増加など、子育てをめぐる地域や家庭の状況は変化し続けています。そのため結婚や出産・子育てに関する希望がかなう社会の実現に向けて、引き続き社会全体で子ども・子育て支援を推進していくことが求められています。また、家庭の経済状況が子どもの学力や進学、就労などに影響した場合、結果として世代間で貧困状態が連鎖する可能性もあり、子どもの貧困対策に取組むことも必要です。2015年に国連において採択された、「持続可能な開発目標（SDGs）」のなかにも、「誰一人として取り残さない」という基本理念のもと、貧困の撲滅が分野別目標の1つとして掲げられています。

国では、少子化対策を総合的に進めるため、平成24年8月に「子ども・子育て関連3法[☆]」を制定し、子ども・子育てに関する新たな支援制度が構築されました。

また、平成28年6月には「ニッポン一億総活躍プラン[☆]」が閣議決定され、「希望出生率[☆]1.8」の実現に向け、若者の雇用安定・待遇改善、多様な保育サービスの充実、働き方改革の推進、希望する教育を受けることを阻む制約の克服等の対応策を講じていく方針が掲げられました。そして「新しい経済政策パッケージ[☆]」（平成29年12月閣議決定）及び「経済財政運営と改革の基本方針[☆]2018」（平成30年6月閣議決定）において、具体的な取組みが示されました。そのなかで、重要な取組みの1つとして掲げられた「幼児教育・保育の無償化[☆]」については、実施するための根拠法となる「改正子ども・子育て支援法」が令和元年5月に国会で可決・成立し、令和元年10月から実施されました。

子どもの貧困対策・児童虐待[☆]対策については、平成28年6月に「児童福祉法」が改正され、子どもが保護の対象から権利の主体となり、法の理念が大きく変わることで、子どもの貧困対策・児童虐待対策における迅速かつ的確な対応が明確化されました。

本市では、これまで国の少子化対策と連動しながら、「子ども・子育て支援法」に基づき、平成27年3月に「小牧市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、子育て環境の整備に取組んできました。一方で、女性の社会進出や共働きの増加による低年齢時からの保育ニーズの増大、要保護児童や特別な支援が必要な児童の増加など、本市においても子ども・子育てを取り巻く環境は大きく変化しています。

こうした状況を踏まえ、第1期計画の基本理念を継承するとともに、子どもの健やかな育ちと保護者の子育てを社会全体で支援する環境を整備することを目的に、本計画を策定しました。

【中間見直しの趣旨】

国の指示、こども基本法の制定やこども家庭庁の創設など、子ども子育てに関する取組の加速化を受け、これらの動向を踏まえつつ、本市における取組を加えました。また、それに伴う必要な量の見込みの見直しを行い、その確保の方策を加えました。

2 計画の法的根拠と位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画です。平成27年3月に策定された「小牧市立保育園運営計画☆（改訂版）」を統合し、上位計画である「小牧市まちづくり推進計画☆」や、その他関連計画との整合性を図りながら、子ども・子育て支援にかかる取組みをまとめた総合的な計画として策定します。なお、本計画は、令和元年6月に一部改正が行われた「子どもの貧困対策の推進に関する法律」に規定する市町村の子どもの貧困対策についての計画を抱合するものとします。

また、平成30年9月に国が示した「新・放課後子ども総合プラン☆」に基づき、市町村の求められる役割についても、本計画の中で定めていきます。

■本市が策定した関連計画

計画の名称	計画の概要
小牧市まちづくり推進計画	上位計画
小牧市立保育園運営計画（改訂版）	本計画に統合
小牧市地域福祉計画	
小牧市障がい者計画	
小牧市障がい福祉計画・小牧市障がい児福祉計画 健康日本21 こまき計画 健康こまき いきいきプラン 小牧市男女共同参画基本計画 ハーモニーⅢ 小牧市公共ファシリティマネジメント推進計画	関連計画として 整合性を図る計画
その他関連計画（子ども・子育て支援に関わる項目）	

3 計画の期間

本計画の期間は、令和2年度から令和6年度までの5か年とします。

（年度）

H30	H31/R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9
2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027
第1期計画	第2期小牧市子ども・子育て支援事業計画				次期計画 (令和7年度～)				
	中間 見直し				中間見直し後 の計画				

4 計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、市民の意向など市民ニーズを反映した計画とするためのアンケート調査を行いました。そして、令和元年6月には、現在子育てをしている保護者の方を対象とし、子育てについて、あつたらよいと思う支援などの語り合いを行う「こまき子育てCafé」を開催しました。また、あわせて同時期に、実際の現場で子育てに関わる関係機関や団体等を対象に意見聴取を実施しました。

これらを基に、市民や学識経験者、関係機関、子育てに関わる団体の代表者で構成する「小牧市こども・子育て会議」において検討を行いました。

第2章 子ども・子育てを取り巻く現状

1 統計でみる小牧市の子ども・子育ての現状

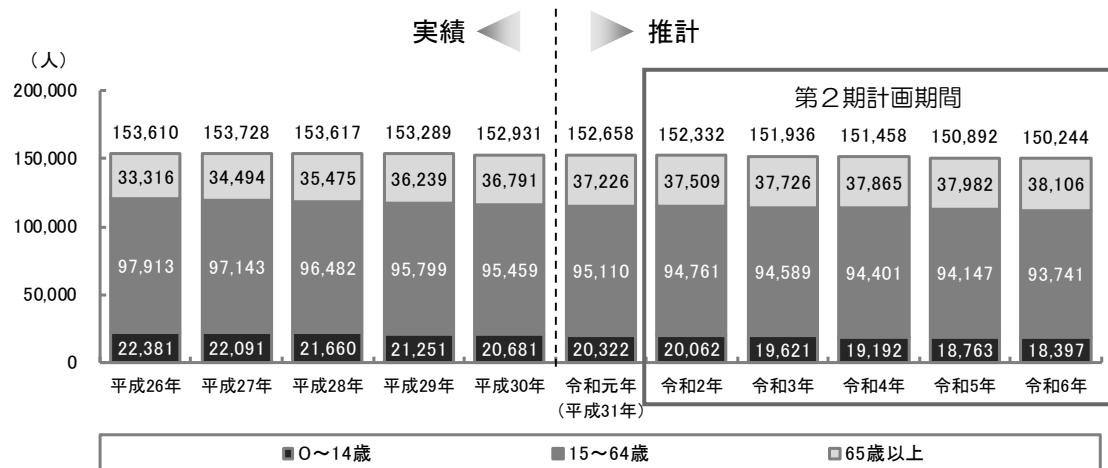
(1) 人口の状況

少子高齢化、人口減少の傾向は今後も継続する見込みとなっている。

平成 26 年以降の総人口は、平成 27 年に若干増加して 153,728 人となったものの、平成 27 年～平成 30 年にかけて少しづつ減少しています。年齢3区分別にみると、年少（0～14 歳）人口、生産年齢（15～64 歳）人口が減少している一方で、高齢（65 歳以上）人口は増加し続けており、この流れは令和元年以降も続いている見込みとなっています。

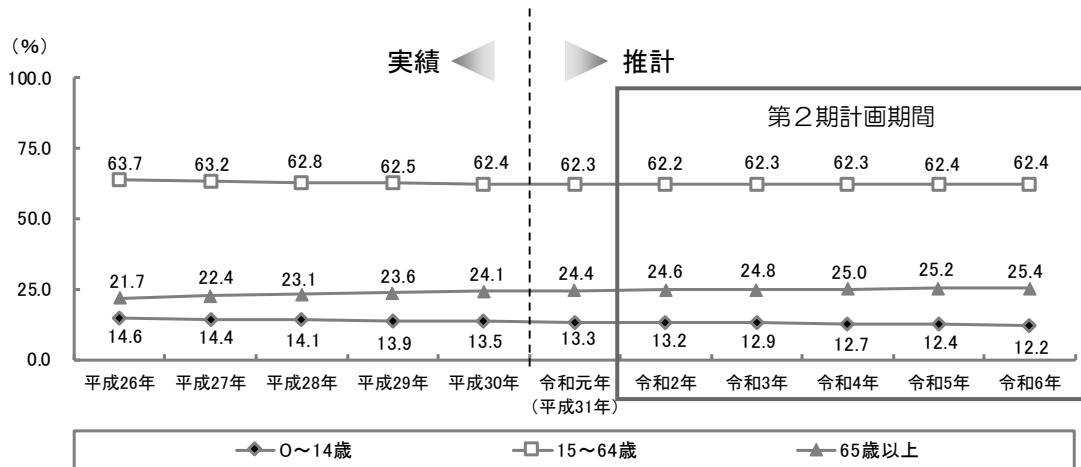
年齢3区分別人口割合をみると、高齢人口割合は上昇し続け、令和6年には 25.4% となる見込みとなっており、少子高齢化の流れは今後も続くことが予想されています。

■年齢3区分別人口の推移と推計



資料：実績…年齢別人口統計表（各年 10 月 1 日現在）
推計…平成 26 年～平成 30 年の実績に基づき、コーホート変化率法[☆]により算出

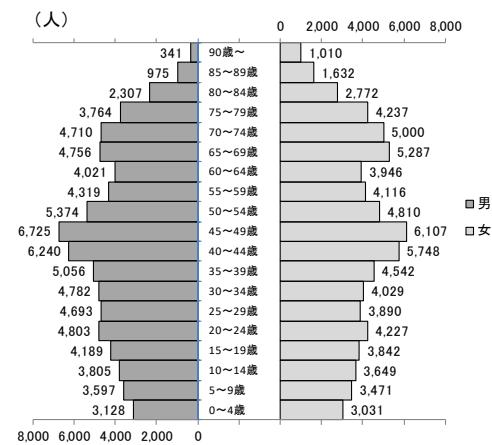
■年齢3区分別人口割合の推移と推計



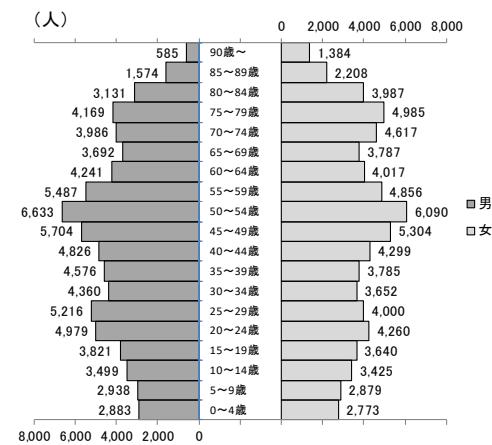
資料：実績…年齢別人口統計表（各年 10 月 1 日現在）
推計…平成 26 年～平成 30 年の実績に基づき、コーホート変化率法により算出

■人口ピラミッド

・平成 30 年（実績）



・令和 6 年（推計）



資料：実績…年齢別人口統計表（平成 30 年 10 月 1 日現在）

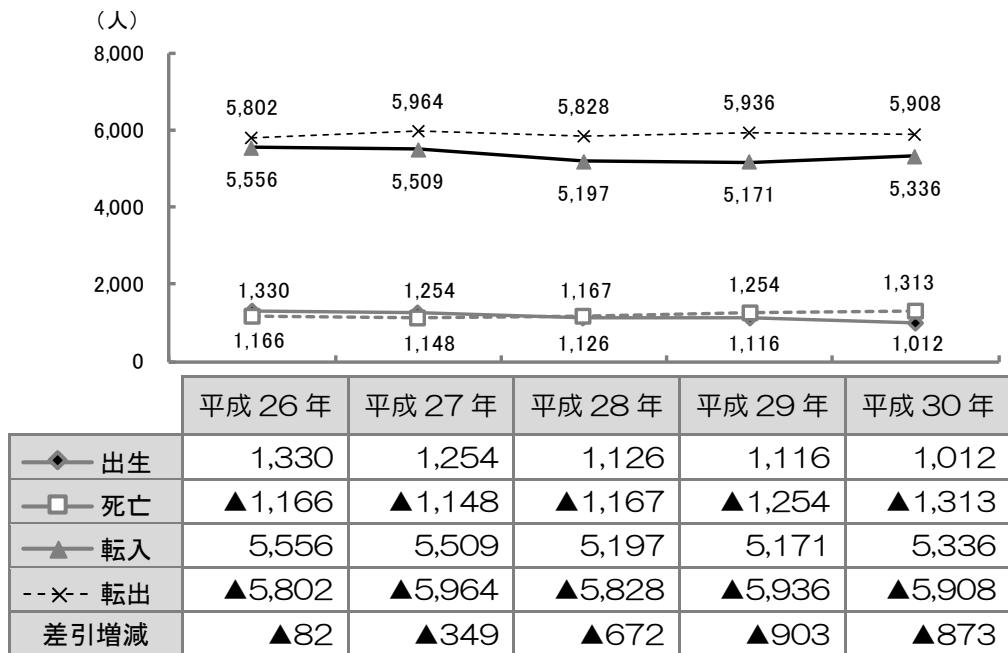
推計…平成 26 年～平成 30 年の実績に基づき、コーホート変化率法[☆]により算出

自然動態、社会動態ともに減少傾向にある。

自然動態[☆]の推移をみると、平成 26・27 年については、出生数は死亡数を上回る値で推移していましたが、平成 28 年からは逆転し、死亡数が高くなっています。

また、社会動態[☆]の推移をみると、転出が転入を上回っています。

■人口動態



資料：出生・死亡…人口動態調査

転入・転出…平成 30 年度小牧市統計年鑑（社会動態の「その他」は除く）

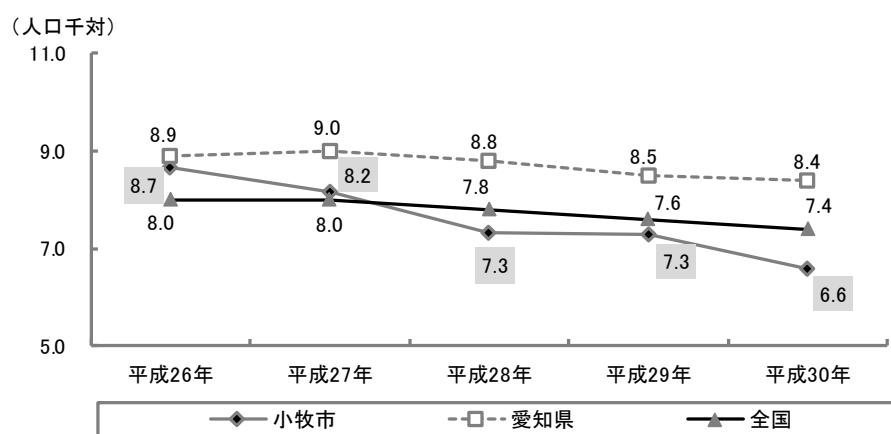
(2) 子どもの人口の状況

出生率、子どもの人口ともに減少傾向にある。

出生率[☆]の推移をみると、平成 26 年からは減少傾向にあり、平成 28 年からは国、県よりも低い値で推移しています。

5 歳以下人口の推移をみると、年々減少しており、計画の初年度である令和 2 年には 6,974 人、計画の最終年度である令和 6 年には 6,298 人と、4 年で 9.7% 減少する見込みとなっています。

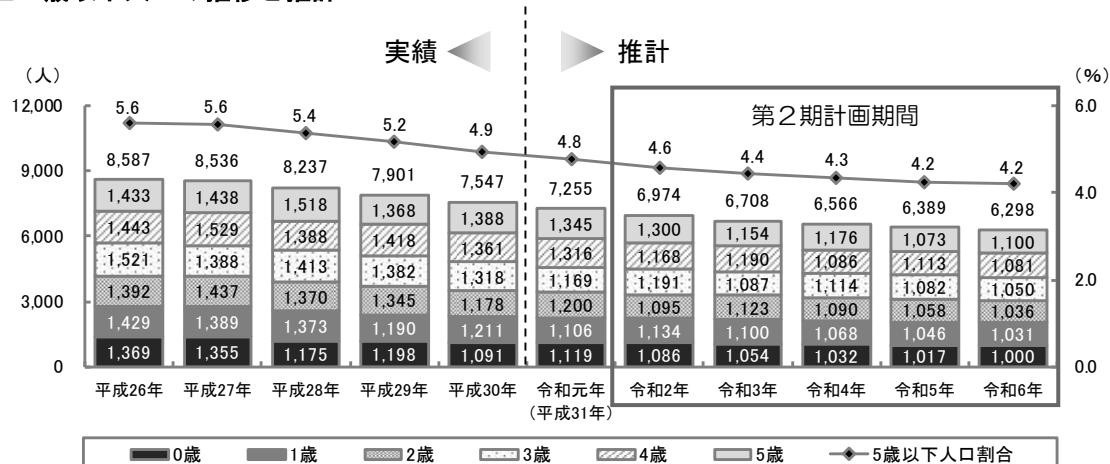
■出生率の推移（国・県比較）



資料：人口動態統計調査

※小牧市の統計については、年齢別人口統計表（各年 10 月 1 日現在）をもとに独自で算出

■5 歳以下人口の推移と推計



資料：実績…年齢別人口統計表（各年 10 月 1 日現在）

推計…平成 26 年～平成 30 年の実績に基づき、コホート変化率法[☆]により算出

(3) 世帯の状況

世帯数は増加傾向にある。その一方で一世帯あたり人員数は減少傾向にある。

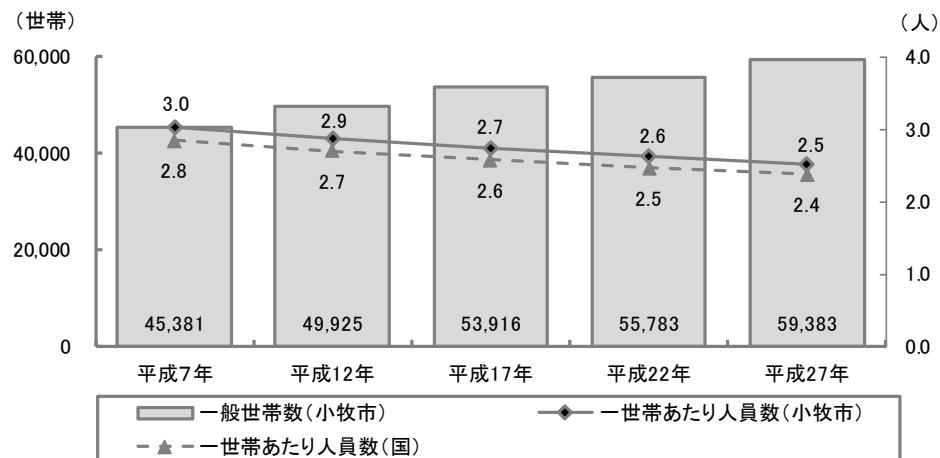
一般世帯[☆]数と一世帯あたり人員数の推移をみると、一般世帯数は増加し続けています。平成27年的一般世帯数は59,383世帯で、平成7年と比較すると、30.9%増加しています。

一世帯あたり人員数は減少しており、平成27年で2.5人となっています。国平均と比較すると、国よりやや高い値で推移しています。

一般世帯の家族類型別割合の推移をみると、国の傾向と同様に、平成7年から平成27年にかけて、単独世帯が大幅に増加傾向にある一方で、核家族世帯、核家族以外の世帯[☆]の比率が減少しています。

母子・父子世帯数の推移をみると、母子世帯については、平成12年から平成17年にかけて大幅に増加し、その後横ばいに推移しています。

■一般世帯数と一世帯あたり人員数の推移



資料：国勢調査

■一般世帯の家族類型別割合の推移

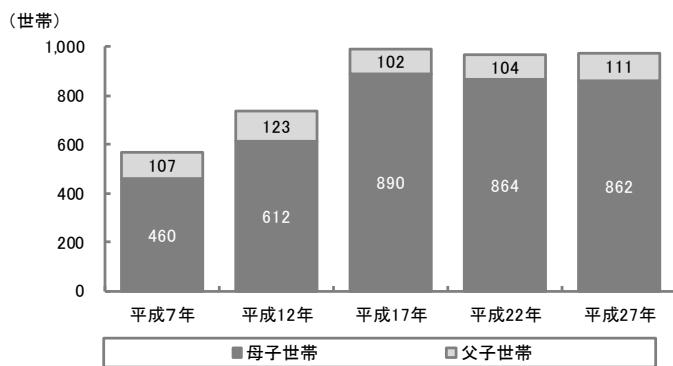
《小牧市》	単位(%)				
	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
核家族世帯	64.2	64.3	63.6	62.4	60.5
核家族以外の世帯	14.2	12.6	11.7	10.2	8.4
非親族世帯・非親族を含む世帯 [☆]	0.2	0.4	0.5	1.1	0.9
単独世帯	21.4	22.7	24.2	26.2	30.2

《国》	単位(%)				
	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
核家族世帯	58.5	58.3	57.7	56.4	55.9
核家族以外の世帯	15.4	13.5	12.1	10.3	8.6
非親族世帯・非親族を含む世帯	0.5	0.6	0.7	0.9	0.9
単独世帯	25.6	27.6	29.5	32.4	34.6

資料：国勢調査

※小数点第2位で四捨五入しているため、合計が100%にならない箇所がある。

■母子・父子世帯数の推移



資料：国勢調査

(4)女性の労働力(就労の状況と意思)の状況

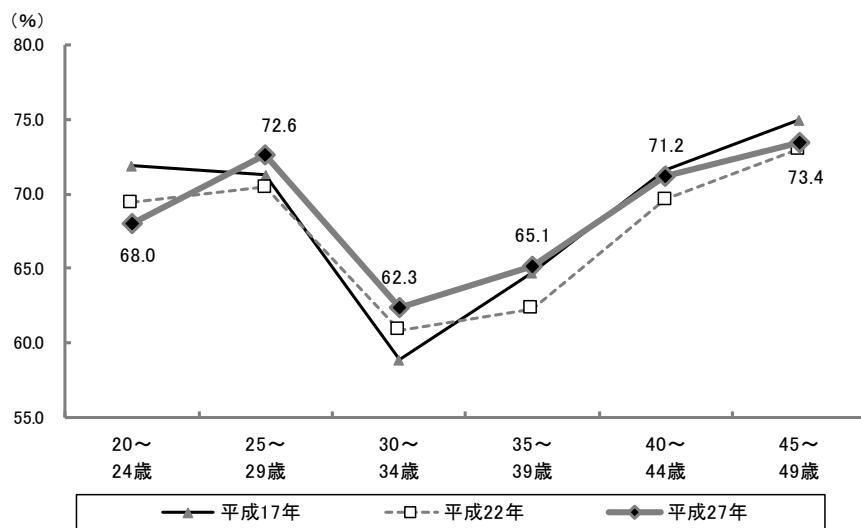
25～39歳の労働力率が高くなっている。

女性の労働力率[☆]の推移をみると、平成17・22年と比較すると、平成27年の25～39歳の年齢の労働力率が最も高くなっています。

国や愛知県と比較すると、小牧市の割合は、30～39歳にかけて国や愛知県よりも低くなっていますが、20～24歳は国や愛知県よりも高くなっています。

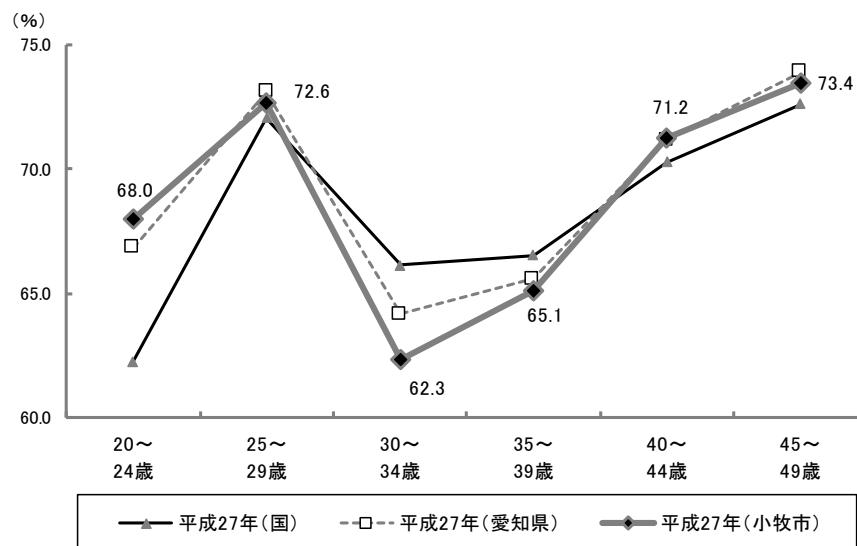
また、女性の労働力率を未婚・既婚で比較すると、25～29歳にかけて最も乖離が出ています。平成22年と比較すると、20～49歳にかけて既婚女性の労働力率が上昇していることから、働きながら子育てをする人が増加してきたことがうかがえます。

■女性の労働力率の推移 (H17・H22・H27 比較)



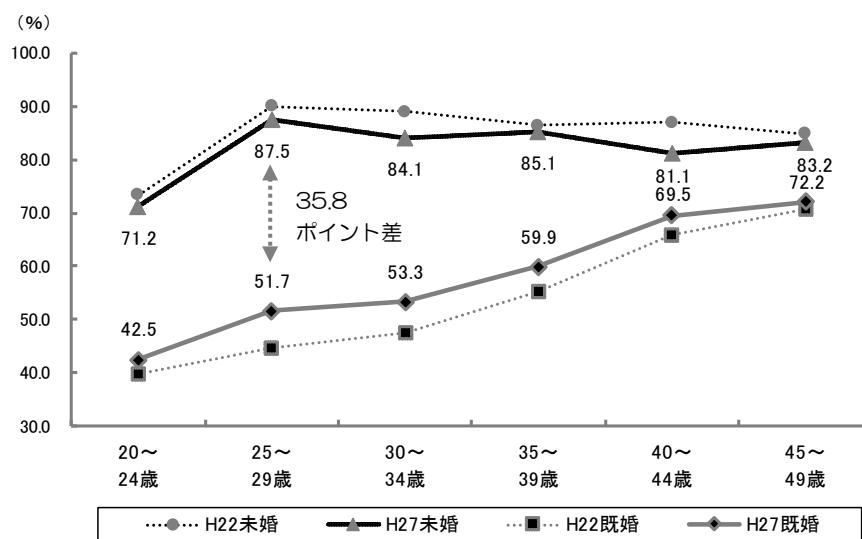
資料：国勢調査 (20歳～49歳を抜粋)

■女性の労働力率（平成 27 年：国・県比較）



資料：国勢調査（20歳～49歳を抜粋）

■女性の労働力率（H22・H27 未婚・既婚比較）



資料：国勢調査（20歳～49歳を抜粋）

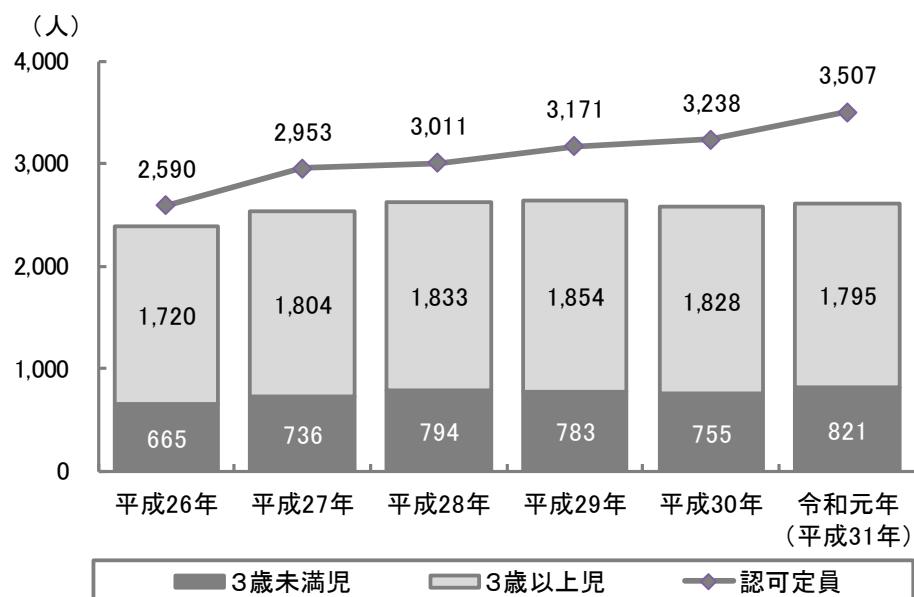
(5) 保育園・幼稚園の状況

認可定員数は増加しているが、保育園入園児童数は横ばいで推移している。

保育園[☆]入園児童数の推移をみると、入園児童数は一定の範囲内で推移しており、認可定員数は年々増加しています。待機児童数は減少傾向にあり、令和元年には0人となっています。

幼稚園[☆]入園児童数の推移をみると、平成29年から平成30年にかけてわずかに増加したものの減少傾向となっています。

■保育園入園児童数の推移（3歳未満・以上児別）

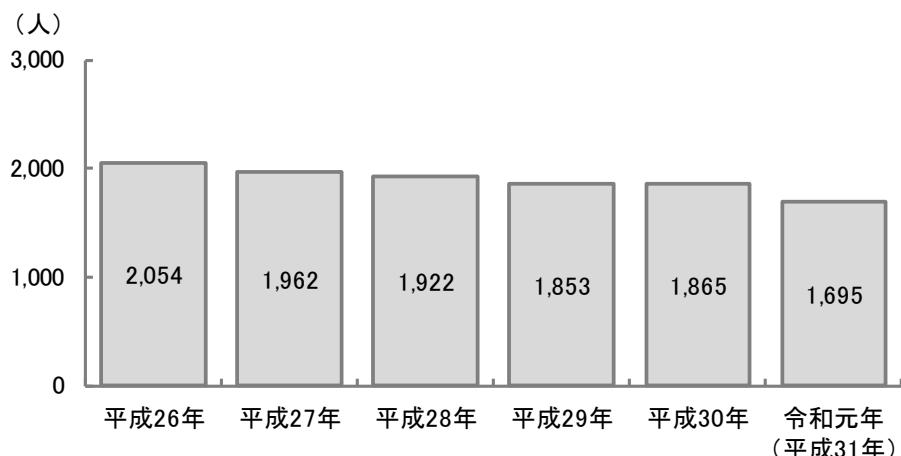


資料：小牧市統計年鑑（各年4月1日現在）、幼児教育・保育課

※平成27年からは小規模保育事業所の入園児を含む

※平成29年からは認定こども園[☆]（2号・3号）の入園児を含む

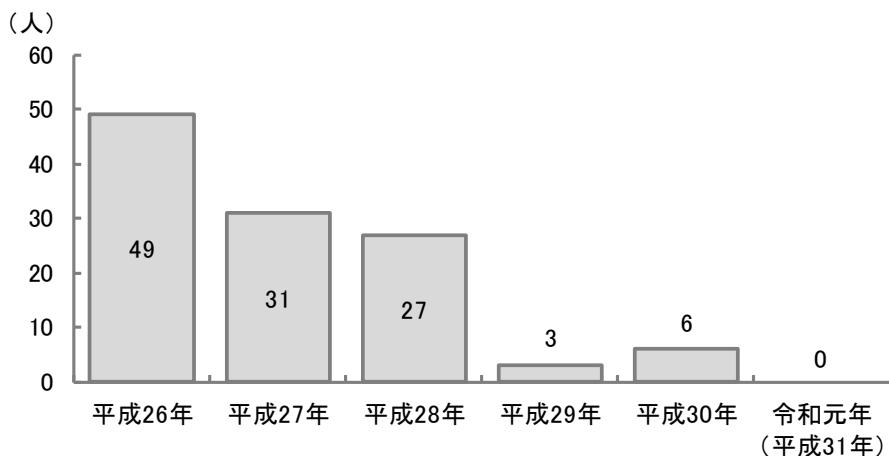
■幼稚園入園児童数の推移



資料：小牧市統計年鑑（各年5月1日現在）、幼児教育・保育課

※平成29年からは認定こども園（1号）の入園児を含む

■待機児童数の推移



資料：厚生労働省-保育所等関連状況とりまとめ（各年4月1日現在）

※（参考）待機児童解消に向けた主な取組み

年度	取組み内容
平成27年度	<p>★子ども・子育て支援新制度☆施行</p> <ul style="list-style-type: none"> ・みなみ保育園開園（受入枠180名分拡大） ・小規模保育事業が5施設事業開始（受入枠73名分拡大）
平成28年度	<ul style="list-style-type: none"> ・小規模保育事業が5施設事業開始（受入枠88名分拡大）
平成29年度	<ul style="list-style-type: none"> ・みなみ保育園定員増員変更（受入枠59名分拡大） ・旭ヶ丘第二幼稚園が旭ヶ丘第二こども園（幼保連携型認定こども園）へ移行（受入枠43名分拡大） ・小規模保育事業が3施設事業開始（受入枠57名分拡大）
平成30年度	<ul style="list-style-type: none"> ・小規模保育事業を3施設事業開始（受入枠57名分拡大）
令和元年度	<p>・じょうぶし保育園開園（受入枠160名分拡大）</p> <p>※市有地に民間事業者による施設整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外山幼稚園がとやまこども園（幼保連携型認定こども園）へ移行（受入枠90名分拡大） ・小規模保育園こすも開園（受入枠19名分拡大）



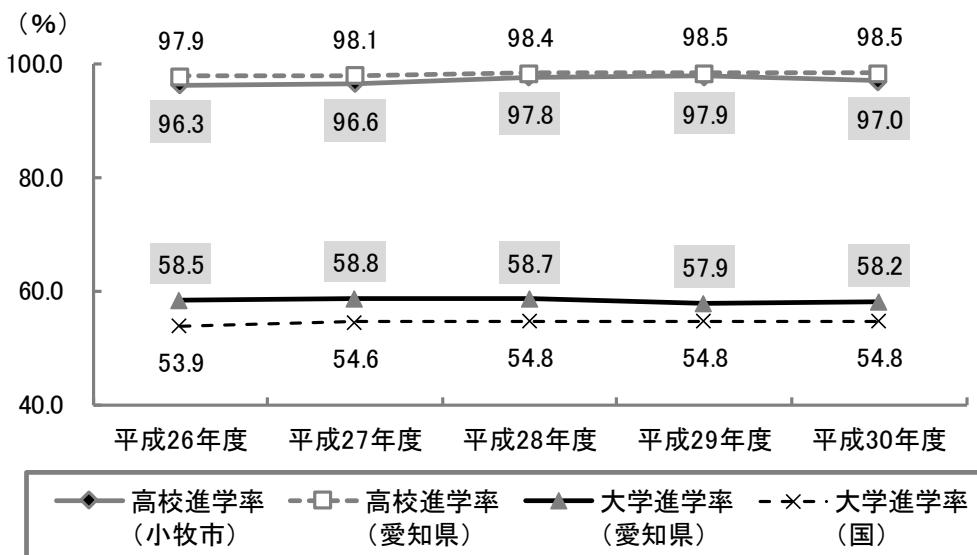
(6)教育の状況

高校進学率は横ばいで推移している。

高校進学率の推移をみると、横ばいで推移しており、愛知県の数値よりも毎年やや下回る状況で推移しています。

大学進学率の推移をみると、愛知県の数値は国の数値よりも毎年やや上回る状況で推移しています。

■高校・大学進学率の推移（高校進学率は市・県比較、大学進学率は国・県比較）



資料：愛知県学校基本調査（小牧市・愛知県）学校基本調査（国）

※進学率は、各年度の5月1日現在のものです。

(7)要保護児童・特別な支援が必要な子どもの状況

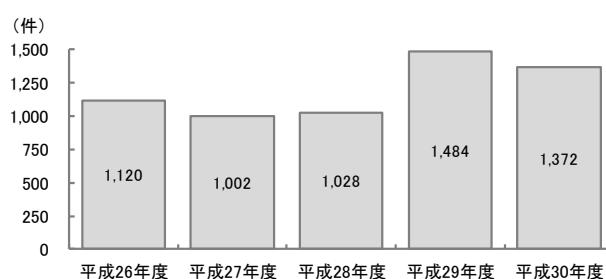
児童虐待に関する相談対応件数は増加傾向にある。

児童虐待[☆]に関する相談対応件数の推移をみると、平成30年度については、平成29年度からは112件減少したものの、平成26年度と比較すると252件増加しています。

あさひ学園[☆]への通所児童数は、100人前後で推移し、平成30年度には107人となっています。

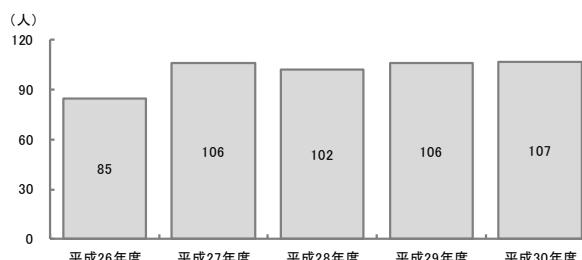
放課後等デイサービス[☆]事業年間利用者数は増加傾向にあり、平成30年度の利用者数は、平成26年度と比較して128人増加しています。

■児童虐待に関する相談対応件数の推移（要保護児童対策地域協議会の延べ件数のうち虐待の件数のみを算出）



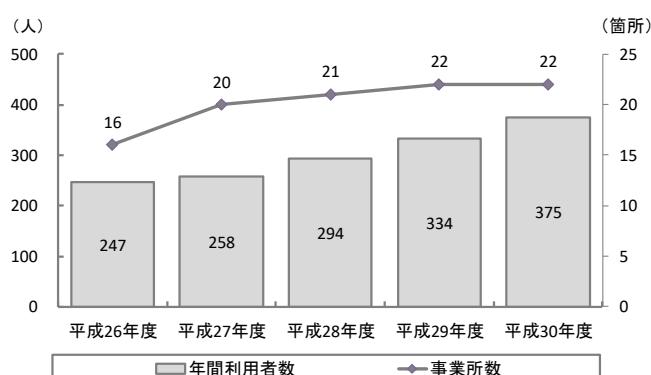
資料：子育て世代包括支援センター

■あさひ学園への通所児童数の推移



資料：障がい福祉課

■放課後等デイサービス事業年間利用者数・事業所数の推移



資料：障がい福祉課

(8) 経済的支援の状況

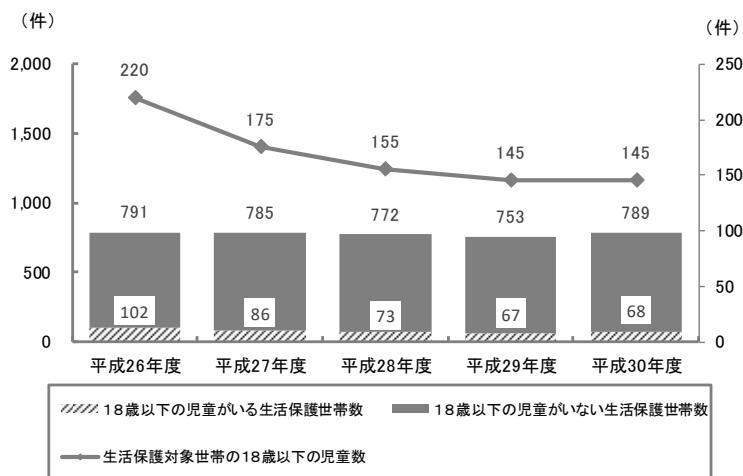
18歳以下の児童を含む世帯、生活保護世帯の18歳以下の児童数は横ばい傾向にある。

小学生の要保護・準要保護就学援助費受給者数及び決算額が増加している。

生活保護世帯及び生活保護受給対象の18歳以下の児童数の推移をみると、生活保護世帯数は平成29年度までは減少を続けており、平成30年度に増加となったものの、18歳以下の児童がいる生活保護世帯数、生活保護世帯の18歳以下の児童数は横ばい傾向となっています。

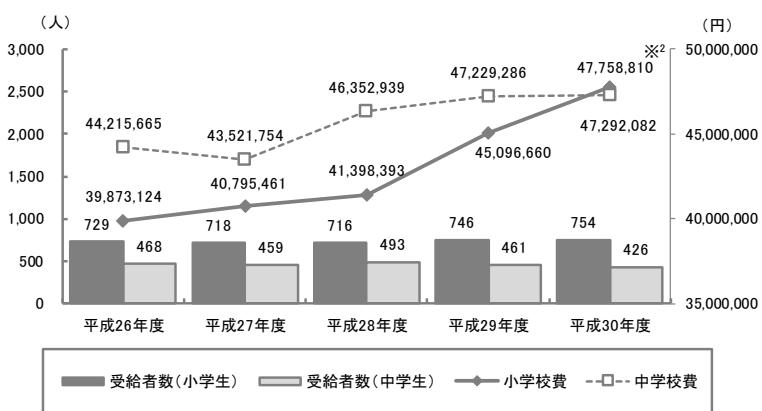
要保護・準要保護[☆]就学援助費受給者数及び決算額の推移をみると、小学生・中学生ともに要保護・準要保護就学援助費受給者数は、年度により増減はありますが、決算額は増加傾向となっています。

■生活保護世帯及び生活保護受給対象の18歳以下の児童数の推移



資料：福祉総務課

■要保護・準要保護就学援助費受給者数及び決算額の推移※¹



資料：学校教育課

※¹ 受給者数は各年度の7月1日現在のものです

※² 平成31年度入学者の新入学児童生徒学用品費事前支給分を含む

2 アンケート結果の概要

(1) アンケート調査概要

本調査は、子育て家庭の保育ニーズや本市の子育て支援サービスの利用状況や利用意向、また、子育て世帯の生活実態、要望・意見などを把握し、本計画に反映することを目的として実施しました。

■調査概要

項目	内 容
調査地域	小牧市全域
調査対象者	市内在住の未就学児童の保護者（未就学児童調査） 市内在住の小学生児童の保護者（小学生児童調査） 市内在住の20歳～40歳の方（一般成人調査）
調査期間	平成31年1月17日（木）～平成31年1月31日（木） 【未就学児童・一般成人】 平成31年1月17日（木）～平成31年1月28日（月） 【就学児童】
調査方法	郵送配布・郵送回収による調査【未就学児童・一般成人】 小学校を通じての調査票配布・回収による調査【就学児童】
配布・回収	未就学児童：2,000件（有効回収数1,104件）（回収率55.2%） 小学生児童：1,000件（有効回収数816件）（回収率81.6%） 一般成人：1,000件（有効回収数220件）（回収率22.0%）

■アンケート結果の見方

- 回答結果の割合「%」は有効サンプル数に対して、それぞれの回答数の割合を小数点以下第2位で四捨五入したものです。そのため、単数回答（複数の選択肢から1つの選択肢を選ぶ方式）であっても合計値が100.0%にならない場合があります。
- 複数回答（複数の選択肢から2つ以上の選択肢を選ぶ方式）の設問の場合、回答は選択肢ごとの有効回答数に対して、それぞれの割合を示しています。そのため、合計が100.0%を超える場合があります。
- 図表中において「不明・無回答」とあるものは、回答が示されていない、または回答の判別が困難なものです。
- 図表中の「N (number of case)」は、集計対象者総数（あるいは回答者限定設問の限定条件に該当する人）を表しています。
- 本文中の設問の選択肢について、長い文は簡略化している場合があります。
- 調査の名称はそれぞれ「未就学児童調査」「小学生児童調査」「一般成人調査」とし、回答者を表すときは「未就学児童」「就学児童」「一般成人」と表記しています。
- 「前回調査」欄には、第1期計画（小牧市子ども・子育て支援事業計画、平成27年3月策定）を策定する際に実施したアンケート調査（平成25年11月に実施）の調査結果を掲載しています。

(2)アンケート結果概要

①子育て家庭の状況

フルタイムでの就労、フルタイムへの転換希望が前回よりも高くなっている。

- 未就学児童、就学児童ともに、「以前は就労していたが、現在は就労していない」方の割合が前回調査より低くなっています、「フルタイムで就労している」「パート・アルバイト等で就労している」方の割合が前回調査より高くなっています。

■母親の就労状況（未就学：問12・就学：問12）

No.	項目	今回調査				前回調査			
		未就学児童 (n=1,104)		就学児童 (n=816)		未就学児童 (n=947)		就学児童 (n=470)	
		割合 (%)	割合 (%)	割合 (%)	割合 (%)	割合 (%)	割合 (%)	割合 (%)	割合 (%)
1	フルタイム（1週5日程度・1日8時間程度の就労）で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない		16.2		25.1		11.9		20.4
2	フルタイム（1週5日程度・1日8時間程度の就労）で就労しているが、産休・育休・介護休業中である		12.0		1.3		7.8		1.3
3	パート・アルバイト等（「フルタイム」以外の就労）で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない		25.2		46.8		24.1		44.5
4	パート・アルバイト等（「フルタイム」以外の就労）で就労しているが、産休・育休・介護休業中である		3.0		1.2		1.3		0.9
5	以前は就労していたが、現在は就労していない		39.3		17.5		49.6		23.4
6	これまで就労したことがない		1.4		2.3		3.5		3.4
7	不明・無回答		3.0		5.6		1.8		6.2

50% 50% 50% 50%

- 就学児童について、「パート・アルバイト等の就労を続けることを希望」への割合が前回調査より低くなっています。「フルタイムへの転換希望があり、実現できる見込みがある」「フルタイムへの転換希望はあるが実現できる見込みはない」をあわせた「フルタイムへの転換希望がある」方の割合が前回調査より高くなっています。

■ 〈パート・アルバイト等で就労〉 フルタイムへの転換希望（未就学：問14・就学：問14）

No.	項目	今回調査		前回調査					
		未就学児童 (n=311)	就学児童 (n=392)	未就学児童 (n=240)	就学児童 (n=213)				
		割合 (%)	割合 (%)	割合 (%)	割合 (%)				
1	フルタイム（1週5日程度・1日8時間程度の就労）への転換希望があり、実現できる見込みがある		10.6		6.4		10.0		3.8
2	フルタイム（1週5日程度・1日8時間程度の就労）への転換希望はあるが、実現できる見込みはない		25.7		23.7		24.2		17.4
3	パート・アルバイト等（「フルタイム」以外）の就労を続けることを希望		56.3		63.0		56.7		71.8
4	パート・アルバイト等（「フルタイム」以外）をやめて子育てや家事に専念したい		2.3		2.8		7.1		3.3
5	不明・無回答		5.1		4.1		2.1		3.8
		100%		100%		100%		100%	

- 就学児童について、「すぐにでも、もしくは1年以内に働きたい」方の割合が前回調査より高くなっています。

■ 〈就労していない・就労したことがない〉 今後の就労意向（未就学：問15・就学：問15）

No.	項目	今回調査		前回調査					
		未就学児童 (n=449)	就学児童 (n=162)	未就学児童 (n=503)	就学児童 (n=126)				
		割合 (%)	割合 (%)	割合 (%)	割合 (%)				
1	働く予定はない（子育てや家事などに専念したい・働くことができないなど）		16.7		29.6		20.9		28.6
2	1年より先、一番下の子どもが〇歳（希望する年齢）になったころに働きたい		44.3		24.7		50.5		39.7
3	すぐにでも、もしくは1年以内に働きたい		23.6		35.2		20.5		25.4
4	不明・無回答		15.4		10.5		8.2		6.3
		100%		100%		100%		100%	

②幼稚園、保育園の利用について

幼稚園、保育園等のサービスの利用状況は前回調査と大きな変動はない。

利用意向は無償化の影響により変化がみられる。

保育所の民営化については、保育の質・保育内容等への関心が高い。

- 幼稚園、保育園等のサービスを定期的に利用しているかどうかについては、前回調査と大きな傾向の変化はありませんでした。
- 今回調査を年齢別にみてみると、3歳以上について「利用している」方が90%以上を超えており、子どもの数と比例して需要があるものと考えられます。併せて、低年齢児からの継続したサービス提供体制の整備が重要となっていることが考えられます。

■幼稚園、保育園等のサービスを定期的に利用しているか（未就学：問16）

No.	項目	今回調査 (n=1,104)		前回調査 (n=947)	
		割合 (%)		割合 (%)	
		50%	100%	50%	100%
1	利用している	54.9		55.8	
2	利用していない	44.4		42.8	
3	不明・無回答	0.7		1.5	

◇幼稚園、保育園等のサービスを定期的に利用しているか（未就学：問16）【年齢別】

No.	項目							
		全体		0歳児	1歳児	2歳児	3歳児（年少）	4歳児（年中）
		(n=1,104)	(n=325)	(n=205)	(n=145)	(n=140)	(n=139)	(n=130)
		割合 (%)	割合 (%)	割合 (%)	割合 (%)	割合 (%)	割合 (%)	割合 (%)
1	利用している	54.9	12.0	39.5	51.0	97.1	97.8	97.7
2	利用していない	44.4	87.4	60.5	46.9	1.4	2.2	1.5
3	不明・無回答	0.7	0.6	0.0	2.1	1.4	0.0	0.8

- 利用している事業について、前回調査と比較すると、「保育園」と回答された方の割合が前回調査より高くなっています。

■〈幼稚園、保育園等のサービス利用者〉利用している事業（未就学：問17）

No.	項目	今回調査 (n=606)		前回調査 (n=528)	
		割合 (%)	割合 (%)	割合 (%)	割合 (%)
1	幼稚園	39.1	54.0	54.0	54.0
2	幼稚園の預かり保育	7.1	5.3	5.3	5.3
3	保育園	45.7	37.9	37.9	37.9
4	認定こども園	1.7	1.3	1.3	1.3
5	小規模保育施設	6.8	2.1	2.1	2.1
6	家庭的保育	0.2	0.2	0.2	0.2
7	事業所内保育施設	2.0	1.7	1.7	1.7
8	自治体の認証・認定保育施設	1.8	2.3	2.3	2.3
9	認可外の保育施設	0.5	0.6	0.6	0.6
10	居宅訪問型保育	0.5	0.6	0.6	0.6
11	ファミリー・サポート・センター	3.3	1.7	1.7	1.7
12	その他	0.7	0.6	0.6	0.6
13	不明・無回答				

50% 100% 50% 100%

- 利用したい事業について、無償化[☆]するしないに関わらず「保育園」への回答の割合が前回調査より高くなっています。
- 無償化が実施された場合については、「幼稚園」「幼稚園の預かり保育」「認定こども園」への回答の割合が高くなっています。

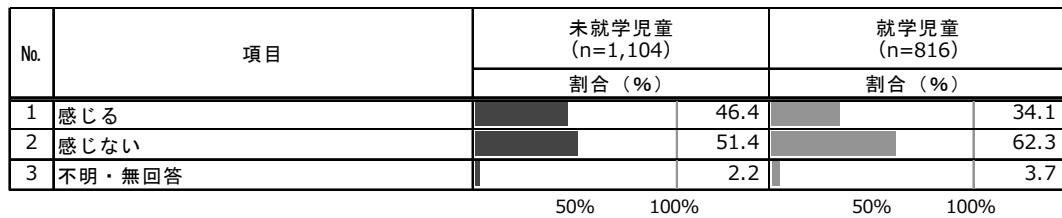
■利用したい事業（未就学：問23）／無償化になった場合に利用したい事業（未就学：問26）

No.	項目	今回調査			前回調査 (n=947)
		利用意向 (n=1,104)		(無償化の場合)利用意向 (n=1,104)	
		割合 (%)	割合 (%)	割合 (%)	
1	幼稚園	52.2	60.3	56.4	56.4
2	幼稚園の預かり保育	29.4	36.7	29.0	29.0
3	保育園	55.5	57.4	41.6	41.6
4	認定こども園	22.9	27.1	21.8	21.8
5	小規模保育施設	11.0	11.1	8.8	8.8
6	家庭的保育施設	2.3	2.3	3.9	3.9
7	事業所内保育施設	6.4	5.3	6.7	6.7
8	市の認証・認定保育施設	6.9	7.5	4.0	4.0
9	認可外の保育施設	1.0	1.7	1.0	1.0
10	居宅訪問型保育	3.8	3.5	3.0	3.0
11	ファミリー・サポート・センター	4.9	4.8	7.0	7.0
12	親が自宅で保育する	13.4	4.6	2.2	2.2
13	その他	1.2	1.9	3.9	3.9
14	不明・無回答	3.3	2.9		

50% 100% 50% 100% 50% 100%

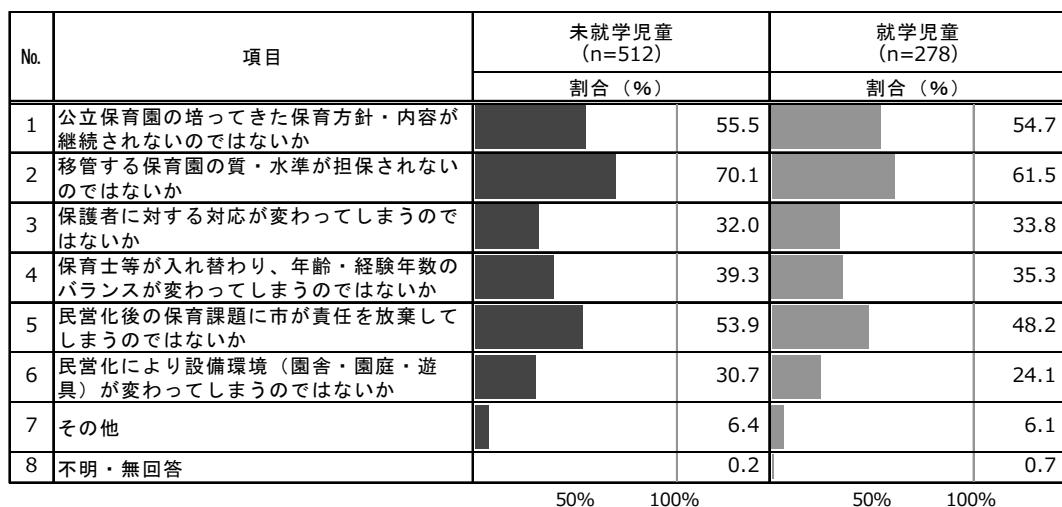
- ・民営化の不安については、未就学児童・就学児童ともに「感じない」が「感じる」を上回っていますが、不安を感じる回答は未就学児童が多くなっています。

■保育所の民営化に不安を感じるか（未就学：問54・就学：問45）



- ・どのような点に不安を感じるかについてみると、「移管する保育園の質・水準が担保されないのではないか」が未就学児童では70.1%、就学児童では61.5%と最も高く、次いで「公立保育園の培ってきた保育方針・内容が継続されないのではないか」が未就学児童では55.5%、就学児童では54.7%となっています。

■〈民営化に不安を感じる〉どのような点で不安を感じるか（未就学：問55・就学：問46）



③放課後や休日の子どもの過ごし方について

平日の放課後の過ごし方は現状・希望ともに「自宅」「祖父母宅や友人・知人宅」への回答が高くなっている。

将来希望する平日の放課後の過ごし方は、低学年は「放課後児童クラブ」、高学年は「自宅」「習い事」への回答が高くなっている。

- 平日の放課後の過ごし方について、前回調査と同じ条件（平日、小学校1年生～3年生）を比較すると、「自宅」「祖父母宅や友人・知人宅」「習い事」への回答の割合が高くなっています。
- 休日の過ごし方については、平日の放課後と比較して、小学1年生～6年生まで「その他」への回答の割合が高くなっています。

■放課後及び休日の過ごし方《現状》(就学：問16)

No.	項目	今回調査			(参考) 前回調査 平日 (小1～小3) (n=240)
		平日 (小1～小3) (n=422)	土 (小1～小3) (n=422)	日 (小1～小3) (n=422)	
		割合 (%)	割合 (%)	割合 (%)	
1	自宅	79.4	74.2	74.6	73.3
2	祖父母宅や友人・知人宅	50.9	32.7	29.1	22.5
3	習い事 (ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など)	68.7	40.5	15.4	63.3
4	児童館	8.8	2.8	2.8	4.2
5	放課後子ども教室	1.4	0.2		5.0
6	放課後児童クラブ	23.9	2.6		22.1
7	ファミリー・サポート・センター	0.0	0.0	0.0	0.0
8	その他 (公民館、公園など)	5.0	62.1	71.6	27.1
9	不明・無回答	2.8	5.0	7.6	1.7
		100%	100%	100%	100%

No.	項目	今回調査		
		平日 (小4～小6) (n=362)	土 (小4～小6) (n=362)	日 (小4～小6) (n=362)
		割合 (%)	割合 (%)	割合 (%)
1	自宅	83.1	74.6	73.5
2	祖父母宅や友人・知人宅	53.3	35.9	32.6
3	習い事 (ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など)	80.1	43.9	20.7
4	児童館	3.6	1.7	1.4
5	放課後子ども教室	1.4	0.0	
6	放課後児童クラブ	3.9	0.8	
7	ファミリー・サポート・センター	0.0	0.0	0.0
8	その他 (公民館、公園など)	5.2	51.7	60.2
9	不明・無回答	2.5	5.0	7.2
		100%	100%	100%

※今回調査については、選択肢を集約して集計しています。

- 希望する平日の放課後の過ごし方について、前回調査と同じ条件（平日、小学校1年生～3年生）を比較すると、「祖父母宅や友人・知人宅」への回答の割合が高くなっています。
- 希望する休日の過ごし方については、平日の放課後と比較して、小学1年生～6年生まで「その他」への回答の割合が高くなっています。

■放課後及び休日の過ごし方《希望》（就学：問26）

No.	項目	今回調査			(参考) 前回調査	
		平日 (小1～小3) (n=422)	土 (小1～小3) (n=422)	日 (小1～小3) (n=422)	平日 (小1～小3) (n=240)	割合 (%)
		割合 (%)	割合 (%)	割合 (%)	割合 (%)	割合 (%)
1	自宅	71.1	61.8	60.0		73.8
2	祖父母宅や友人・知人宅	59.5	42.4	36.5		20.4
3	習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）	59.5	33.2	14.2		66.3
4	児童館	10.7	5.5	5.0		5.8
5	放課後子ども教室	3.8	0.7			4.2
6	放課後児童クラブ	15.2	2.1			17.9
7	ファミリー・サポート・センター	0.0	0.0	0.0		0.0
8	その他（公民館、公園など）	7.8	62.1	69.7		23.8
9	不明・無回答	7.8	10.0	11.8		3.3
		100%	100%	100%	100%	100%

No.	項目	今回調査		
		平日 (小4～小6) (n=362)	土 (小4～小6) (n=362)	日 (小4～小6) (n=362)
		割合 (%)	割合 (%)	割合 (%)
1	自宅	74.6	64.1	64.4
2	祖父母宅や友人・知人宅	55.8	46.4	45.0
3	習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）	65.5	29.8	12.4
4	児童館	7.5	6.1	4.4
5	放課後子ども教室	1.9	0.3	
6	放課後児童クラブ	2.5	1.1	
7	ファミリー・サポート・センター	0.0	0.0	0.0
8	その他（公民館、公園など）	6.6	52.2	59.7
9	不明・無回答	8.0	11.6	11.9
		100%	100%	100%

※今回調査については、選択肢を集約して集計しています。

- 未就学児が将来希望する平日の放課後の過ごし方についてみると、前回調査と比較し、低学年（小1～3）では「放課後児童クラブ」への回答が高くなっています。高学年（小4～小6）では「自宅」「習い事」への回答の割合が高くなっています。

■放課後の過ごし方《希望》（未就学：問38・39）

No.	項目	今回調査		前回調査	
		平日（小1～小3） (n=130)	平日（小4～小6） (n=130)	平日（小1～小3） (n=143)	平日（小4～小6） (n=143)
		割合（%）	割合（%）	割合（%）	割合（%）
1	自宅	53.8	73.8	57.3	64.3
2	祖父母宅や友人・知人宅	8.5	13.1	14.7	14.7
3	習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）	46.2	61.5	45.5	53.1
4	児童館	7.7	10.0	11.9	9.8
5	放課後子ども教室	10.8	10.0	10.5	11.2
6	放課後児童クラブ	43.1	24.6	33.6	24.5
7	ファミリー・サポート・センター	0.0	0.0	1.4	0.0
8	その他（公民館、公園など）	17.7	20.0	19.6	20.3
9	不明・無回答	9.2	5.4	14.7	17.5
		100%	100%	100%	100%

- 放課後児童クラブを何年生まで利用したいかについてみると、「6年生」が52.0%と最も高く、次いで「4年生」が17.1%となっています。

■放課後児童クラブを何年生まで利用したいか（就学：問18）

No.	項目	就学児童 (n=123)
		割合（%）
1	1年生	1.6
2	2年生	0.8
3	3年生	16.3
4	4年生	17.1
5	5年生	8.9
6	6年生	52.0
7	不明・無回答	3.3

50% 100%



④子育てに関する事業について

前回調査と比較し、「地域子育て支援拠点事業」への回答がわずかに高くなっている。
未就学児の子育て支援事業の認知度、利用状況、今後の利用意向については、それぞれ
「子育て家庭優待事業（はぐみんカード）」、「児童館（児童センター）」が高くなっている。

- 地域の子育て支援事業等の利用状況についてみると、前回調査と比較し、「地域子育て支援拠点事業」への回答がわずかに高くなっています。

■地域の子育て支援事業等の利用状況（未就学：問27）

No.	項目	今回調査 (n=1,104)		前回調査 (n=947)	
		割合 (%)		割合 (%)	
1	地域子育て支援拠点事業	31.4	28.2	28.2	28.2
2	その他小牧市で実施している類似の事業	0.4	5.2	5.2	5.2
3	利用していない	55.9	63.6	63.6	63.6
4	不明・無回答	12.3	6.8	6.8	6.8

- 未就学児童の子育て支援事業の認知度、利用状況、今後の利用意向についてみると、それぞれ「子育て家庭優待事業（はぐみんカード）☆」、「児童館☆（児童センター☆）」が高くなっています。

■【未就学児童】子育て支援事業の認知度・利用状況・利用意向（未就学：問29）

No.	事業名	未就学児童 (n=1,104)		
		【認知度】		【利用状況】
		割合 (%)	割合 (%)	割合 (%)
1	保健センターの教室・相談サービス	79.3	46.6	44.0
2	愛知県総合教育センター・教育相談	13.8	0.9	21.2
3	保育園や幼稚園の園庭開放等の子育て支援	74.5	44.2	50.5
4	児童館（児童センター）	84.5	76.7	69.3
5	子育て世代包括支援センター	72.1	44.1	48.6
6	一時預かり事業	52.3	3.0	33.3
7	利用者支援事業（相談事業）	28.6	2.8	22.6
8	すくすくバーンルーム	37.3	21.1	31.3
9	産前産後ヘルパー事業	30.0	1.3	15.4
10	産後ケア事業	29.3	2.8	17.1
11	市が発行している子育て支援情報誌	32.7	16.5	47.9
12	子育て家庭優待事業（はぐみんカード）	86.2	78.6	75.5
13	子育て応援アプリ『すくすくこまキッズ』	46.0	15.2	43.5
14	家庭教育に関する学級・講座	19.9	6.4	39.3
15	育児支援家庭訪問事業	32.1	12.9	21.4
16	子育て短期支援事業	12.0	0.5	16.9

100% 100% 100%

⑤地域における子育て支援について

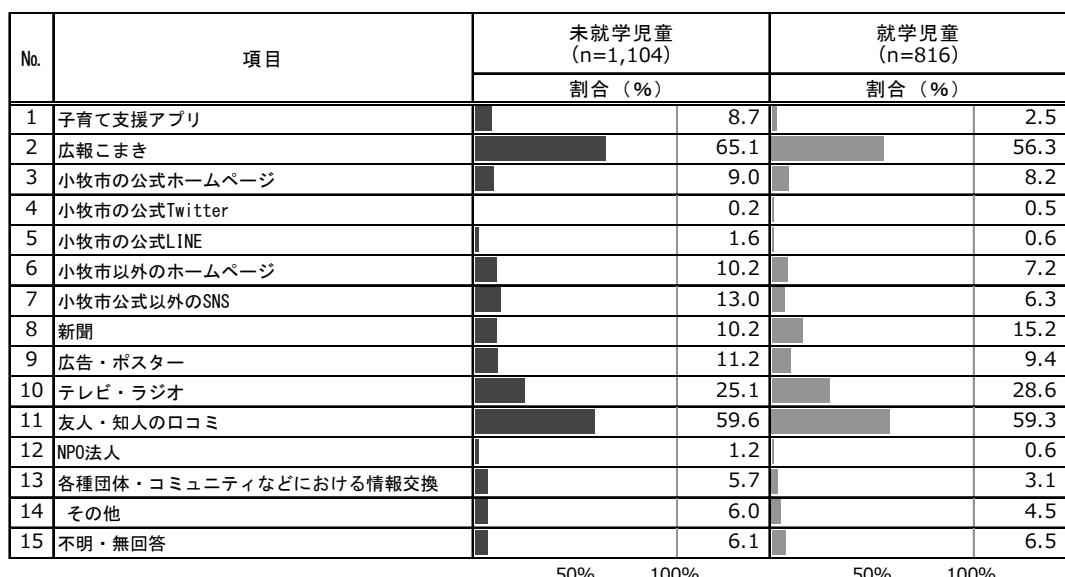
子育てに関する情報の入手先については、「広報こまき」「友人・知人の口コミ」への回答が高くなっている。

子育てに必要な支援については、「子育てしやすい住居・まちの環境面での充実」「仕事と家庭生活の両立」への回答が高くなっている。

子どもに対する経済的支援については「高等学校で進学後に必要な費用」への回答が高くなっている。

- 子育ての情報をどのようなものから得ているかについてみると、未就学児童では「広報こまき」が 65.1%と最も高く、次いで「友人・知人の口コミ」が 59.6%となっています。就学児童では「友人・知人の口コミ」が 59.3%と最も高く、次いで「広報こまき」が 56.3%となっています。

■情報の入手先（未就学：問42・就学問34）



- ・子育てをする上での悩みについてみると、未就学児童では、「子どもを叱りすぎているような気がすること」が29.3%と最も高く、次いで、「病気や発育・発達に関すること」が26.2%となっています。
- ・就学児童では、「子どもの教育に関すること」が29.8%と最も高く、次いで、「子どもを叱りすぎているような気がすること」が29.7%となっています。

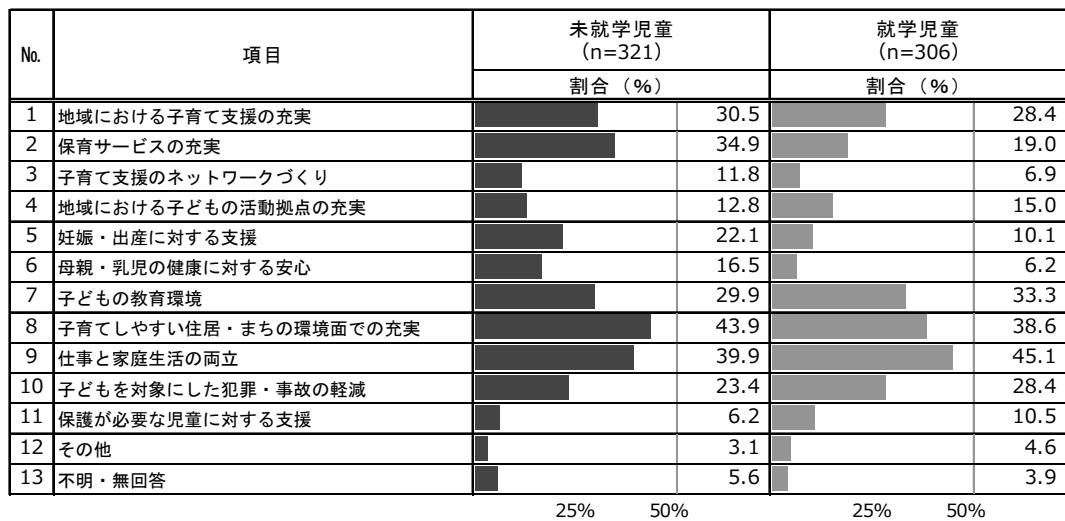
■日常悩んでいること、また気になること（未就学：問8・就学：問8）

No.	項目	今回調査		前回調査	
		未就学児童 (n=1,104)	就学児童 (n=816)	未就学児童 (n=947)	就学児童 (n=470)
		割合 (%)	割合 (%)	割合 (%)	割合 (%)
1	病気や発育・発達に関すること	26.2	16.1	29.8	18.1
2	食事をなかなか食べてくれないこと ※前回調査は「食事や栄養に関すること」	17.4	5.4	34.5	17.0
3	育児の方法がよくわからないこと	5.9	1.7	8.8	2.6
4	子どもとの接し方に自信が持てないこと	12.7	12.0	12.9	8.9
5	子どもとの時間を十分にとれないこと	18.1	20.3	16.7	19.1
6	話し相手や相談相手がいないこと	4.4	1.8	5.4	1.7
7	子どもの親同士の付き合いに関すること	12.3	12.0	15.1	15.3
8	仕事や自分のやりたいことが十分できないこと	20.7	10.7	20.3	11.7
9	子どもの教育に関すること	20.5	29.8	27.2	35.5
10	友だちづきあい（いじめ等を含む）に関すること	10.6	18.6	11.7	24.9
11	登園拒否などの問題に関すること	1.4	2.3	0.8	1.1
12	子育てに関しての配偶者・パートナーの協力が少ないこと	8.2	10.0	7.6	7.4
13	配偶者・パートナーと子育てに関して意見が合わないこと	5.4	8.3	4.0	5.5
14	自分の子育てについて、親族・近隣の人・職場などまわりの見る目が気になること	5.2	4.5	5.1	3.4
15	配偶者・パートナー以外に子育てを手伝ってくれる人がいないこと	11.3	6.6	11.0	6.6
16	子どもを叱りすぎているような気がすること	29.3	29.7	32.6	31.5
17	子どもに手をあげたり、世話をしなかったりしてしまうなど、子どもにとって安心できる家庭でないような気がすること	3.4	3.3	3.9	3.0
18	地域の子育て支援サービスの内容や利用・申し込み方法がよくわからないこと	7.1	1.2	6.8	3.0
19	その他	2.0	1.1	1.8	2.6
20	特にない	19.5	23.5	14.9	16.4
21	不明・無回答	2.4	3.7	2.0	4.5

50% 50% 50% 50%

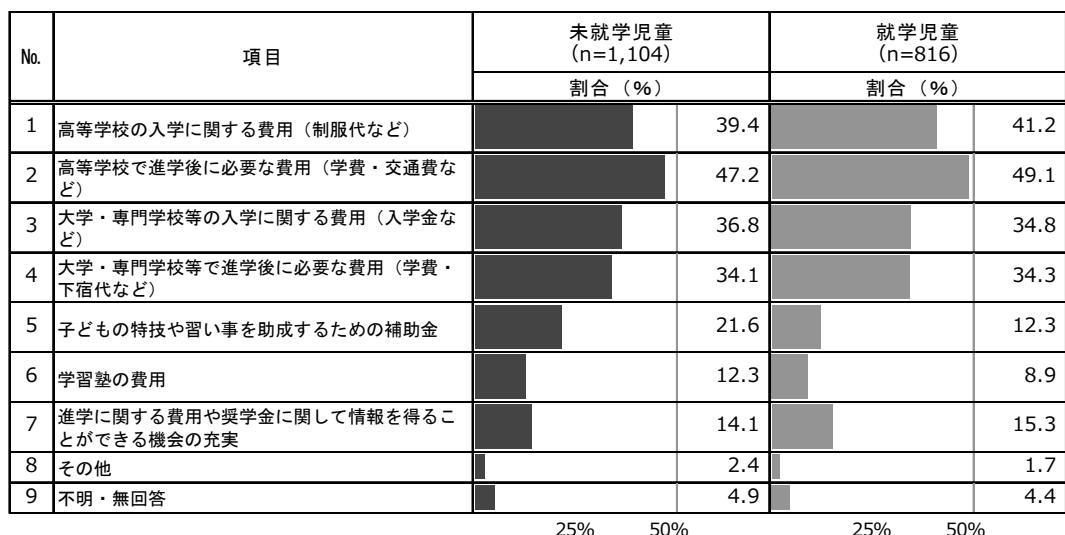
- 子育てをする中でどのような支援・対策が有効と感じているかについてみると、未就学児童では「子育てしやすい住居・まちの環境面での充実」が43.9%と最も高く、次いで「仕事と家庭生活の両立」が39.9%となっています。就学児童では「仕事と家庭生活の両立」が45.1%と最も高く、次いで「子育てしやすい住居・まちの環境面での充実」が38.6%となっています。

■子育てするなかでどのような対策が有効と感じるか（未就学：問44・就学：問36）



- 経済的な支援について、どのような支援を希望するかについてみると、「高等学校で進学後に必要な費用（学費・交通費など）」が未就学児童で47.2%、就学児童で49.1%と最も高く、次いで「高等学校の入学に関する費用（制服代など）」が未就学児童で39.4%、就学児童で41.2%となっています。

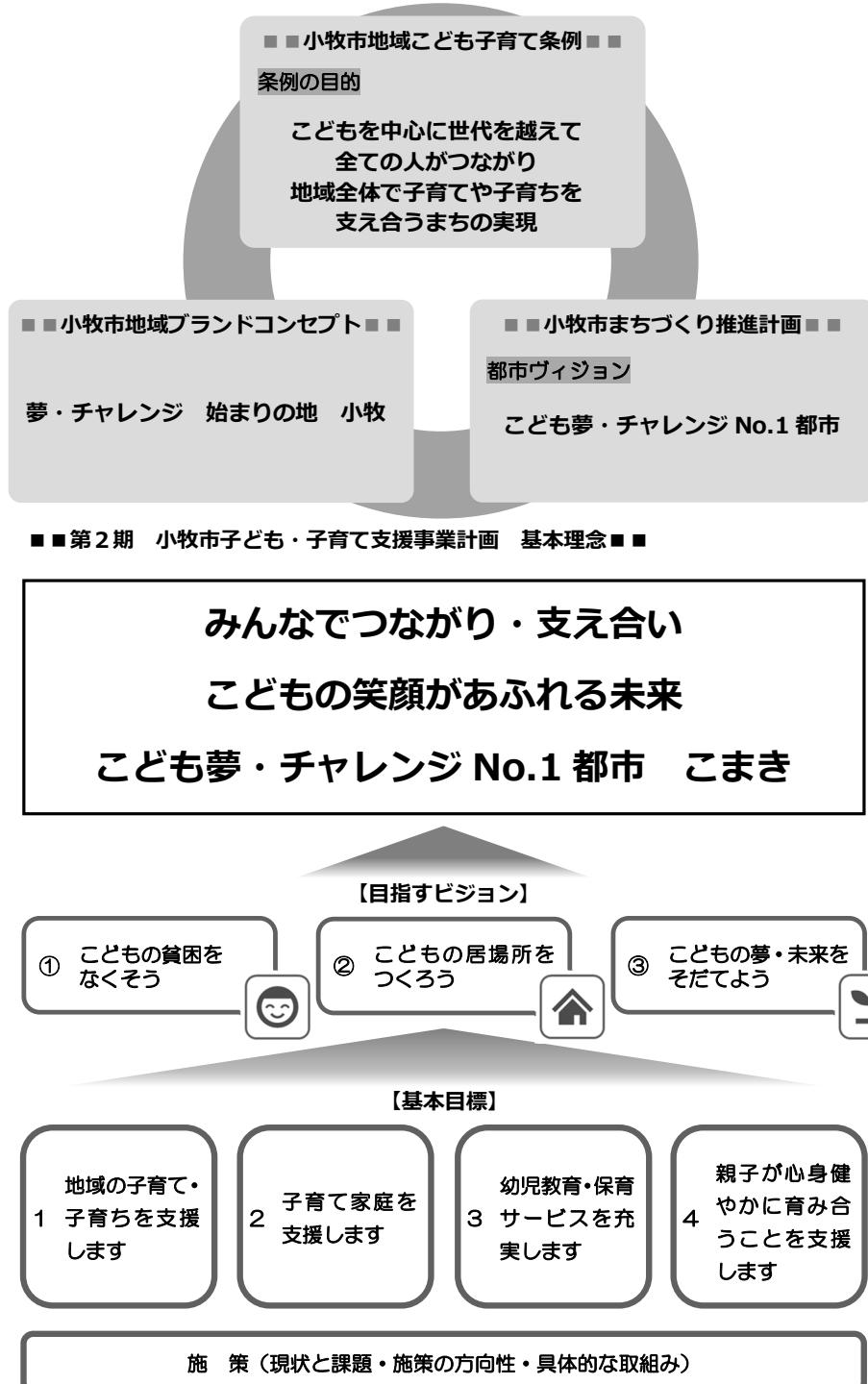
■経済的な支援について、どのような支援を希望するか（未就学：問45・就学：問37）



第3章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念

第1期計画の基本理念や小牧市地域こども子育て条例、小牧市まちづくり推進計画[☆]を踏まえ、継承するとともに、近年の社会潮流や本市の子どもを取り巻く現状、計画の進捗状況を確認・検証し、以下のように基本理念を設定しました。



2 計画の『目指すビジョン』

計画の基本理念を実現するためには、計画の体系に基づき位置づけられたそれぞれの取組みを推進していくことはもちろんのこと、子ども・子育てに関わるすべての人が連携し、世代や立場を超えて、取組みを推進することが重要です。

本計画に関わるすべての人が共有できる、わかりやすい将来の姿を『目指すビジョン』として定めます。



ビジョン①: こどもの貧困をなくそう

「子どもの貧困対策の推進に関する法律」及び「子供の貧困対策に関する大綱」の趣旨に鑑み、子どもの将来がその生まれ育った環境において左右されたり、教育の機会が失われたりすることのないよう、子どもの貧困対策を総合的、効果的に推進するため、各種取組みを横断的に推進します。



ビジョン②: こどもの居場所をつくろう

子どもの健やかな成長のためには、様々な状況に応じて、子どもや保護者が身を置くことのできる居場所、あるいは精神的なよりどころとなる心の居場所が必要です。また、地域においては、地域の大人や友達と一緒に食事や勉強、活動などを行い、社会性や規則正しい生活習慣を獲得し、世帯の孤立等を防止することができる居場所を確立することが重要です。

小牧市では、保育園や小学校、児童館[☆]などを活用して子どもの居場所となる活動場所をつくり、子どもの自主的な遊びや学習を通して子どもの育ちを支援していきます。



ビジョン③: こどもの夢・未来をそだてよう

小牧市の特徴である「子育て支援が充実している」姿を一層高め、「子どもを中心に世代を越えて、市民がつながり、支え合う、住みよいまち」を目指して制定した「こども夢・チャレンジ No.1 都市宣言」や、「小牧市地域こども子育て条例」の理念を実現するため、子どもの夢や未来への挑戦をまち全体で支援していくためのあらゆる取組みの推進に努めます。



3 計画の基本目標

各施策の「現状と課題」から導かれた「施策の方向性」や「具体的な取組み」を体系化し、次の4つの『基本目標』を設定します。

基本目標1 地域の子育て・子育ちを支援します

子どもの夢へのチャレンジを応援する仕組みを整えるとともに、子ども自身が新しいチャレンジに一歩踏み出す気運を醸成します。

行政によるサービスだけでなく、地域における支え合いや見守りの中で子どもを育てていけるよう、地域での交流の場を確保するとともに、地域住民の子育て支援の意識の向上を図ります。

基本目標2 子育て家庭を支援します

すべての家庭にはそれぞれのニーズがあり、多様なニーズに応じた適切な支援が行き届くように、子育て支援サービス等の仕組みの充実を図るとともに、相談支援、ネットワークづくりや情報提供の方法を充実します。

また、児童虐待[☆]については、相談支援などによる虐待の未然防止に努めるとともに、関係機関との連携を強化し、虐待の早期発見・早期対応を図ります。

基本目標3 幼児教育・保育サービスを充実します

すべての子どもの生涯にわたる人格形成の基礎を培うため、質の高い幼児期の教育・保育の充実を図り、令和元年10月から開始された「幼児教育・保育の無償化[☆]」をはじめとする各種幼児教育・保育サービスの適切な運用に努めます。

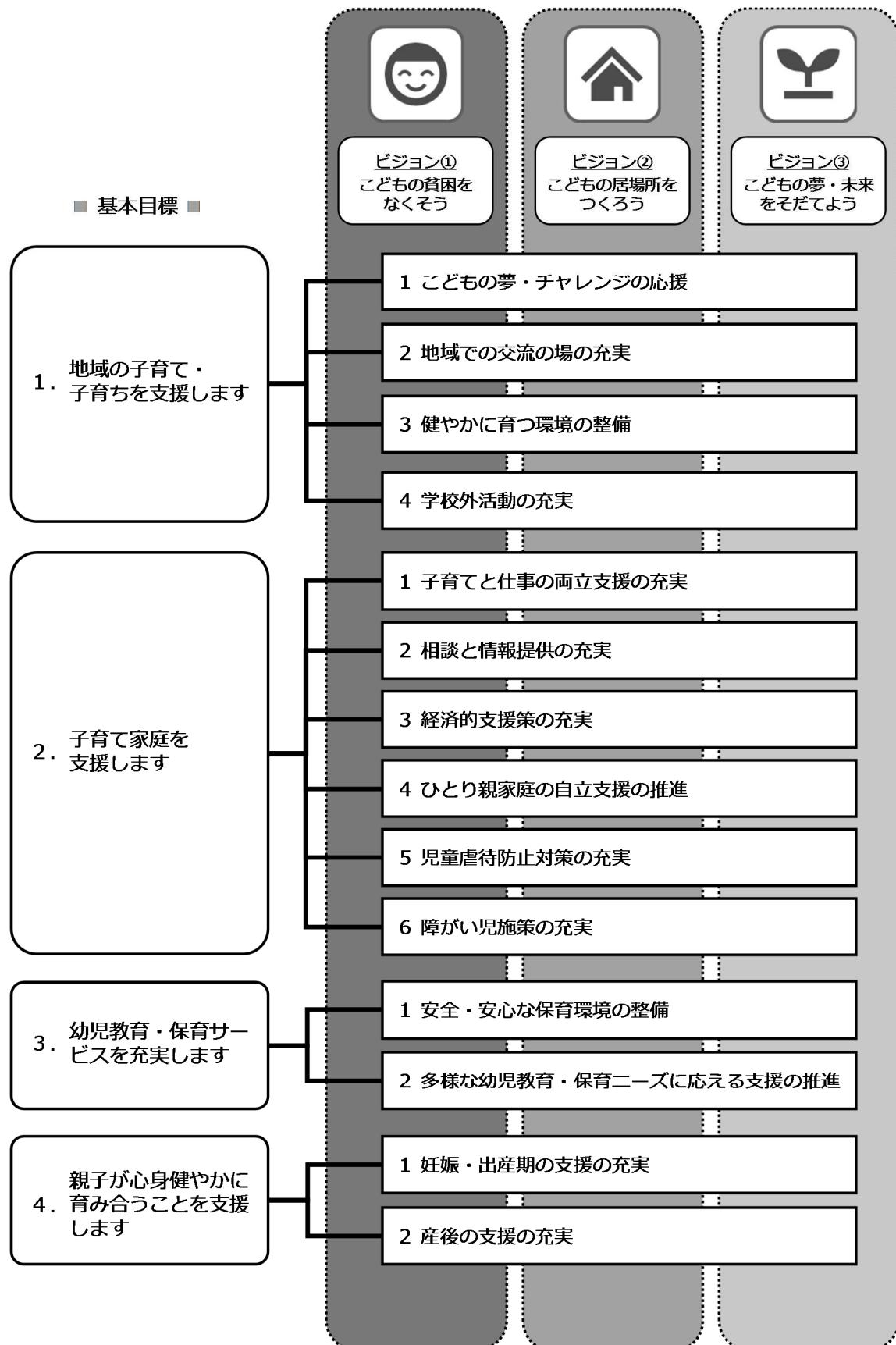
また、多様化するライフスタイルにより様々な事情を抱えた保護者のニーズに応えるため、民間事業者が運営する保育園、認定こども園[☆]はもとより、幼稚園とも連携し、すべての子どもに必要な保育または教育の機会が提供できるような環境づくりを目指します。

基本目標4 親子が心身健やかに育み合うことを支援します

妊娠・出産期から子どもの成長の各段階において、親子の健康を確保するための母子保健に関する取組みを強化します。

また、誰もが安心して妊娠・出産・子育てができるよう、関係機関と連携を図りながら、切れ目のない支援を行います。

4 施策の体系



第4章 施策の展開

基本目標1 地域の子育て・子育ちを支援します

施策1 こどもの夢・チャレンジの応援

現状と課題

○「こどもを中心に世代を越えて、市民がつながり、支え合う、住みよいまち」を目指して、平成27年5月に「こども夢・チャレンジNo.1都市宣言」を行いました。「こども夢・チャレンジNo.1都市宣言」を踏まえ、平成28年4月1日に「小牧市地域こども子育て条例」を施行し、地域全体で子育てや子育ちを支え合うまちを実現することを目指して、各種取組みを行っています。

市民からのおたより

- ・子どもたちに目標や夢をもってほしい。目標や夢の実現のために、得意なことを伸ばしていってほしい。〈アンケート〉
- ・小牧市はジュニア育成[☆]の制度が充実している。経済的な負担が少なくいろんなことにチャレンジできる。〈こまき子育てCafé〉

施策の方向性

「子どもが自分でやりたいこと=夢」を語り、子どもの夢をカタチにする仕組みをつくり、子どもの夢へのチャレンジを応援します。

また、事業を広報、ホームページなどで広く周知し、意欲と能力のある青少年が新しいチャレンジに自ら一歩を踏み出す気運を醸成します。

■具体的な取組み

NO.	取組み	内容	担当課
1	「夢の教室」開催事業 	「夢先生」となったスポーツ選手などが学校の教壇に立ち、夢や目標を持つことの素晴らしさ、夢や目標に向かって努力することの大切さ、フェアプレーや助け合いの精神を育みます。	学校教育課

NO.	取組み	内容	担当課
2	市内産業見学会 開催事業 	子どもたちに市内の特色ある企業や産業を知つてもらうことで、小牧市の特色を知り、地元への愛着を形成するとともに、将来の夢を育むきっかけづくりを行います。	こども政策課
3	夢にチャレンジ 助成金支給事業 	子どもが自分の夢をカタチにする仕組みをつくり、子どもの夢の実現を応援するため、市内在住、在学の満15歳以上満25歳以下の高校生、大学生、社会人等を対象に助成金を支給します。また、将来助成金を利用してもらう契機とするため、中学生が自分の夢を自ら考え、その夢を発表する夢にチャレンジ発表会を開催します。	こども政策課
4	児童館の英語事業 	児童館 [☆] で子どもたちが英語に親しむプログラムに参加することにより、創造性、豊かな心、意思決定力など将来の可能性を広げる力を自然に身につけられるきっかけづくりを行います。	多世代交流プラザ
5	学習支援事業 駒来塾   	経済的理由により学習塾に通えない、家庭環境により家で学習する機会がないなど、学習意欲があつても学力の定着が進んでいない中学生を対象に教員OBや教員を志望する大学生など地域の協力を得て、一定レベルの学力が定着できるように学習支援活動を行います。	こども政策課

※「夢にチャレンジ発表会」とは、令和3年度より新たに行っている事業になります。

市内在住の中学生を対象に年1回公開で実施します。

※「多世代交流プラザ準備室」は、令和2年12月に「多世代交流プラザ」になりました。



施策2 地域での交流の場の充実

現状と課題

- 安心して子育てをしていくためには、身近な地域における関わりのなかで、子育てについての助言や手助けを受けられる環境が整備されていることが重要です。また、地域で同年代や様々な年代との交流ができることも、子どもの成長において重要です。小牧市では市の子育て支援の中核施設として、こまきこども未来館を整備し、世代を越えた人々の交流が生まれる居場所づくりを目指して運営しています。
- アンケートによると、子育てをするなかで有効と感じられる支援や対策について、「子育てしやすい住居・まちの環境面での充実」が高くなっています。子育てをしていく中での負担を軽減できる環境の整備が求められています。

市民からのおたより

- ・小牧市は児童館[☆]がとても充実していて助かっています。人気があるイベントや教室は、すぐ予約がいっぱいになってしまって、枠が増えるといいなと思います。
〈アンケート〉
- ・地域で支えあうことができる環境が望ましい。児童館以外でも交流をつくる場所があると良い。〈アンケート〉
- ・子ども向けの講座やイベントが豊富で充実している。〈こまき子育て Café〉
- ・いろんな年齢の子が交流できる場がほしい。〈こまき子育て Café〉
- ・子育てに関わるボランティアの促進が必要。〈こまき子育て Café〉
- ・年齢を超えた地域のつながりの強化が必要。〈保育・地域資源把握調査〉

施策の方向性

地域における親子同士の交流の場を拡充するとともに、地域における子育て支援の担い手の裾野を広げ、地域社会全体で親子を見守る環境づくりを進めます。また、子どもが地域の中で様々な年代の人と関わりながら、豊かな心を育み、社会性や創造性を身につけて成長できる機会の充実を図ります。

地域の実情に応じて、老人福祉施設訪問等の世代間交流事業、地域における異年齢児交流事業を実施し、幼稚園・保育園・認定こども園の地域に開かれた活動を促進するとともに、子どもたちに豊かな「学び」を提供し、多様な子育てニーズに応えるため、こまきこども未来館の取組を一層充実します。

■具体的な取組み

NO.	取組み	内容	担当課
1	地域子育て支援拠点事業  	親子の孤立化を防ぎ、地域との関わり合いの中で不安感を緩和しながら子育てができるよう支援します。子育て支援の拠点として、妊娠期から子育て期までの包括的なサポートを行う子育て世代包括支援センター [☆] や、児童館 [☆] の子育て支援室において、親子が気軽に集い、交流できる場・機会を提供します。	子育て世代包括支援センター 多世代交流プラザ
2	児童館事業  	児童館で行う各種イベント、講座の充実を図るとともに、それらの行事を活用するなどして子どもを中心とした地域住民交流の拠点とします。また、子どもたちには居心地のよい場を提供し、地域の大人が子どもを見守る仕組みをつくります。	多世代交流プラザ
3 新	こまきこども未来館の運営  	こまきこども未来館は、学校や家庭では体験できない講座など、子ども達にこれからの中未来を力強く生き抜く力を育てる豊かな「学び」を提供する、本市の中央児童館としての充実を図ります。	多世代交流プラザ
4	父母クラブの育成	児童館等を拠点として、子どもが地域で健全に育つためのボランティア活動を実施している父母クラブを育成・支援します。	多世代交流プラザ
5	地域活動の支援	地域協議会、地域の子ども会の活動を支援します。	多世代交流プラザ 支え合い協働推進課
6	幼稚園・保育園・認定こども園の地域活動事業	老人福祉施設訪問や行事を通じた異世代交流を行うなど、地域住民との交流を図り、開かれた幼稚園・保育園・認定こども園を目指します。	幼児教育・保育課
7	園庭開放 	幼稚園・保育園・認定こども園の園庭を開放し、入園前の子どもたちが同じくらいの年齢の友達と遊んだり、保護者同士で情報交換したり、子育ての悩みを相談できる場を提供することにより、地域の子育て家庭に対する育児支援を行います。	幼児教育・保育課
8	地域3あい事業 [☆]	心豊かでたくましい子どもを社会全体で育むため、地区の会館を利用して地域の大人と子どもが交流する事業を実施します。	文化・スポーツ課
9	学校地域コーディネーター派遣事業	各学校への学校地域コーディネーター [☆] の派遣により、学校支援ボランティアの活動支援、児童・生徒の地域活動への参加を促進することで、家庭・学校・地域の連携を促進します。	こども政策課
10	赤ちゃんの駅 [☆] 事業	子育て家庭の保護者が安心して外出できるよう、授乳やおむつ替えのできる設備を提供できる施設の増加を目指します。	こども政策課
11 新	こども家庭センター機能の整備  	児童福祉法等の一部改正に伴い、児童及び妊産婦の福祉に関する包括的な支援を行うため、関係機関との連絡調整、必要となる支援体制の整備を図ります。	子育て世代包括支援センター

施策3 健やかに育つ環境の整備

現状と課題

- 家庭や地域の子育て力の低下が指摘される中、家庭や学校、地域がそれぞれの役割を果しながら、連携体制を強化し、子どもの健全育成を図ることが必要です。
- アンケートによると、子どもが健全に成長するために地域に期待することについて、「登下校の安全確認や非行防止活動を行う」が最も高くなっています。

市民からのおたより

- ・小、中学校の登校、下校時にたくさんのボランティアの方々に見守っていただけたと安心でき、心強いのでお願いしたいです。〈アンケート〉

施策の方向性

市内の青少年育成関係機関・団体等の代表で組織し、青少年の健全な育成を図るための活動を行う「小牧市青少年健全育成市民会議」や、「各中学校区健全育成会」との連携により、相談事業や計画的な街頭パトロールを実施します。

また、学校や地域との連携により、登下校時の見守り活動、こども110番の家[☆]など、子どもたちが安全安心に過ごすことができる環境を整えます。

■具体的な取組み

NO.	取組み	内容	担当課
1	少年センター事業	青少年と保護者の悩み事相談、少年センター補導員による街頭パトロールなどを実施し、青少年の健全育成を推進します。	こども政策課
2	各中学校区青少年健全育成会活動の活性化	青少年の非行・被害防止や、地域ぐるみの青少年の健全育成を図るための活動を支援します。	こども政策課
3	幼児期家庭教育 学級・家庭教育 推進事業	幼稚園・保育園・認定こども園・小中学校において、家庭教育 [☆] の大切さを学習したり、親子がふれあい、絆を深める機会を提供することにより、地域ぐるみの子育てを支援します。	学校教育課

NO.	取組み	内容	担当課
4	児童委員・主任児童委員活動の充実	子どもや子育てに関する研修に参加する機会を設けたり、地域に密着した子どもや子育て家庭の見守りなど、関係機関と連携しながら、児童委員・主任児童委員の活動の充実を図ります。	子育て世代包括支援センター 福祉総務課
5	通学路パトロールボランティアによる見守り活動	学校の登下校時刻を中心に、通学路の危険箇所等をパトロールし、子どもたちの安全を守ります。	学校教育課
6	こども110番の家の設置 	子どもが身の危険を感じたときに助けを求めて駆け込める「こども110番の家*」の設置を推進します。	学校教育課
7	緊急メールの配信	保護者あてに不審者情報や自然災害情報などの緊急メール配信を行います。	学校教育課
8	いじめ・不登校対策事業	小牧市いじめ・不登校対策連絡会を中心として、各関係機関と連携し、すべての児童生徒が充実した学校生活が送れるように支援します。	学校教育課
9	「こころ」と「いのち」を守るために支援 	小牧市自殺対策計画に基づき、保健、医療、福祉、教育等関連施策と連携を図り、生きることの包括的な支援を行います。	保健センター



施策4 学校外活動の充実

現状と課題

- 子どもにとって放課後は、学校で学んだことや家庭で身に付けたことを生かしながら、自主的・主体的な遊びや生活の体験を通じて、人として生きていくための知恵や社会性を育むことができる大切な時間です。その一方で、子どもたちの放課後の過ごし方は多様化していて、放課後の居場所についてのニーズも大きく、子どもたちの放課後には、多様な生活や学びの場が求められています。
- アンケートによると、放課後の過ごし方についての希望では「友達と自由に過ごすこと、また、放課後児童クラブに関する設問においては「友達と遊ぶ行事を増やしてほしい」への回答が多くなっており、放課後に子ども同士でふれあえる居場所づくりが必要です。さらに、子育てに関して日頃悩んでいることや気になることについてみると、就学児童において「子どもの教育に関すること」が最も多くなっていることから、学校以外での学習環境の整備や、学習支援の充実が求められます。

市民からのおたより

- ・放課後子ども教室の様な感じで、授業後にそのまま残って習字やそろばんやスポーツ系のものの習い事が出来るといいなあと思いました。〈アンケート〉
- ・地域の会館で宿題や勉強ができるといいなと思います。地域の方々に覚えていただく機会にもなりますし、子ども同士でもつながりができるいいと思います。〈アンケート〉
- ・核家族化や子どもの数が少ないことにより、最近の子どもは「自立」が遅れ気味ではないかということを聞く。〈保育・地域資源把握調査〉

施策の方向性

児童館[☆]、放課後子ども総合プラン、子どもの体験活動などの事業の推進を通じて、子どもたちが多様な取組みのなかから経験・学びを得ることができ、豊かな人格形成や情操教育につながるように努めます。

■具体的な取組み

NO.	取組み	内容	担当課
1	児童館事業 【再掲】  	児童館で行う各種イベント、講座の充実を図るとともに、それらの行事を活用するなどして子どもを中心とした地域住民交流の拠点とします。また、子どもたちには居心地のよい場を提供し、地域の大人が子どもを見守る仕組みをつくります。	多世代交流プラザ

NO.	取組み	内容	担当課
2	放課後子ども教室 	すべての小学生を対象として、安全・安心な放課後の活動拠点を小学校の特別教室などに設け、地域の人の協力を得て、学びやスポーツ、文化活動などの機会を提供します。	こども政策課
3 <small>充実</small>	小牧市版放課後子ども総合プラン 	小学生の安全・安心な放課後の居場所を確保するため、すべての小学生が、小牧市版放課後子ども総合プランの活動プログラムに参加できる仕組みづくりを推進します。導入検討委員会及び運営委員会において運営面での具体的な検討を重ね、全ての小学校での実施を目指します。	こども政策課
4	子どもの体験活動の推進  	心豊かでたくましい子どもを社会全体で育むため、ボランティアや地域の協力を得て、自然体験活動、ジュニアセミナーを実施します。	こども政策課
5 <small>新</small>	こども食堂の推進  	こども食堂の開設や運営の相談に応じて、関係部署との連携を図り、助言・支援へつなげます。また、各児童館と地域が連携・協力したこども食堂の開設に向け、検討を進めます。	こども政策課 多世代交流プラザ



■小牧市版放課後子ども総合プランについて

(i) 「小牧市版放課後子ども総合プラン」の基本方針

保護者の就労・未就労にかかわらず、すべての小学生が多様な体験・活動を行うことができるよう、同一の小学校内等で放課後児童クラブと放課後子ども教室の両事業を推進する「一体型の放課後子ども総合プラン」の環境整備を推進し、次代を担う子どもを育成します。

現状と課題

- 放課後子ども教室は、様々な体験、スポーツ・文化活動等が行われており、地域の理解と努力により子どもの居場所が適切に確保されています。
- 一部では放課後子ども教室の実施プログラムに放課後児童クラブの子どもが参加しており、一体型の放課後子ども総合プランを実施するための基礎的な環境が確保されています。
- 放課後子ども教室の活動実施のための企画や準備にかかる労力が大きいことが課題となっています。今後放課後子ども総合プランを実施するためには、効率的な活動実施体制の整備や、ボランティア・外部講師などを十分に確保する必要があります。
- 放課後児童クラブが狭隘化しているため、実施場所を確保する必要があります。

施策の方向性

- 事業実施にかかる諸課題を解決するため、先行して令和3年度に2か所（小牧小学校、光ヶ丘小学校）でモデル事業を行い、その評価・検証を基に全小学校実施を目指します。
- 目標事業量の達成に向けて、従事者や学校、保護者などの関係者の負担を過度に増大させるようなことがないように配慮しながら、事業の拡大に努めます。
- 児童館☆などが実施している講座を取り入れ、より一層有意義な育成支援に努めます。

確保の内容（提供体制）

■小牧市版放課後子ども総合プランの目標事業量

単位(か所)

		現状 (令和元年度)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
目標事業量		0	0	2	6	12	16
	内 一体・連携型	0	0	2	6	12	16

※令和2年度に小牧市版放課後子ども総合プランとして2か所でモデル事業の制度設計を行い、令和3年度にモデル事業を実施しました。

(ii) 余裕教室等活用の基本方針

小牧市版放課後子ども総合プランの実施にあたっては、学校施設の活用を第一に考え、放課後の使用に対して学校への支障が少ない特別教室、体育館、校庭、図書館等の活用を学校と協議します。

また、放課後子ども教室、放課後児童クラブの実施にあたり活動場所が不足する場合も、学校と協議を行い、使用計画を決定します。

(iii) 事業の推進体制

放課後子ども教室、放課後児童クラブの実施にあたり、学校や教育委員会事務局と定期的に協議を行い、課題の共有や協力体制づくりを進めます。

小牧市版放課後子ども総合プランの実施にあたっては、関係部署、学校、従事者、地域、保護者等で連携し、学校運営協議会と充分な協議を行い、円滑に運営するための方策の検討や事業の評価・検証を行います。

(iv) 特別な配慮が必要な児童への対応

放課後児童クラブの利用申請において、受け入れの目安となる基準づくりを進めます。子どもの状況、実施場所の環境、従事者のサポート体制等を総合的に勘案し、受け入れについて調整を図るとともに、子どもにとって最適なサービスが選択できるよう情報発信に努めます。

小牧市版放課後子ども総合プランについては、放課後児童クラブの運営規定と整合を図ります。

(v) 地域の実情に応じた放課後児童クラブの開所時間の延長に係る取組み

保育所との開所時間の乖離を縮小し、保育の利用者が就学後も引き続き放課後児童クラブを円滑に利用できるように、保護者や児童の実情を踏まえた開所時間の延長に取組みます。

令和3年度には、平日の開所時間を19時まで延長しました。

(vi) 放課後児童クラブの育成支援等

放課後児童クラブの役割である「保護者が労働等により扈間家庭にいない子どもに適切な遊び及び生活の場を与え、子どもの状況や発達段階を踏まえながら、その健全な育成を図る」を達成するため、研修や情報交換会を通じて従事者の資質向上を図るほか、活動内容について保護者説明会等で報告し、利用者の理解を促進します。

また、小牧市版放課後子ども総合プランの実施にあたっては、事業内容や目的の周知に努めます。

基本目標2 子育て家庭を支援します

施策1 子育てと仕事の両立支援の充実

現状と課題

○近年、女性の社会進出が進んでおり、少子高齢化を踏まえた今後の日本経済の維持・発展のためにも、一層の女性の能力の活用を推進していく必要があります。子育てと仕事を両立するためには、安心して子どもを預けることができる保育サービスの充実が不可欠となっています。また、近年は就労形態の多様化により、保育ニーズも多様化してきているため、利用者の視点にたったきめ細やかなサービス提供が求められています。

○本市でも女性の労働率[☆]は平成22年から平成27年にかけて上昇していますが、未婚・既婚間では結婚・出産期にあたる年代で労働率に大きく差が出ており、結婚・出産による女性の離職について依然として課題が残っています。

市民からのおたより

- ・男性が育児、家事をするのがあたりまえの教育をしてほしい（子どもも本人も）小牧が日本一子育てしやすい市になってほしい、目指してほしい。〈アンケート〉
- ・一時預かりはとても助かるのでもっと広まってほしい。〈こまき子育て Café〉
- ・男性も能動的に子育ての活動に参加するようになってきた。子育ては女性だけが頑張るものではないという認識が浸透してきている。〈保育・地域資源把握調査〉

施策の方向性

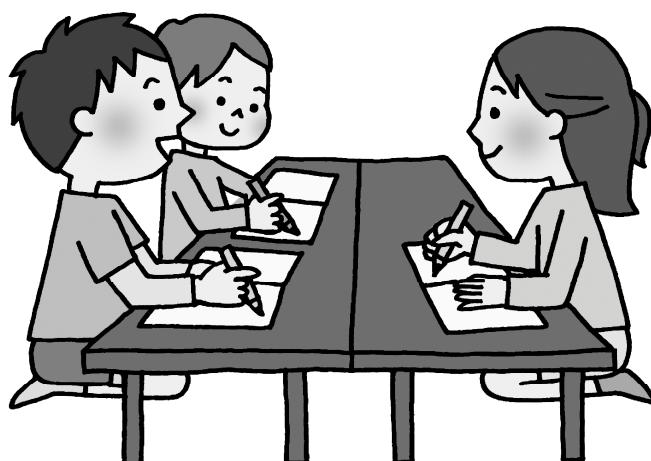
保育ニーズの増加や変化に対応していくとともに、保護者の生活実態や意向を十分踏まえながら、各種保育サービスの充実を図り子育てと仕事の両立支援の充実に努めます。

■具体的な取組み

NO.	取組み	内容	担当課
1	子育て援助活動 支援事業 (ファミリー・サポート・センター事業)	子育てについての援助を受けたい人、支援ができる人が会員となり、相互に子育てについての援助活動を行います。今後、援助会員数を増やすため説明会や講習会を実施し、会員登録できる機会を増やすとともに、会員確保の手段や運営方法について調査し、改善に努めます。	子育て世代包括支援センター
2	一般型 一時預かり事業 (一時保育) 	保護者の就労や病気等の理由で、一時的または断続的に家庭での保育が困難な未就園児を対象に、保育園で預かります。	幼児教育・保育課

NO.	取組み	内容	担当課
3	幼稚園型 一時預かり事業 (預かり保育) 	幼稚園、認定こども園（1号認定）に通う在園児のうち希望者を対象に、教育時間終了後や長期休業中に幼稚園、認定こども園で預かります。	幼児教育・保育課
4 充実	子育て世代包括支援センター等における一時預かり事業の拡充 	保護者の外出や育児に伴う負担などの理由で、家庭で育児をすることができない場合に、生後6か月から就学前の子どもを対象に実施する一時預かり事業について、子育て世代包括支援センター*に加え、東部地区の大城児童館で実施するとともに、ニーズに合わせた拡充を検討します。	子育て世代包括支援センター 多世代交流プラザ
5	子育て短期支援事業 (ショートステイ) 	保護者が病気などの理由で、家庭において子どもを養育することが一時的に困難となった場合に、宿泊を伴った一時預かりを行います。	子育て世代包括支援センター
6	放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ） 	小学生児童の保護者が就労等により扈間家庭にいない場合に、授業の終了後に子どもに適切な遊び及び生活の場を提供し、その健全な育成を図ります。また、施設の老朽化、狭隘化に対する整備や改築、支援員の確保やICT化による事務の効率化等に努めます。	こども政策課
7	病児・病後児保育事業 	子どもが病気で、かつ保護者が家庭で保育を行うことが困難な場合に、専用施設で一時的に子どもを預かります。また、保育中の体調不良児を一時的に預かるほか、保育所入所児に対する保健的な対応を行います。	幼児教育・保育課

※放課後児童クラブに関連する「小牧市版放課後子ども総合プラン」については39Pへ



施策2 相談と情報提供の充実

現状と課題

○本市では、子育て世代包括支援センター[☆]や保健センター、保育園、児童館[☆]など、多様な機関が子育て支援を実施しており、その対象や目的は様々となっています。

○アンケートによると、第1期子ども・子育て支援事業計画に引き続き、各子育て支援事業について、認知度と利用状況、利用意向の間に乖離が出ており、事業の周知がされていないがために必要な支援に結びついていない人が依然として多いことが想定されます。

市民からのおたより

- ・小牧市は子育てに力を入れているのだと思います。家の近くにも児童館があり、利用できるのはうれしいです。子ども向けのイベントも数多くあると思いますが、なかなか知る事が難しい。知る機会を増やしてほしいと思います。〈アンケート〉
- ・たくさんの制度があるが知らない人が多いと思うから情報をもっと広めるべき！
〈アンケート〉
- ・情報はインターネットで入ってくるが、直接話せて、親の気持ちをやわらげられる場が必要。〈保育・地域資源把握調査〉
- ・行政には関係機関、組織のネットワーク化に対する支援をお願いしたい。
〈保育・地域資源把握調査〉

施策の方向性

子育てを地域社会全体で支えていくためには、地域の関係機関や地域住民との連携が必要です。保護者同士や相談支援員のネットワーク、行政や関係機関とのあらゆるネットワークを有機的につなげることで、地域全体の子育て力の向上を図ります。

そのネットワークの一部として、気軽に相談できる窓口や電話での相談、地域の担い手による相談活動など、保護者のニーズや利用増加に対応した相談体制の整備を図ります。そして一連の子育て情報を集約し、積極的に発信することで、よりよい子育てができる環境を構築していきます。

■具体的な取組み

NO.	取組み	内容	担当課
1 充実	利用者支援事業 (基本型)(母子 保健型)及び子育 て支援ネットワー クづくり 	専任の利用者支援コーディネーターを配置し、多様な子育て支援サービスの中から利用者が適切に選択できるよう相談に応じるとともに、関係機関との連絡調整を実施し、妊娠・出産・育児期にわたり切れ目なく支援を行います。また、利用者支援コーディネーター等による定期的な施設訪問や、利用者支援会議を開催し、関係機関との連携を図ります。	子育て世代包括 支援センター

NO.	取組み	内容	担当課
2 新	こども家庭総合拠点事業の実施 	利用者支援事業をはじめ関係機関と連携し、子どもとその家庭及び妊産婦等を対象に、福祉に関する必要な支援に係る業務（相談への対応、情報提供、要支援・要保護児童への支援など）を総合的に実施します。	子育て世代包括支援センター
3	情報の発信	出産・子育てに関する様々な状況において、利用することができる制度の周知を図ります。広報、ホームページ、SNS、子育てアプリ等各種ツールを活用しつつ、各種事業の開催時の他、様々な機会をとらえ、情報の発信を行います。	こども政策課 幼稚園教育・保育課 子育て世代包括支援センター 多世代交流プラザ
4 新	スクールソーシャルワーカー派遣事業 	貧困やネグレクト [☆] といった家庭環境に要因がある児童生徒の問題行動事案について、社会福祉士などの資格を有するスクールソーシャルワーカーを派遣し、児童生徒が置かれた環境へ働きかけことで、一人ひとりの子どもの学びと育ちを応援していく体制をつくります。	学校教育課
5 新	ヤングケアラーの相談支援  	ヤングケアラーは、家族の世話や家事により子どもらしい生活ができなくなるなど、家庭内のデリケートな問題であり、本人や家族の自覚もなく表面化しにくい構造となっているため、各小中学校と連携し、早期発見に努めます。また、子ども自身や周囲の大人がヤングケアラーへの理解を深め、その存在に気づくことが重要であるため、周知啓発を行い、相談・支援体制を検討していきます。	子育て世代包括支援センター 学校教育課
6 新	こまき妊娠 SOS 相談・支援  	思いがけない妊娠や望まない妊娠等で、誰にも相談できず一人で悩んでいる方を対象に相談支援を行います。また様々な選択肢を含めた情報提供を行います。	子育て世代包括支援センター
7 新	流産・死産の相談・支援	流産や死産を経験された方の気持ちに寄り添い、相談支援を行います。また流産や死産を経験された方が利用可能な社会資源（産後ケア事業や産婦健康診査等）の情報提供を行います。	子育て世代包括支援センター
8 新	こども家庭センター機能の整備 【再掲】  	児童福祉法等の一部改正に伴い、児童及び妊産婦の福祉に関する包括的な支援を行うため、関係機関との連絡調整、必要となる支援体制の整備を図っていきます。	子育て世代包括支援センター
9 新	すくすく子育て応援事業	国の伴走型相談支援及び出産・子育て応援給付金の一体的実施事業の開始に伴い、妊娠期から子育て期にかけて相談支援体制を充実し、経済的支援を行います。	子育て世代包括支援センター

施策3 経済的支援策の充実

現状と課題

- 非正規雇用の拡大などの全国的な社会情勢を背景として、子育て世代が経済的な課題を抱えるケースが多くなっています。経済的な事情を理由に自身が理想としている人数の子どもを持たない人も多くなっており、今後の少子化に向けても、子育て世代に対して金銭的負担の軽減を図っていく必要があります。
- 物価高騰などの影響により子育て世代の負担が一層増加しており、より手厚い子育て支援が求められています。
- 本市では、高校生等までの児童を対象に、医療機関等を受診された際の、保険診療における自己負担額を助成します。
- アンケートによると、どのようなことがあればもっと子どもがほしいと思うかについて、「将来の教育費に対する補助」「妊娠・出産に伴う医療費の補助」が高く、経済的な負担の軽減が求められます。

市民からのおたより

- ・高校や大学等の学費に対する不安があります。幼保無償化はとてもありがたくほっとしました。今後、高等教育に対しても経済的な支援があると、これからの中を担う子ども達が家庭の経済状況に左右されず、自分の描いた道を歩める社会になれば、もっとより良い社会になるのではと思います。〈アンケート〉
- ・中学校卒業まで医療費無料がありがたい。〈こまき子育て Café〉
- ・3人目以降の幼稚園・保育園の保育料金が無料になるのは、小牧市の自慢したいところです。〈こまき子育て Café〉

施策の方向性

子育て家庭において、家計に占める子育てのコストの負担が過重にならないよう、国の制度適用に加えて市独自の支援を強化し、必要な経済的支援措置を講じます。

■具体的な取組み

NO.	取組み	内容	担当課
1 新	幼児教育・保育の無償化 	国の実施する幼児教育・保育の無償化 [☆] に加え、市独自の制度として0歳児から2歳児までの保育料の無償化と第3子以降の子どもの副食費の免除を実施します。 新制度未移行の幼稚園を利用している同一世帯の子どものうち、第3子以降の子どもの保育料の無償化上限額 25,700 円（月額）を超えた額を補助します。	幼児教育・保育課

NO.	取組み	内容	担当課
2	幼児教育・保育の無償化に伴う給付の円滑な実施	保護者の利便性等を考慮しながら、対象施設における制度の周知と、公正かつ適正な支給の確保に努めます。また、立入調査への同行等、県との連携や情報共有を図りながら施設等の確認及び指導監督を適切に行います。	幼児教育・保育課
3	実費徴収に係る補足給付事業 	保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設☆等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に必要な費用や行事への参加に要する費用、給食の副食費（新制度未移行の幼稚園対象）等を助成します。	幼児教育・保育課
4 <small>充実</small>	子ども医療費の助成 	高校生等までの児童を対象に、医療機関等を受診された際の、保険診療における自己負担額を助成します。	保険医療課
5	児童手当の支給 	中学校卒業までの児童を養育している保護者を対象に、児童手当を支給します。	こども政策課
6	私立高等学校等授業料補助 	私立高等学校等に通学されている家庭の負担を軽減するため、所得の状況に応じて授業料の一部を助成します。	学校教育課
7	就学援助費の支給 	経済的な理由で就学が困難な児童または生徒の保護者に対し、学校でかかる費用の一部を援助します。	学校教育課
8	奨学交付金の支給 	向学心に富み、かつ経済的に恵まれない生徒に対し、高等学校等に入学する際の準備金を支給します。	学校教育課
9	児童クラブ保護者負担金の減免 	保護者の世帯所得の状況等を勘案して、負担金を減免します。また多子世帯に対しても減免を行います。	こども政策課
10 <small>新</small>	小中学校給食費無償化 	保護者が同一生計の子どもを2人以上扶養している場合で、小牧市立小中学校に通う第2子中学生、第3子以降の学校給食費を恒久的に無償化します。	学校給食課
11 <small>新</small>	公共施設等におけるこども料金の改定 	公共施設等におけるこども料金の基本的な考え方を整理し、改正に向けた検討を行います。	財政課
12 <small>新</small>	すくすく子育て応援事業【再掲】	国の伴走型相談支援及び出産・子育て応援給付金の一体的実施事業の開始に伴い、妊娠期から子育て期にかけて相談支援体制を充実し、経済的支援を行います。	子育て世代包括支援センター

施策4 ひとり親家庭の自立支援の推進

現状と課題

- ひとり親家庭は、特に経済的な面において困難を抱えるケースが多く、多方面からの支援が必要です。
- アンケートによると、子どもが健全に成長するために市に期待する施策について、「家庭への経済的な支援」のうち「児童手当やひとり親手当などの経済的な支援の充実」が最も多いことから、ひとり親家庭が抱える経済的な不安への支援が必要です。

市民からのおたより

- ・ひとり親に対して、もっと子どもに不自由なく修業させられる環境をつくってほしい。子どもの習い事をさせてあげたくても収入などによって難しいことがある。
〈アンケート〉
- ・父子家庭に関する相談がしたいが、どこですればいいかわからない。
〈アンケート〉

施策の方向性

ひとり親家庭に対して、子育て・生活支援、就業支援策、経済的支援策等の総合的な自立支援を推進します。

■具体的な取組み

NO.	取組み	内容	担当課
1	女性のための就労支援講座事業 	女性の就労・自立支援のための講座等を開催します。	多世代交流プラザ
2	母子家庭等日常生活支援事業 	ひとり親家庭が急激な環境の変化や疾病などにより、一時的に生活支援が必要な場合、家庭生活支援員を派遣して生活の安定を図ります。	子育て世代包括支援センター
3	母子・父子相談 	母子及び父子家庭の生活上の問題、子どもに関するとの相談窓口として母子・父子自立支援員を配置し、相談体制の充実を図ります。	子育て世代包括支援センター
4	ひとり親家庭への就業支援 	ひとり親家庭の経済的自立を図るため、職業能力講座を受講した場合に受講料を助成する自立支援教育訓練給付金や、看護師等の養成機関で修学する場合に支給する高等職業訓練促進費などにより、就業の支援を行います。また、専門資格を有する就労支援専門員を配置し、ひとり親の抱える様々な相談に対応します	子育て世代包括支援センター

※取組み No.1 「女性のための就労支援講座事業」の担当課名は、令和2年12月までは「まなび創造館」です。

NO.	取組み	内容	担当課
5 新	ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援金の支給  	高等学校を卒業していないひとり親家庭の父母や、20歳未満の子を対象に、高等学校卒業程度認定試験の合格を目指す講座受講料の一部を助成します。	子育て世代包括支援センター
6	ひとり親家庭への手当の支給 	父親または母親のいない児童を養育している保護者に児童扶養手当、県・市遺児手当を支給します。	こども政策課
7 新	ひとり親家庭等入学支援金の支給  	大学等に入学するひとり親家庭等の子に対し、準備金を支給します。	こども政策課
8	母子父子寡婦福祉資金の貸付 	母子家庭、父子家庭等及び寡婦に対して経済的自立の助成や児童の福祉の増進を図ることを目的として資金の貸付を行います。	子育て世代包括支援センター
9	母子・父子家庭医療費助成制度 	児童扶養手当・市遺児手当の受給者と手当対象児童について、医療機関等を受診された際の、保険診療における自己負担額を助成します。	保険医療課

施策5 児童虐待防止対策の充実

現状と課題

○全国的に深刻な児童虐待[☆]事件が続発しており、児童虐待に対する社会の関心が高まっています。背景として、核家族化の進行や地域のつながりの希薄化による子育て家庭の孤立が考えられます。

○本市においても、児童虐待に関する相談対応件数は年々増加しており、全国的に早い段階で設置した要保護児童対策地域協議会[☆]を中心に児童虐待防止対策を行っています。

市民からのおたより

- 同じ子育て世代と話せる機会がないことで、痛ましい事件や事故にもつながっていく可能性がある。お母さんたちが相談できる場、きっかけがもっと増えてほしいと感じている。〈保育・地域資源把握調査〉

施策の方向性

養育支援を必要とする家庭を早期に把握し、児童虐待の発生予防を行うとともに、虐待の早期発見、早期対応を推進するため、福祉に関する必要な支援に係る業務を総合的に実施することも家庭総合拠点事業を実施します。また、虐待の恐れがあるケースなど、児童相談所の権限や専門性を要する場合には、遅滞なく介入を求められるように関係機関との連携を強化し、密接に情報提供できるよう努めます。

■具体的な取組み

NO.	取組み	内容	担当課
1 新	こども家庭総合拠点事業における児童虐待防止対策の実施 	利用者支援事業をはじめ関係機関と連携し、子どもとその家庭及び妊産婦等を対象に、福祉に関する必要な支援に係る業務（相談への対応、情報提供、要支援・要保護児童への支援など）を総合的に実施します。また、児童虐待対策基本計画に基づき事業を推進し、その進捗について検証します。	子育て世代包括支援センター
2	家庭児童相談 	家庭における児童問題や家族の相談に応じ、適切な指導・助言を行います。	子育て世代包括支援センター
3	児童虐待防止のための早期発見・早期対応 	保健、医療、福祉、教育ならびに児童相談所など児童問題に関連する各関係機関との連携を強化し、児童虐待の早期発見と適切で迅速な対応を図ります。	子育て世代包括支援センター
4	要保護家族のフォローケア事業	虐待を受けた子どもの保護・救済だけでなく、虐待した親・保護者に対するフォローケアについても、要保護児童対策地域協議会で対応します。	子育て世代包括支援センター

施策6 障がい児施策の充実

現状と課題

- 障がいのある子ども一人ひとりの個性と能力を適切に伸ばしていくためには、ライフステージごとに切れ目のない支援を充実していく必要があります。
- 乳幼児健診など多様な事業の機会を通して早期発見・早期療育[☆]に取組んでいます。早期発見の増加により、相談や支援に対するニーズが高まってきており、各関係機関が連携を図りながら支援に取組んでいます。
- 本市では「第6期小牧市障がい福祉計画・第2期小牧市障がい児福祉計画」に基づき、障がいのある子どもが可能な限り身近な場所で療育等の支援を受けることのできる環境整備等を推進しています。
- 本市では、「あさひ学園[☆]」において、母子通園により療育[☆]支援を行うとともに、保護者への相談支援を実施しています。

市民からのおたより

- ・発達障がいのある子どもが増えていると思いますが、先生の知識は少ないような気がしています。同じ発達障がいでも、それぞれ違うので、なかなか難しいのかと思いますが、いろんな子ども達が、それぞれ伸びていけるような環境になってほしいです。〈アンケート〉
- ・発達に心配のある親子についての研修や対応方法を学ぶ機会を充実してほしい。
〈保育・地域資源把握調査〉

施策の方向性

障がいのある子どもなど、特別な支援が必要な子どもの健全な発達、身近な地域での安心した生活を支援するため、保健、医療、福祉、教育等の各種施策の連携を強化し、在宅支援の充実、就学支援を含めた教育支援体制の整備等の一貫した総合的な取組みを推進します。

また、特定教育・保育施設[☆]、特定地域型保育事業[☆]及び放課後児童健全育成事業（児童クラブ）における障がい児の受け入れを推進するとともに、受け入れにあたっては、各関係機関との連携を図ります。

■具体的な取組み

NO.	取組み	内容	担当課
1	発達に合わせた療育事業	<p>一人ひとりの障がいの程度に合った保育・療育[☆]の機会が得られるようにきめ細やかな対応に努めます。市内5施設と、ふれあい総合相談支援センターにて相談支援、子育て世代包括支援センター[☆]内で出張相談を行います。</p> <p>あさひ学園[☆]においては、母子通園による療育支援を行うとともに、相談支援も行います。</p>	障がい福祉課
2	特別な支援を必要とする子どもへの支援	障がいのある子どもの自立と社会参加に向けた主体的な取組みを支援するため、子どもが示す困難に対応した教育相談を実施し、ニーズに合わせた指導や支援ができるように努めます。こどもこころの相談員 [☆] による相談や、特別支援教育相談員 [☆] ・学校生活センター [☆] の配置、関係特別支援学校による相談などの取組みを通じて、支援を行います。	学校教育課
3	児童クラブにおける障がい児の受け入れ推進 	集団保育の可能な障がいのある子どもの受け入れを積極的に行い、障がい児保育の充実に努めます。また、必要に応じて職員の加配を検討し、保育支援体制を整えます。	こども政策課
4	幼稚園・保育園等における障がい児等の受け入れ推進 	集団保育の可能な障がいのある子どもの受け入れを積極的に行い、障がい児保育の充実に努めます。また、保育園等では医療的ケア児を受け入れ、支援し、適正に保育するために「小牧市障がい児等保育及び支援事業実施要綱」で定める検討委員会において医療的ケア児の処遇を検討し、保育支援体制を整えます。	幼児教育・保育課
5	障害児通所支援 	児童発達支援 [☆] 、医療型児童発達支援、居宅訪問型児童発達支援、放課後等デイサービス [☆] 、保育所等訪問支援により、日常生活や集団生活のルールなどを学ぶ身近な療育の場を提供します。	障がい福祉課
6	障害児福祉手当・特別児童扶養手当の支給	<p>在宅の20歳未満の人で心身に著しく重度の障がいがあり、日常生活において特別な介護が必要な人に障害児福祉手当を支給します。</p> <p>また心身に障がいのある在宅の20歳未満の児童を養育している人に、特別児童扶養手当を支給します。</p>	障がい福祉課

基本目標3 幼児教育・保育サービスを充実します

施策1 安全・安心な保育環境の整備

現状と課題

- 全国的に少子化が進んでいる一方で、働く女性の増加により、低年齢の子どもの保育ニーズは増大しており、本市においても例外ではありません。
 - 本市においては、子ども・子育て支援新制度[☆]施行後、公立保育園の民営化や私立幼稚園の認定こども園への移行、特に増加する低年齢児の保育ニーズに対応するため、小規模保育事業所の新設を推進するなど、待機児童の解消に向けた取組みを行ってきました。
 - 様々な取組みの成果もあり、平成31年4月時点において、待機児童はゼロとなりましたが、無償化[☆]の影響や、育児休業[☆]からの復帰等により、年度途中でも随時入園を希望する申請者は増加傾向にあることから、引き続き、安全・安心な保育環境の整備を継続していく必要があります。

市民からのおたより

施策の方向性

本計画や本市の関連計画に基づき、保育園の適正配置・整備を推進することにより、多様な保育ニーズへの対応を図ります。

■具体的な取組み

NO.	取組み	内容	担当課
1	保育園の適正配置・整備	本計画や本市の関連計画に基づき、民間事業者による私立保育園の新設や公立保育園の統廃合や整備等による保育園の適正配置・整備を継続して行うことで、多様な保育ニーズへの対応を図ります。	幼児教育・保育課

保育園の適正配置・整備の基本的な考え方

①これまでの経過と今後の方向性

公立保育園の民営化は、平成22年3月に策定し、平成27年3月に改訂した「小牧市立保育園運営計画[☆]（改訂版）」により計画的に進めてきました。公立保育園の民営化は、多様な保育の推進とそれに必要な人材の確保が柔軟に行えること、公立と民間との相乗効果等により市全体の保育の質の内容が向上することへの期待、財政面では国・県からの補助金による市の負担が軽減できるというメリットから、平成22年度以降の10年間に概ね半数程度を民営化するとしています。

民営化対象園は、建築年次等からしばらく建替えや大規模改修を行う必要がないと考えられる保育園の中から選定しました。

その結果、概ね計画どおりに民営化を進めることができ、これまでに6園（村中保育園、味岡保育園、レイモンド小牧保育園（旧第三保育園）、みなみ保育園、篠岡保育園、一色保育園）を民間移管しました。

民営化を継続する場合には、東部地区、中部地区、西部地区の各地区内のバランスを考慮した私立保育園の配置と、公立保育園の施設の老朽化対策、つまり、公立保育園の統合等による新たな適正配置・整備も必要となります。

現在、公立保育園の建替えには国の補助制度がなく、市が建替える場合には、市の財政負担は過大となります。国の補助制度を活用するには、民間事業者が建替える必要があります。

このような状況を踏まえ、公立保育園の民営化ではなく、公募による民間事業者の私立保育園の新設や公立保育園の統廃合等も含め検討することにより、全体の半数程度を私立保育園とし、民間活力の活用も想定した保育園の適正配置・整備を推進し、今後の保育サービスをより一層充実していきます。

また、少子化が進行する一方で、近年保育需要は増えており、特に0歳から2歳までの低年齢児の保育需要が増えている中で、待機児童を解消すべく、遊戯室を保育室として使用している保育園が多数あります。また、休日保育、一時保育、延長保育など、多様な保育ニーズも増えており、それらに対応した施設整備を行う必要があります。

市内に21園ある認可保育園のうち、14園が築40年以上経過しており、保育室の確保やバリアフリー化など、多様な保育ニーズに対応するため、築40年以上の施設については、将来の保育需要を見込みながら計画的に建替えや統廃合を検討します。

さらに、0歳児から2歳児までの保育料の無償化に伴い、入園を希望する保護者の更なる増加が見込まれることから、建替えや統廃合の検討を加速し、保育ニーズに応える保育環境の整備に努めます。

②今後の市の責任と役割

保育園は、生涯にわたる人間形成の基礎を培うべきわめて重要な時期に、その生活時間の大半を過ごす場であり、民営化や民間事業者による私立保育園の公募、その他施設の統合を含む保育園の適正配置・整備を進めた場合であっても、児童福祉法に基づき、保育の実施義務はあくまで市が有するものです。

また、保育園の適正配置・整備は増大かつ多様化する保育ニーズに対応していく方策であり、市が運営する公立保育園のみで提供していた保育サービスに、民間を活用した保育サービスを織り交ぜることにより、保護者の保育選択の幅を広げ、ひいては本市の全体の保育水準の向上を目指すものです。

こうした認識のもと、本市では、保育園の適正配置・整備を進めるにあたり、保護者などに対して十分な説明を行うほか、今後も私立保育園に対する適切な支援や助言、保育水準の維持・向上のための各種方策を実施します。

③市内保育園の連携

現在、市内には 21 の認可保育園があり、そのうち 14 園が市が運営する公立保育園、7 園が民間事業者が運営する私立保育園です。

公立保育園は、他の公共機関との連携が図りやすいことから、私立保育園をはじめ、学校や保健センター、子育て世代包括支援センター[☆]、その他の福祉施設などと連携しながら、地域における子育て支援ネットワークを形成する中心的役割を担います。

また、公立保育園では、市の考え方に基づき、共通の保育サービスを提供することになりますが、私立保育園では、民間のノウハウを活用し、地域の実情や保育観、国の制度などの様々な要因を考慮しながら、創意工夫による保育サービスを提供することが可能であり、多様な保育ニーズに対応できる保育園として、延長保育や一時保育、休日保育などが充実した保育園としての役割が期待されます。

市内の保育を必要とする子どもが利用する保育施設において、保育所保育指針に基づいた保育サービスが提供されるよう、公立、私立の垣根を越えて市内すべての保育園が連携・協力しながら、研修計画や各種マニュアルの作成等に携わり、学び合うとともに、保育実践を通して切磋琢磨し、市全体の保育の質の向上を目指します。

④保育園の適正配置（P66・67「■教育・保育提供区域における施設配置図」参照）

（i）東部地区

東部地区には篠岡保育園、古雅保育園、大城保育園、陶保育園の4園があります。

篠岡保育園については、平成30年度に民間移管しました。残る古雅保育園、大城保育園、陶保育園の3つの公立保育園については、小牧市公共施設適正配置計画に基づき、人口動向や保育需要により、施設の統合等を検討します。

（ii）中部地区

中部地区は、名鉄小牧線に沿って市域の中央部を南北に区切る地区です。他の2地区と異なり、土地区画整理事業による名鉄小牧線沿線の市街地整備などにより、今後しばらくは人口の増加が見込まれています。

中部地区では、適正な保育の量と質を確保するため、地区内の市有地を活用しながら、民間事業者による私立保育園の公募や老朽化した公立保育園の統合を含めた適正配置等を検討する必要があります。

市内で唯一の公立幼稚園である第一幼稚園は園舎の老朽化や園児数が年々減少傾向にあるという課題があります。

また、近接する大山保育園は建築後約50年が経過しており、保育室が慢性的に飽和状態であることや、送迎用の駐車場が十分確保できないなどの課題があります。

これらのことから、今後の第一幼稚園については、老朽化している大山保育園と統合し、公立の認定こども園として令和9年度の開園を目指して整備を進めます。

さらに、小牧市公共施設適正配置計画を見直し、さくら保育園については、園舎の老朽化や保育室不足等を解消するため、令和9年度以降の建替えを検討します。

（iii）西部地区

西部地区のうち、北里地区には、小木保育園、藤島保育園、北里保育園の3園があります。

小木保育園については、平成24年度に新園舎に移りました。それに対して北里保育園については、建築年度が昭和44年度と公立保育園の中で最も古く、藤島保育園についても昭和52年度の建築で園舎が老朽化しています。

北里地区の公立保育園の適正配置は、藤島保育園、北里保育園が抱えている園児の減少と施設の老朽化の課題の解決と合わせて進めることとします。

小牧市公共施設適正配置計画では、藤島保育園と北里保育園を統合して、民営化を検討するとしており、令和10年度の開園を目標に、民間事業者による適正な規模の新たな私立保育園の建設を検討します。設置場所については、地区内の適切な場所とします。

また、西部地区のうち、三ツ渕地区には、三ツ渕北保育園と三ツ渕保育園の2園があります。この2園についても園児の減少と施設の老朽化の課題がありますので、小牧市公共施設適正配置計画の方針に従い、両保育園の統合を検討します。

⑤園舎内各室の利用の適正化

保育園には、年齢に応じた保育室のほか、遊戯室、保健室、調理室、職員室などが配置されています。保育室については、子どもの年齢に応じた面積基準が設けられおり、1室あたりの保育可能人数が制限されることになります。

また、遊戯室は、保育室よりも大きな面積の部屋で、リズム遊びや遊戯、発表会など多目的な活動を行う目的で使用する部屋です。

しかしながら本市では、待機児童を解消するために遊戯室を保育室として使用しており、本来の部屋の用途ではなく、保育活動を主な目的としています。

このため、窮屈な保育環境のもとで保育が行われ、さらには行事の度に、保育の環境を行事用に改装し、行事終了後には保育の環境に戻すという負担を強いられています。

よって、子どもの数の推移や、保育需要を注視し、利用定員の変更と園舎内各室を本来の目的により使用できるよう適正化を図っていきます。

⑥安全・安心な保育環境の提供

「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に基づき、平成19年度に、昭和56年6月以前に着工された階数2以上かつ延床面積500平方メートル以上の特定建築物に該当する保育園、及び木造の保育園について耐震診断を実施しました。

さらに、平成23年度に昭和56年6月以前に着工された特定建築物以外の保育園について、耐震診断を実施しました。

これらの耐震診断により耐震改修が必要な保育園については、平成25年度までにすべての耐震改修が完了しています。

また、平成30年6月に大阪府北部を震源とする地震により小学校のプールのブロック塀が倒壊し、その塀に挟まれた女子児童が亡くなった事故を受け、平成30年6月22日付け厚生労働省より発出された「社会福祉施設等の耐震対策及び安全点検の状況の確認について」の通知がありました。これを受け、すべての保育園のブロック塀等を含む耐震対策及び安全点検の状況を確認しました。

その結果、岩崎保育園プールの目隠し塀及びシャワー設備の壁面が、ブロック積みの構造であることが判明したため、速やかに撤去工事を行いました。

今後も日頃から施設の安全点検を実施するとともに、不具合や異常が確認された際には、迅速かつ適切に対応し、安全・安心な保育環境を提供します。

⑦保育園の適正配置・整備の目標

公立保育園と私立保育園が互いの強みを活かすことで、相乗的に質の高い保育サービスを目指します。

そのため、将来的に公立保育園と私立保育園の比率が概ね均等になるよう各地区の保育園の適正配置・整備や園舎内各室の利用の適正化を推進します。

⑧民間事業者の応募資格と選定方法

令和2年度以降に実施する民間事業者の公募に関する基本事項を次のとおりとし、その都度設置する選考委員会において協議し、決定します。

(i) 民間事業者の公募

令和2年度以降に実施する民間事業者の応募資格と選定方法は、以下のとおりとします。

応募資格	愛知県、岐阜県または三重県内において、認可保育所、幼稚園または認定こども園の運営実績のある、社会福祉法人、学校法人
選定方法	学識経験者、保護者代表などにより構成する選考委員会において募集要項を作成し、公募により事業者を募集し、書類審査、プレゼンテーション審査等により同委員会において選定

(ii) 公募の条件

民間事業者の公募にあたっては、保育の質の確保には十分配慮しつつ、多様化する保育ニーズに対応することなど以下の条件を課すものとします。

受け入れ年齢	0歳児から6歳に達した以後の最初の3月31日までの子どもの受け入れを行うこと
職員配置基準	0歳児 3:1、1歳児 5:1、2歳児 6:1、 3歳児 20:1、4・5歳児 30:1の基準で職員を配置すること
開所日	12月29日から1月3日以外は、開所すること
開所時間	午前7時から午後7時の12時間を設定すること
障がい児保育	障がいのある児童が障がいのない児童と同じ集団の中でともに育ちあうという考え方に基づき、集団保育が可能な障がいのある児童の受け入れを行うこと
特別保育	延長保育、一時保育、休日保育等の地域子ども・子育て支援事業 [☆] を実施すること
第三者評価	福祉サービス第三者評価を受審するよう努めること
その他	公立園を民営化する場合は、上記条件のほか、従前の『小牧市立保育園運営計画 [☆] （改訂版）』における民営化の条件を考慮すること

施策2 多様な幼児教育・保育ニーズに応える支援の推進

現状と課題

- 核家族化の進行や、雇用・勤務形態の変化等により、延長保育や休日保育など、保育ニーズは複雑化・多様化しています。
- 子ども・子育て支援新制度[☆]においては、地域型保育給付[☆]の創設により、多様な主体による保育の実施を促進しています。また、すべての子どもに質の高い教育・保育を提供できる体制を整備するため、保護者の就労に関わらず利用できる「幼保連携型認定こども園」の普及促進等、教育・保育の一体的提供のための取組みを強化しています。
- 保育士確保が一層困難になっており、保育士の働き方改革や待遇改善などにより、魅力と働きがいのある職場づくりが求められています。
- アンケートによると、「認定こども園」の利用状況が 1.7%であるのに対して、無償化[☆]した場合の利用意向は 27.1%と高くなっています。

市民からのおたより

- ・教育や保育にかかる施設や設備の整備を推進してほしい。〈アンケート〉
- ・乳児から預けられる保育園が少なく、公立の保育園での乳児の受け入れを増やしてほしい。〈アンケート〉
- ・職員の質の向上（研修実施等）の充実が必要。〈保育・地域資源把握調査〉
- ・小学校との情報の共有の充実が必要。〈保育・地域資源把握調査〉

施策の方向性

多様化する保育ニーズに対応するため、一時保育や延長保育、休日保育の充実を図ります。保護者の安心を確保するため、現行の研修体制を見直し、教育・保育指針に基づいた研修計画を策定し、質の高い教育・保育サービスの提供を図ります。

また、就学前施設と小中学校との連携を推進するため、幼稚園・保育園・認定こども園・小中学校が参加する「幼年期教育連携推進会議」の充実を図ります。

■具体的な取組み

NO.	取組み	内容	担当課
1 新	幼児教育・保育の無償化 【再掲】 	国の実施する幼児教育・保育の無償化 [☆] に加え、市独自の制度として0歳児から2歳児までの保育料の無償化と第3子以降の子どもの副食費の免除を実施します。 新制度未移行の幼稚園を利用している同一世帯の子どものうち、第3子以降の子どもの保育料の無償化上限額 25,700 円（月額）を超えた額を補助します。	幼児教育・保育課

NO.	取組み	内容	担当課
2	保育サービスの充実  	保育ニーズの変化に対応するため、一時保育や延長保育、休日保育など、多様な保育サービスを実施します。	幼児教育・保育課
3	教育・保育の質の向上	教育・保育の質の向上、幼稚園教諭・保育士・保育教諭 [*] の専門性の向上、質の高い人材の安定的な確保のため、幼稚園教諭・保育士・保育教諭の待遇などの改善や研修体制の充実に積極的に取組みます。 タブレット端末などのICT機器の配備や保育支援システムの導入など、保育園環境の向上を図ります。併せて保育園の建替え、統合や民営化を検討し、保育士の適正配置に努めます。 また、安定的な給食提供体制を整えるため、調理業務等の委託を推進します。	幼児教育・保育課
4	私立幼稚園への支援	私立幼稚園が園の振興と幼児教育の増進を図るために実施する事業や、私立幼稚園連合協議会が人材育成のために実施する情報交換や研修などの各種事業を支援します。	幼児教育・保育課
5	認定こども園化の支援	私立幼稚園の認定こども園化に向け、事業者に対する支援を行います。	幼児教育・保育課
6	小中学校との連携の推進 	幼稚園・保育園・認定こども園・小学校・中学校が参加する幼年期教育連携推進会議での検討を踏まえながら、幼児教育・小中学校教育の連携の強化と質の向上への取組みを推進します。	幼児教育・保育課
7 新	保育園等の公私格差の是正	私立保育園等の保育士不足の解消や、モチベーション向上を図り、安全安心でより良い保育サービスを提供するため、新たな補助制度を創設します。	幼児教育・保育課
8 新	土曜日の共同保育の実施	働き方改革や待遇改善などを推進し、保育士がやりがいを持って働き続けることのできる職場環境を整備するとともに、安定的な保育体制を整えるため、土曜日の共同保育を実施します。	幼児教育・保育課



基本目標4 親子が心身健やかに育み合うことを支援します

施策1 妊娠・出産期の支援の充実

現状と課題

- 核家族化・少子化が進む現在、自身の出産ではじめて赤ちゃんに接するという保護者が少なくありません。子育て経験者が身近におらず、相談相手がない、アドバイスや支援が受けにくい環境が多くなっています。
- 母子保健計画策定指針を踏まえ、各市町村において、平成27年度から、国の「健やか親子21（第2次）」に基づいた母子保健を進めていくこととなっています。
- アンケートによると、妊娠・出産・子育てを通じて困ったことや悩んだことについて「妊娠時の体調変化や健康管理」「出産時の不安」が多くなっており、妊娠・出産に伴う不安を軽減する支援が求められます。

市民からのおたより

- ・広報を見ていると、母親向けの子育てに関する講座が用意されている一方で、父親向けの情報提供の講座が少ないように感じました。例えば子どもを育てるにあたり、どのような補助があるのかや、父親の立場から子育て講座（赤ちゃんとの接し方や食事）などの講座があると助かります。既に講座がある場合は、広報でよりアピールしてください。〈アンケート〉
- ・市のHPなどで現在の地域の産婦人科の受入体制などまとめられたページがあれば安心できるのになど思います。〈アンケート〉
- ・親子健康手帳に情報をたくさん書き込めるのはよかったです。〈こまき子育てCafé〉

施策の方向性

保護者の妊娠・出産期の不安感を軽減し、妊娠期からの切れ目ない支援を行うための事業を実施し、子育て世帯の安心感の醸成に努めます。

■具体的な取組み

NO.	取組み	内容	担当課
1	親子健康手帳交付  	親子健康手帳☆の交付の機会を捉え、父親と母親との協力関係の構築、育児不安などの軽減を図ります。小牧市独自の親子健康手帳を活用することで、父親や母親としての意識を高め、「二人で子育て」ができるよう、また、子どもが「愛されて成長してきたこと」を実感し、「命の大切さ、尊さ」を学べるよう支援します。	子育て世代包括支援センター

NO.	取組み	内容	担当課
2 充実	妊婦健康診査事業	母子ともに健康で、安全・安心に出産を迎えるよう、妊娠中の定期的な健康診査により、母子の健康管理を支援します。（多胎妊婦は妊婦健康診査受診票を5枚追加交付）	子育て世代包括支援センター
3	離乳食教室	離乳食教室を開催し、各時期に応じた適切な離乳ができるよう指導・助言を行います。	保健センター
4 新	産前産後ヘルパー事業	妊娠中から産後6ヶ月（双子以上の場合は12ヶ月）にかけて、母親の体調不良などの理由により家事を行うことが困難で、家族からの援助も十分受けられない場合に、市が委託する事業者からヘルパーを自宅に派遣し、家事の援助を行います。	子育て世代包括支援センター
5 新	妊娠期の支援講座の開催  	妊娠期を中心に妊婦、親子が参加できる支援講座を開催することで、子育ての孤立化を防ぎ、育児の楽しさが感じられるよう支援します。また、妊娠婦だけでなく、妊婦の家族や父親が参加できる講座も開催し、育児参加を支援します。	子育て世代包括支援センター
6 新	こまき祖父母手帳  	今と昔の育児の違いや祖父母世代が利用できる相談窓口・社会資源等を周知し、祖父母世代の孫育てを支援します。	子育て世代包括支援センター
7 新	こまき巡回バス「こまくる」のマタニティフリーパスの配布 	妊娠婦を対象にこまき巡回バス「こまくる」を無料で乗車することができるフリーパスを配布し、妊娠婦の外出を支援します。	子育て世代包括支援センター
12 新	すくすく子育て応援事業【再掲】	国の伴走型相談支援及び出産・子育て応援給付金の一体的実施事業の開始に伴い、妊娠期から子育て期にかけて相談支援体制を充実し、経済的支援を行います。	子育て世代包括支援センター



施策2 産後の支援の充実

現状と課題

○出産後、特に生後間もない期間については、赤ちゃんの授乳や慣れない育児で保護者のこころとからだの不安が増す時期です。育児不安の解消に向けた予防的支援を行うなど、育児の不安や困難さに伴うストレスを解消し、肯定感を持って子育てできる環境づくりが必要です。

○アンケートによると、子育てに関して日頃悩んでいることや気になることについて、未就学児では「子どもを叱りすぎているような気がすること」「病気や発育・発達に関することが多くなっており、子育て中の不安や悩みの相談機会を充実するとともに、保護者が正しい知識を得られる機会を提供していくことが求められます。

市民からのおたより

- ・2人目、3人目の子どもを育児する親の、心のケアを重視した取組みを充実してほしい。〈こまき子育てCafé〉
- ・世の中が便利になると育児が複雑になっているように感じる。そんな中で小牧市は、子育て支援が充実しているので、救われるママたちはたくさんいるように思う。

〈保育・地域資源把握調査〉

施策の方向性

産後における支援の充実を通じて、親子が孤立することなく地域の中で安心して子どもを産み育てられる環境づくり、また、親子の自己肯定感が育まれるような支援体制の整備に努めます。

■具体的な取組み

NO.	取組み	内容	担当課
1	育児相談 	発達相談・運動発達相談や、母乳相談、児童館 [☆] で開催する育児相談、育児相談専用電話「こまねっと [☆] 」等を通じて育児に関する相談を行い、育児不安の軽減を図ります。	子育て世代包括支援センター 保健センター

NO.	取組み	内容	担当課
2 	産後ケア事業	産後、母親の体調不良や育児不安があり家族から十分な援助が受けられない産後12ヶ月未満の母子を対象に、市と契約している産婦人科医療機関等で、心身のケアや育児サポートなどきめ細やかな支援(ショートステイ、デイケア、アウトリーチ)を実施します。併せて流産・死産を経験された方も利用することができることを周知します。	子育て世代包括支援センター
3	乳児家庭全戸訪問事業 	育児をスタートしたばかりの不安の大きい時期に保健連絡員 [☆] 等が訪問し、親子の成長を見守るとともに、必要な家庭に対し専門的、継続的支援につなげます。	保健センター
4	養育支援訪問事業	育児支援が必要な方を対象に助産師が訪問し、継続的な支援を進めます。	子育て世代包括支援センター
5	保健師・栄養士・歯科衛生士による訪問	育児不安の軽減を図るために訪問し、必要な支援を実施します。	保健センター
6	乳幼児健康診査・歯科健康診査	ほぼ全ての親子と会うことができる健康診査において、疾病の早期発見のみならず乳幼児の心と体の成長・発達を保護者と確認するとともに、育児支援に視点をおいた健康診査を進めます。	保健センター
7	母親歯科健康診査	産後、口腔内環境が悪化しやすい母親に対し、歯科疾患の早期発見、早期治療を図るとともに、子どもへの感染予防を図るため、母親を対象とした歯科健診を行います。	保健センター
8	予防接種	適切な時期に予防接種ができるように個別通知を行い、感染の恐れのある疾病の罹患予防及び蔓延の予防を図ります。	保健センター
9 	アニバーサリー事業 	「アニバーサリー事業」として、子育て世代包括支援センター [☆] 及び市内児童館 [☆] において1歳のお誕生日の節目に絵本等をプレゼントし、その機会に情報提供や育児相談を行い、必要に応じて関係機関と連携して継続支援します。	子育て世代包括支援センター
10	自己肯定感の醸成 	「世界でかけがえのない たったひとつの大切な命」であることを自分自身が知り、ありのままの自分を受け入れ、いのちを大切にできるよう、市内の小中学校において「小牧市生と性のカリキュラム [☆] 」を推進するとともに、地域や乳幼児を持つ保護者にも働きかけます。	保健センター
11 	すくすく子育て応援事業【再掲】	国の伴走型相談支援及び出産・子育て応援給付金の一体的実施事業の開始に伴い、妊娠期から子育て期にかけて相談支援体制を充実し、経済的支援を行います。	子育て世代包括支援センター

第5章 教育・保育等の量の見込みと確保の内容

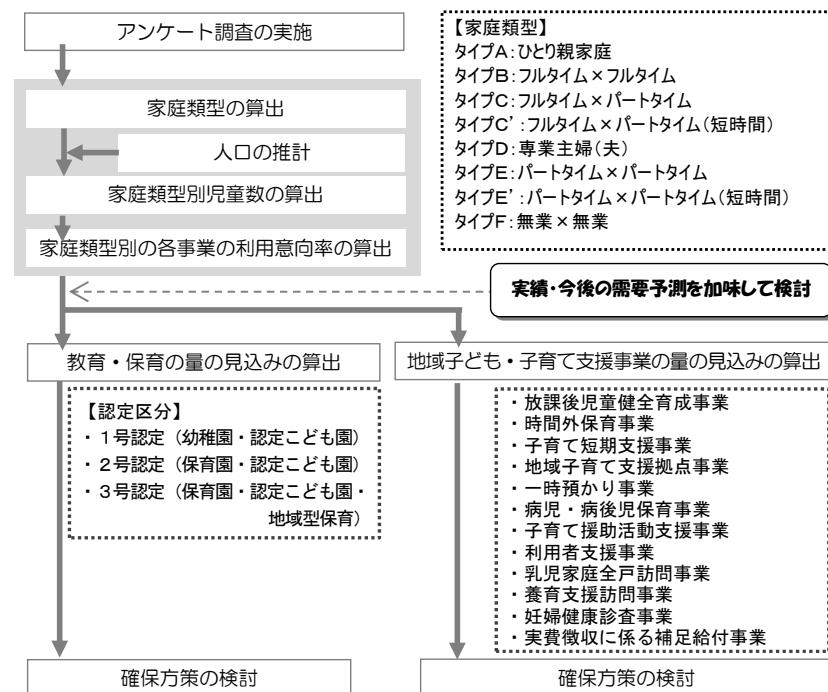
1 目標事業量の設定

国の方針では、子ども・子育て支援に係る現在の利用状況及び潜在的なニーズを含めた利用希望を把握した上で、令和2年度を初年度とする5年間の、教育・保育事業、及び地域子ども・子育て支援事業[☆]の量の見込みを定めるとともに、その提供体制の確保の内容及びその実施時期等を盛り込むこととされています。

ただし、国で示された量の見込みの算出方法は全国一律のものであり、実際の利用状況などとは乖離する場合があります。実態と大きく乖離する場合は、市町村独自で実態に応じた補正を行うことができます。

本市においても、平成31年1月に実施した「小牧市子ども・子育てに関するアンケート調査」をもとに、事業の利用実績や現在の供給体制、今後の動向などを踏まえ、量の見込みを設定しています。

■目標事業量の見込みの算出の流れ



■認定区分と提供施設

保護者の申請を受けた市町村が、保育の必要性を判断し認定区分を決定します。認定区分により利用可能施設が異なります。

認定区分	年齢	利用可能施設			
		幼稚園	認定こども園	保育園	地域型保育施設
1号認定（保育の必要性なし）	3-5歳	○	○		
2号認定（保育の必要性あり）	3-5歳		○	○	
3号認定（保育の必要性あり）	0-2歳		○	○	○

2 教育・保育提供区域の設定

国では、地理的条件、人口、交通事情などを総合的に勘案し、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することができる可能な区域（以下、「教育・保育提供区域」という。）を定め、教育・保育提供区域内での需給計画を立てることとしています。

本市においては、市域や通勤圏などを勘案し、教育・保育事業は3ブロックに分割し、東部地区、中部地区、西部地区として設定することとします。

なお、地域子ども・子育て支援事業[☆]のうち、放課後児童健全育成事業は、小学校区単位で設置し、その他は利用実績や給付体系の状況を踏まえ、市全域とすることとします。

■教育・保育提供区域

区域名		ブロック	小学校区	全市
区域数		3	16	1
教育 業 ・ 保 育 事 業	1号認定（3～5歳・教育）	●		
	2号認定（3～5歳・保育）	●		
	3号認定（0～2歳・保育）	●		
地域 子 ど も ・ 子 育 て 支 援 事 業	放課後児童健全育成事業		●	
	時間外保育事業			●
	子育て短期支援事業			●
	地域子育て支援拠点事業			●
	一時預かり事業			●
	病児・病後児保育事業			●
	子育て援助活動支援事業			●
	利用者支援事業			●
	乳児家庭全戸訪問事業			●
	養育支援訪問事業			●
	妊婦健康診査事業			●
	実費徴収に係る補足給付事業			●

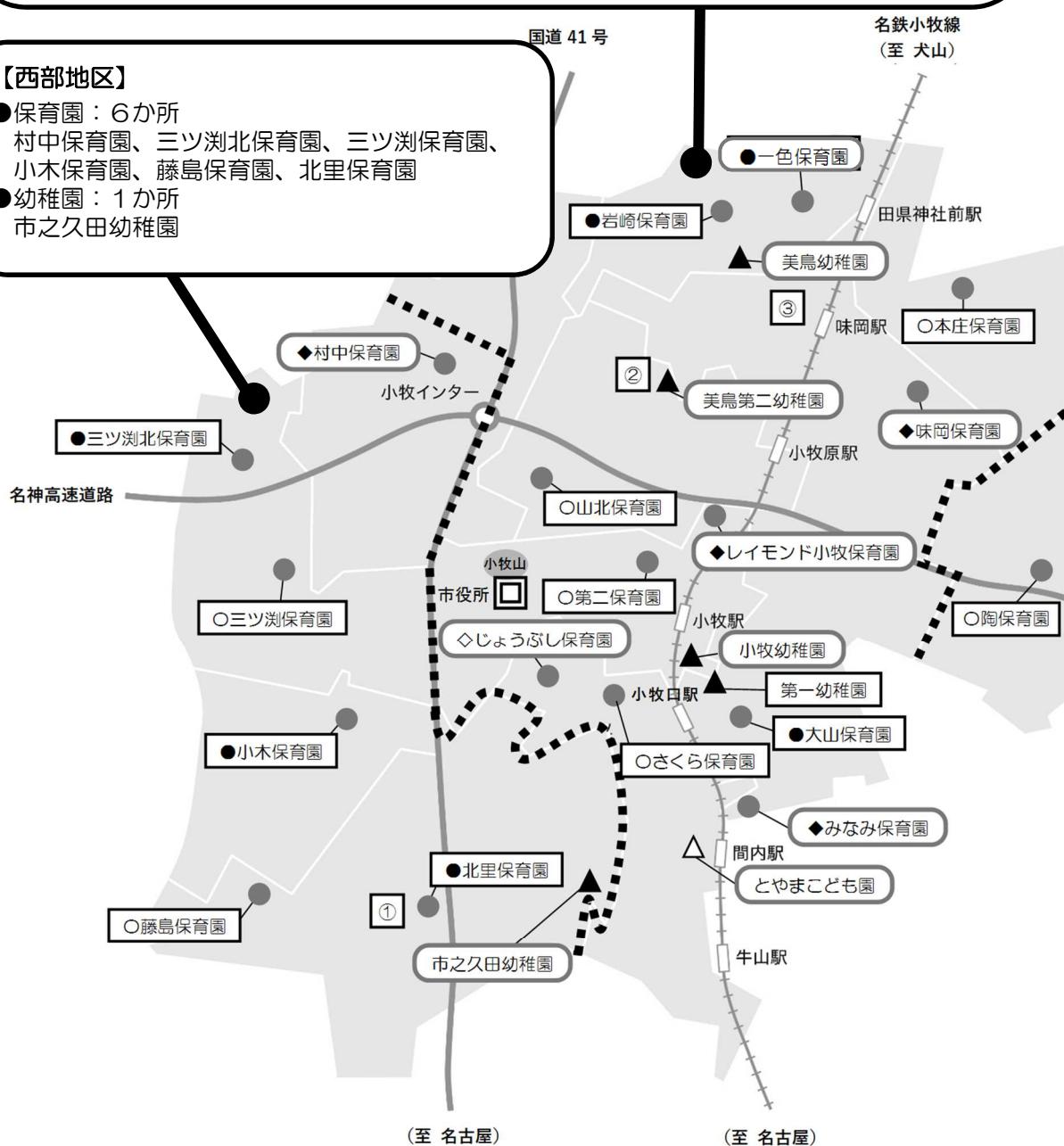
■教育・保育提供区域における施設配置図

【中部地区】

- 保育園：11か所
一色保育園、岩崎保育園、本庄保育園、味岡保育園、山北保育園、レイモンド小牧保育園、第二保育園、じょうぶし保育園、さくら保育園、大山保育園、みなみ保育園
- 幼稚園：4か所
美鳥幼稚園、美鳥第二幼稚園、小牧幼稚園、第一幼稚園
- 幼保連携型認定こども園：1か所
とやまこども園
- 地域型保育事業（小規模保育事業）17か所

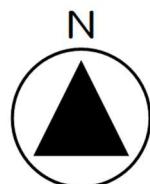
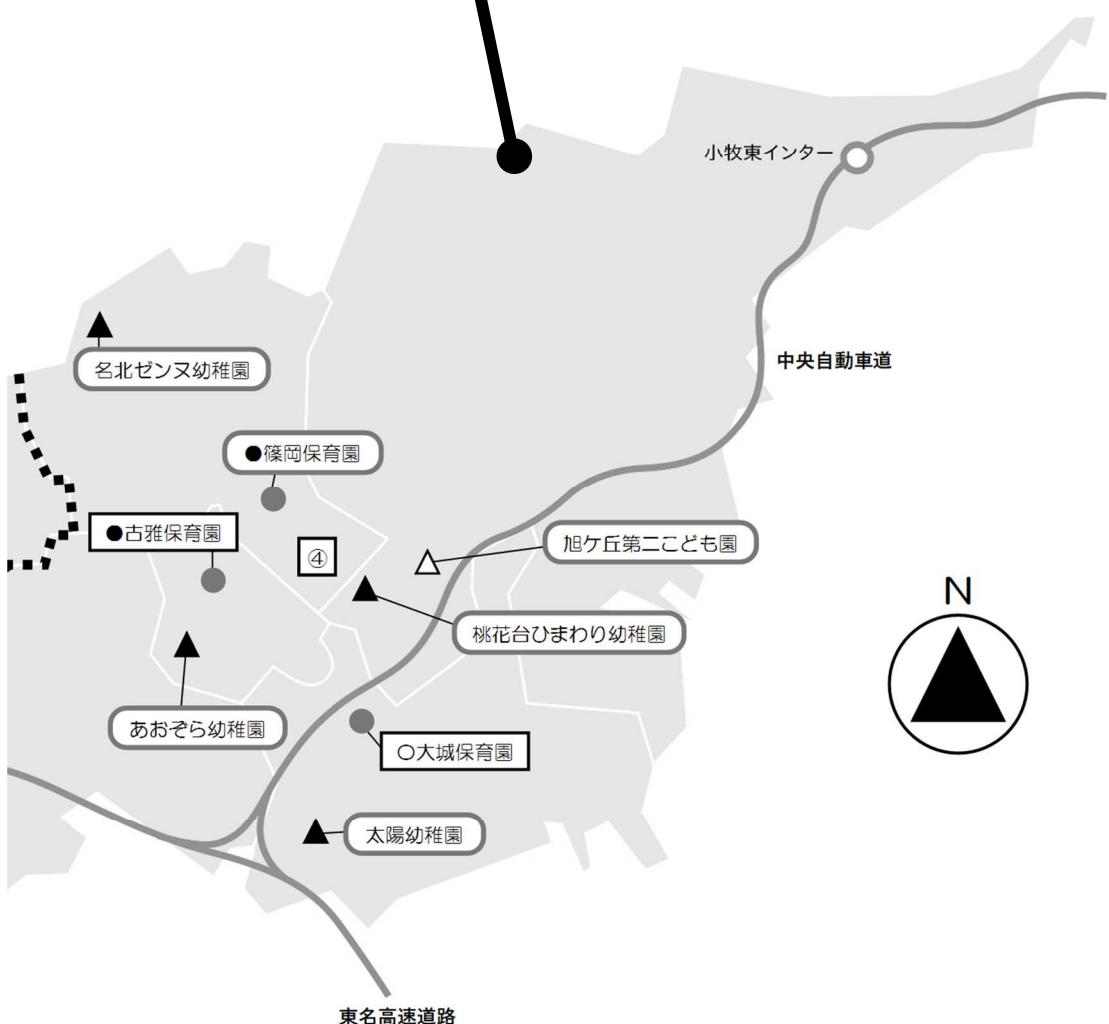
【西部地区】

- 保育園：6か所
村中保育園、三ツ渕北保育園、三ツ渕保育園、小木保育園、藤島保育園、北里保育園
- 幼稚園：1か所
市之久田幼稚園



【東部地区】

- 保育園：4か所
篠岡保育園、古雅保育園、大城保育園、陶保育園
- 幼稚園：4か所
名北ゼンヌ幼稚園、桃花台ひまわり幼稚園、あおぞら幼稚園、太陽幼稚園
- 幼保連携型認定こども園：1か所
旭ヶ丘第二こども園



【教育・保育施設凡例】

	公立施設
	私立施設

【公共施設凡例】

- ① 北里市民センター
- ② パークアリーナ小牧
- ③ 味岡市民センター
- ④ 東部市民センター

● 保育園

○	1歳児から
●	0歳児（3か月目から）
◆	0歳児（57日目から）
◇	0歳児（6か月目から）

▲ 幼稚園

△ 認定こども園

3 教育・保育の量の見込みと提供体制の確保

(1) 教育事業の見込みと確保の方策

事業名	幼稚園、認定こども園	提供区域	3区域
事業内容	<ul style="list-style-type: none">●学校教育法に基づき、幼児を保育し、適当な環境を与えて、その心身の発達を助長する幼児教育を実施する事業●全市域の幼稚園は9か所（公立1園、私立8園）●全市域の認定こども園は2か所		

●全市

■利用実績推移（各年度5月1日現在の利用実績）

単位(人)

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
計画値	量の見込み	2,042(30)	2,037(30)	1,989(30)	1,971(30)	1,953(30)
	確保の内容	2,868 (120)	2,868 (120)	2,868 (120)	2,711 (120)	2,571 (120)
実績値		1,962(31)	1,922(23)	1,853(23)	1,865(33)	1,709(33)

※()内の数値は犬山市の子どもの数

■量の見込みと確保の内容

単位(人)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み(市内)		2,106	2,054	2,002	1,950	1,898
内訳	1号	1,685	1,645	1,604	1,563	1,522
	2号	421	409	398	387	376
②確保の内容		2,559	2,559	2,551	2,551	2,551
②-①		453	505	549	601	653

量の見込みと確保の内容（提供体制）

人口推計では、東部地区、西部地区の対象年齢の子どもは減少傾向、中部地区は横ばい傾向となっていますが、アンケート結果及びアンケート結果に基づく推計から教育ニーズ量の増加が予測されたため、傾向や現状を踏まえた補正を行っています。

補正の結果、各地区ともに令和2年度から令和6年度の間、減少する見込みとなっています。

なお、「2号認定」のうち、アンケート結果で「幼児期の学校教育の利用希望が強い」と判定された対象者については、幼稚園、認定こども園の利用が見込まれるため、「幼稚園、認定こども園（1号認定）」の量の見込み及び確保の内容に含めています。

各地区とともに、計画期間内は、量の見込みを上回る提供体制（定員）を確保しており、「確保の内容（提供体制）」として、地区ごとに記載をしています。

●東部地区

■利用実績推移（各年度5月1日現在の利用実績）

単位(人)

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
計画値	量の見込み	658(30)	656(30)	602(30)	597(30)	564(30)
	確保の内容	1,218	1,218	1,218	1,061	1,061
実績値	628	627	598	627	584(27)	

※()内の数値は犬山市の子どもの数

■量の見込みと確保の内容

単位(人)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み(市内)		1,011	986	961	937	911
内訳	1号	809	790	770	751	731
	2号	202	196	191	186	180
②確保の内容		1,229	1,229	1,221	1,221	1,221
②-①		218	243	260	284	310

確保の内容（提供体制）

名北ゼンヌ幼稚園、桃花台ひまわり幼稚園、太陽幼稚園の新制度未移行園3園、あおぞら幼稚園の新制度移行幼稚園1園（令和5年度より新制度に移行）と旭ヶ丘第二こども園の認定こども園1園で確保します。

●中部地区

■利用実績推移（各年度5月1日現在の利用実績）

単位(人)

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
計画値	量の見込み	1,158	1,162	1,168	1,152	1,166
	確保の内容	1,340 (120)	1,340 (120)	1,340 (120)	1,340 (120)	1,200 (120)
実績値		1,109(3)	1,095(3)	1,070(7)	1,053(7)	937(6)

※ () 内の数値は犬山市の子どもの数

■量の見込みと確保の内容

単位(人)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み(市内)		840	819	798	777	757
内訳	1号	672	656	639	623	607
	2号	168	163	159	154	150
②確保の内容		1,020	1,020	1,020	1,020	1,020
②-①		180	201	222	243	263

確保の内容（提供体制）

美鳥幼稚園、美鳥第二幼稚園、小牧幼稚園の新制度未移行園3園と第一幼稚園の新制度移行園1園及び、とやまこども園の認定こども園1園で確保します。

●西部地区

■利用実績推移（各年度5月1日現在の利用実績）

単位(人)

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
計画値	量の見込み	226	219	219	222	223
	確保の内容	310	310	310	310	310
実績値	225	200	185	185	188	

■量の見込みと確保の内容

単位(人)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み(市内)		255	249	243	236	230
内訳	1号	204	199	195	189	184
	2号	51	50	48	47	46
②確保の内容		310	310	310	310	310
②-①		55	61	67	74	80

確保の内容（提供体制）

市之久田幼稚園の新制度未移行園1園で確保します。



(2)保育事業の見込みと確保の方策

事業名	保育園、認定こども園、地域型保育事業	提供区域	3区域
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ●児童福祉法に基づき、保護者の労働、疾病等の理由で、家庭において乳幼児を保育することができない保護者に代わって、その乳幼児の心身の健全な発達を目指し保育することを目的とする事業 ●全市域の保育園は 21 か所 ●中部地区に地域型保育事業☆（小規模保育事業）は 17 か所 ●全市域の認定こども園は2か所 		

●全市

■利用実績推移(各年度4月1日現在の利用実績)

単位(人)

<2号認定>		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
計画値	量の見込み	1,842	1,833	1,789	1,936	2,006
	確保の内容	2,022	2,022	2,022	2,080	2,280
	実績値	1,809	1,834	1,853	1,828	1,795
<3号認定:0歳児>		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
計画値	量の見込み	72	70	70	69	82
	確保の内容	100	106	106	124	133
	実績値	43	52	50	60	59
<3号認定:1~2歳児>		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
計画値	量の見込み	773	763	757	785	800
	確保の内容	844	876	876	832	877
	実績値	720	768	733	694	762

■量の見込みと確保の内容

単位(人)

<2号認定>		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み		2,179	2,256	2,217	2,296	2,303
②確保の内容		2,344	2,339	2,339	2,339	2,339
②-①		165	83	122	43	36
<3号認定:0歳児>		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み		142	147	147	151	162
②確保の内容		160	161	164	164	176
内 訳	保育園・認定こども園	103	103	103	103	103
	地域型保育	57	58	61	61	73
②-①		18	14	17	13	14
<3号認定:1~2歳児>		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み		871	902	908	940	970
②確保の内容		982	986	984	984	1010
内 訳	保育園・認定こども園	745	750	750	750	750
	地域型保育	237	236	234	234	260
②-①		111	84	76	44	40

量の見込みと確保の内容（提供体制）

人口推計では、東部地区、西部地区の対象年齢の子どもは減少傾向、中部地区は横ばい傾向となっていますが、アンケート結果及びアンケート結果に基づく推計から保育ニーズ量の増加が予測されたため、令和5年度末に就労状況を80%と見込む場合の係数及び現状を踏まえた補正を行っています。

補正の結果、令和2年度から令和6年度の間、各地区ともに「2号認定」は増加の見込みとなっています。

「3号認定（0歳児）」、「3号認定（1~2歳児）」については、東部地区、西部地区は横ばい、中部地区は増加の見込みとなっています。

各地区ともに、計画期間内においては、想定した量の見込みを上回る提供体制（定員）を確保しており、「確保の内容（提供体制）」として、地区ごとに記載をしています。

●東部地区

■利用実績推移(各年度4月1日現在の利用実績)

単位(人)

<2号認定>		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
計画値	量の見込み	344	343	315	390	400
	確保の内容	452	452	452	436	436
	実績値	352	362	380	364	332
<3号認定:0歳児>		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
計画値	量の見込み	10	10	10	7	10
	確保の内容	25	25	25	15	15
	実績値	3	6	5	4	4
<3号認定:1~2歳児>		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
計画値	量の見込み	157	146	141	140	145
	確保の内容	163	163	163	150	150
	実績値	130	141	132	117	118

■量の見込みと確保の内容

単位(人)

<2号認定>		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み		442	458	440	455	457
②確保の内容		464	464	464	464	464
②-①		22	6	24	9	7
<3号認定:0歳児>		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み		25	26	25	26	26
②確保の内容		28	28	28	28	28
②-①		3	2	3	2	2
<3号認定:1~2歳児>		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み		152	157	158	163	164
②確保の内容		171	171	171	171	171
②-①		19	14	13	8	7

確保の内容（提供体制）

篠岡保育園、古雅保育園、大城保育園、陶保育園の保育園4園と旭ヶ丘第二こども園の認定こども園1園で確保します。

●中部地区

■利用実績推移(各年度4月1日現在の利用実績)

単位(人)

<2号認定>		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
計画値	量の見込み	1,088	1,093	1,078	1,168	1,218
	確保の内容	1,128	1,128	1,128	1,212	1,412
	実績値	1,060	1,095	1,116	1,125	1,126
<3号認定:0歳児>		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
計画値	量の見込み	46	45	45	52	60
	確保の内容	57	63	63	88	97
	実績値	33	36	36	44	43
<3号認定:1~2歳児>		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
計画値	量の見込み	459	458	457	495	500
	確保の内容	491	523	523	525	570
	実績値	436	467	457	459	512

■量の見込みと確保の内容

単位(人)

<2号認定>		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み		1,327	1,374	1,371	1,421	1,425
②確保の内容		1,452	1,447	1,447	1,447	1,447
②-①		125	73	76	26	22
<3号認定:0歳児>		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み		98	102	103	105	117
②確保の内容		111	112	115	115	127
内訳	認定こども園・保育園	54	54	54	54	54
	地域型保育	57	58	61	61	73
②-①		13	10	12	10	10
<3号認定:1~2歳児>		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み		567	588	592	614	642
②確保の内容		640	644	642	642	668
内訳	認定こども園・保育園	403	408	408	408	408
	地域型保育	237	236	234	234	260
②-①		73	56	50	28	26

確保の内容（提供体制）

令和2・3年度は、一色保育園、岩崎保育園、本庄保育園、味岡保育園、山北保育園、レイモンド小牧保育園、第二保育園、じょうぶし保育園、さくら保育園、大山保育園、みなみ保育園の保育園 11 園、とやまこども園の認定こども園 1 園及び、地域型保育施設 17 施設で確保します。

令和6年度は、新たな地域型保育施設 2 園を加えることにより確保します。



●西部地区

■利用実績推移(各年度4月1日現在の利用実績)

単位(人)

<2号認定>		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
計画値	量の見込み	410	397	396	378	388
	確保の内容	442	442	442	432	432
実績値		397	377	357	339	337
<3号認定:0歳児>		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
計画値	量の見込み	16	15	15	10	12
	確保の内容	18	18	18	21	21
実績値		7	10	9	12	12
<3号認定:1~2歳児>		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
計画値	量の見込み	157	159	159	150	155
	確保の内容	190	190	190	157	157
実績値		154	160	144	118	132

■量の見込みと確保の内容

単位(人)

<2号認定>		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み		410	424	406	420	421
②確保の内容		428	428	428	428	428
②-①		18	4	22	8	7
<3号認定:0歳児>		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み		19	19	19	20	19
②確保の内容		21	21	21	21	21
②-①		2	2	2	1	2
<3号認定:1~2歳児>		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み		152	157	158	163	164
②確保の内容		171	171	171	171	171
②-①		19	14	13	8	7

確保の内容（提供体制）

村中保育園、三ツ渕北保育園、三ツ渕保育園、小木保育園、藤島保育園、北里保育園の保育園6園で確保します。

4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保

※令和元年度の地域子ども・子育て支援事業[☆]について、実績数値が未確定の箇所は「※※※」表記しています。

(1) 放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)の見込みと確保の方策

事業名	放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ)	提供区域	小学校区
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ●専門保護者が就労などで家庭にいない小学校に就学している児童を対象として、放課後等に家庭に代わる適切な遊びと生活の場を提供し、放課後児童の健全育成を図る事業 ●16 小学校区で実施 		

■利用実績推移(各年度7月1日現在の利用実績) 単位(人)

			平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
計画値	量の見込み	低学年	1,686	1,630	1,626	1,605	1,605
		高学年	562	542	539	536	532
		合計	2,248	2,172	2,165	2,141	2,137
	確保の内容	2,140※	2,172	2,165	2,141	2,137	
実績値		2,055	2,336	2,340	2,217	2,279	

※平成27年度は5年生までの実施

■量の見込みと確保の内容 単位(人)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み (通年、長期休業期間利用者を含む)	1年生	480	470	455	435	414
	2年生	437	431	412	395	381
	3年生	380	375	359	344	332
	4年生	281	280	264	254	247
	5年生	174	174	165	159	151
	6年生	77	77	78	75	65
	合計	1,829	1,807	1,733	1,662	1,590
②確保の内容	合計	2,449	2,449	2,418	2,418	2,418
	内通年利用	1,652	1,652	1,652	1,652	1,652
(2)-①		620	642	685	756	828

※上の表「■利用実績推移」と本表の量の見込みが乖離していますが、上の表は利用登録した児童1人を利用希望日に関係なくそのまま1人として数えていることに対し、下の表は週6日開所している児童クラブを毎日利用すると登録する児童を6/6人=1人、週5日利用すると登録する児童を5/6人と数えているためです。

確保の内容(提供体制)

学校長期休業中においては、通常使用している活動場所の他に、学校が休業するために利用しない教室等を一時的に借用することで確保します。

■①量の見込みの内容<小学校区>

単位(人)

児童クラブ名			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1	桃ヶ丘	1年生	25	25	24	23	22
		2年生	29	29	27	26	25
		3年生	18	18	17	16	16
		4年生	16	16	15	15	14
		5年生	6	6	6	6	5
		6年生	8	8	8	7	7
		合 計	102	102	97	93	89
2	一色	1年生	31	31	29	28	27
		2年生	30	30	28	27	26
		3年生	24	24	23	22	21
		4年生	18	18	17	16	16
		5年生	12	12	11	11	10
		6年生	7	7	7	6	6
		合 計	122	122	115	110	106
3	米野	1年生	45	43	43	41	38
		2年生	41	40	39	37	36
		3年生	31	30	29	28	27
		4年生	19	19	18	17	17
		5年生	18	18	17	16	16
		6年生	6	6	6	6	5
		合 計	160	156	152	145	139
4	北里	1年生	19	19	18	17	17
		2年生	30	30	28	27	26
		3年生	24	24	23	22	21
		4年生	16	16	15	15	14
		5年生	8	8	8	7	7
		6年生	7	7	7	6	6
		合 計	104	104	99	94	91
5	本庄	1年生	39	38	37	35	34
		2年生	34	33	32	31	30
		3年生	29	29	27	26	25
		4年生	19	19	18	17	17
		5年生	12	12	11	11	10
		6年生	7	7	7	6	6
		合 計	140	138	132	126	122
6	光ヶ丘	1年生	22	22	21	20	19
		2年生	21	21	20	19	18
		3年生	11	11	10	10	10
		4年生	18	18	17	16	16
		5年生	13	13	12	12	11
		6年生	7	7	7	6	6
		合 計	92	92	87	83	80

児童クラブ名			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
7	篠岡	1年生	21	21	20	19	18
		2年生	18	18	17	16	16
		3年生	20	20	19	18	17
		4年生	17	17	16	15	15
		5年生	13	13	12	12	11
		6年生	3	3	4	4	3
		合 計	92	92	88	84	80
8	小牧	1年生	33	32	31	30	29
		2年生	34	33	32	31	30
		3年生	32	31	30	29	28
		4年生	18	18	17	16	16
		5年生	15	15	14	14	13
		6年生	5	5	5	6	4
		合 計	137	134	129	126	120
9	味岡	1年生	58	56	55	53	49
		2年生	52	50	49	47	44
		3年生	43	41	41	39	37
		4年生	18	18	17	16	16
		5年生	17	17	16	15	15
		6年生	0	0	0	0	0
		合 計	188	182	178	170	161
10	小牧原	1年生	46	44	44	42	39
		2年生	26	26	25	24	23
		3年生	23	23	22	21	20
		4年生	20	20	19	18	17
		5年生	7	7	7	6	6
		6年生	5	5	5	6	4
		合 計	127	125	122	117	109
11	小木	1年生	23	23	22	21	20
		2年生	19	19	18	17	17
		3年生	18	18	17	16	16
		4年生	14	14	13	13	12
		5年生	3	3	4	4	3
		6年生	7	7	7	6	6
		合 計	84	84	81	77	74
12	村中	1年生	17	17	16	15	15
		2年生	20	20	19	18	17
		3年生	19	19	18	17	17
		4年生	17	17	16	15	15
		5年生	15	15	14	14	13
		6年生	4	4	4	5	3
		合 計	92	92	87	84	80

児童クラブ名		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
13	小牧南	1年生	50	48	47	45
		2年生	40	39	38	36
		3年生	33	32	31	30
		4年生	34	33	32	31
		5年生	10	10	9	9
		6年生	6	6	6	5
		合 計	173	168	163	157
14	三ツ渕	1年生	19	19	18	17
		2年生	16	16	15	15
		3年生	21	21	20	19
		4年生	11	11	10	10
		5年生	7	7	7	6
		6年生	5	5	5	4
		合 計	79	79	75	72
15	陶	1年生	15	15	14	14
		2年生	10	10	9	9
		3年生	18	18	17	16
		4年生	13	13	12	12
		5年生	7	7	7	6
		6年生	0	0	0	0
		合 計	63	63	59	57
16	大城	1年生	17	17	16	15
		2年生	17	17	16	15
		3年生	16	16	15	15
		4年生	13	13	12	12
		5年生	11	11	10	10
		6年生	0	0	0	0
		合 計	74	74	69	67

(2)時間外保育事業の見込みと確保の方策

事業名	時間外保育事業	提供区域	市全域
事業内容	●保育時間が11時間を超える保育ニーズに対応したサービスを提供する事業		

■利用実績推移

単位(人)

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
計画値	量の見込み	178	178	174	290	320
	確保の内容	178	178	174	290	320
	実績値	290	258	331	290	※※※

■量の見込みと確保の内容

単位(人)

全体	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	348	360	373	386	400
②確保の内容	360	360	400	400	400
②-①	12	0	27	14	0

確保の内容（提供体制）

令和2・3年度は、村中保育園、味岡保育園、レイモンド小牧保育園、じょうぶし保育園、みなみ保育園、篠岡保育園、小木保育園、大山保育園、大城保育園の保育園9園で確保します。

令和4から6年度は、令和3年度の施設に一色保育園を加えることにより確保します。



(3)子育て短期支援事業(ショートステイ)の見込みと確保の方策

事業名	子育て短期支援事業（ショートステイ）	提供区域	市全域
事業概要	<ul style="list-style-type: none"> ●保護者が疾病、出産、育児不安等で家庭による養育が一時的に困難になった場合、1週間以内（宿泊を伴う）を原則として児童養護施設等で子どもを預かる事業 ●竜陽園・赤ちゃんの家さくらんぼ（2歳まで）、溢愛館・子どもの家ともいき・照光愛育園（2歳以上）の合計5か所で実施 		

■利用実績推移

単位(人日)

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
計画値	量の見込み	10	10	10	10	9
	確保の内容	21	21	21	21	21
実績値	0	8	0	0	0	※※※

※単位（人日）は年間延べ人数

■量の見込みと確保の内容

単位(人日)

全体	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	10	10	10	10	10
②確保の内容	21	21	21	21	21
②-①	11	11	11	11	11

※単位（人日）は年間延べ人数

確保の内容（提供体制）

利用日数及び利用者数は、年度によって異なりますが、一定の利用ニーズがあり、今後もニーズが見込まれます。乳児院2か所（小牧市：竜陽園、犬山市：赤ちゃんの家さくらんぼ）、児童養護施設3か所（犬山市：溢愛館、一宮市：照光愛育園、子どもの家ともいき）で確保します。

(4) 地域子育て支援拠点事業の見込みと確保の方策

事業名	地域子育て支援拠点事業	提供区域	市全域
事業内容	●乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業 ●子育て世代包括支援センター、児童館（7館）の子育て支援室で実施		

■利用実績推移

単位(人回)

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
計画値	量の見込み	90,763	89,428	88,372	87,080	85,615
	確保の内容	220,000 (9か所)	220,000 (9か所)	220,000 (9か所)	220,000 (9か所)	220,000 (9か所)
実績値		221,470 (9か所)	222,795 (9か所)	211,209 (9か所)	185,948 (8か所)	※※※

※単位（人回）は年間延べ利用回数

※平成 30 年については、8 月までは 9 か所で実施

■量の見込みと確保の内容

単位(人回)

全体	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	193,042	188,498	187,335	184,955	184,711
②確保の内容	220,000	220,000	220,000	220,000	220,000
②-①	26,958	31,502	32,665	35,045	35,289

※単位（人回）は年間延べ利用回数

確保の内容（提供体制）

子育て世代包括支援センター[☆]、児童館[☆]（7か所）で確保します。

(5)一時預かり事業の見込みと確保の方策

事業名	一時預かり事業	提供区域	市全域
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ●幼稚園型一時預かり事業（預かり保育） 幼稚園、認定こども園（1号認定）に通う在園児のうち希望者を対象に、教育時間終了後や長期休業中に幼稚園、認定こども園で預かり保育を実施する事業 ●一般型一時預かり事業（一時保育） 保護者の就労や病気等の理由で、一時的または断続的に家庭での保育が困難な未就園児を対象に、保育園で一時保育を実施する事業 		

■利用実績推移

単位(人日)

幼稚園型(在園児)		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
計画値	量の見込み	16,466	16,435	16,005	16,073	15,837
	確保の内容	34,700	34,700	34,700	34,700	34,700
実績値		31,103	33,583	46,000	49,000	※※※
計画値	量の見込み	2,176	2,158	2,117	2,106	2,073
	確保の内容	2,176	2,158	2,117	2,106	2,073
実績値		3,122	3,165	4,109	4,255	※※※

※単位（人日）は年間延べ人数

■量の見込みと確保の内容

単位(人日)

幼稚園型(在園児)		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み		52,542	51,185	49,828	48,471	47,114
②確保の内容		58,600	58,600	58,600	58,600	58,600
②-①		6,058	7,415	8,772	10,129	11,486
一般型(在園児以外)		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み		4,562	4,724	4,624	4,789	4,789
②確保の内容		4,644	4,902	5,203	5,203	5,203
②-①		82	178	579	414	414

※単位（人日）は年間延べ人数

確保の内容（提供体制）

幼稚園型（在園児）については、新制度未移行園8園と第一幼稚園及び、認定こども園2園で確保します。

令和5年度以降は、新制度未移行園7園と新制度移行園1園、第一幼稚園及び、認定こども園2園で確保します。

一般型（在園児以外）については、令和2・3年度は私立保育園6園で確保します。

令和4から6年度は、令和3年度の施設に一色保育園を加えることにより確保します。

(6) 病児・病後児保育事業の見込みと確保の方策

事業名	病児・病後児保育事業	提供区域	市全域
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ●子どもが病気で、かつ保護者が家庭で保育を行うことが困難な場合に、専用施設で一時的に子どもを預かる事業、また、保育中の体調不良児を一時的に預かるほか、保育所入所児に対する保健的な対応を行う事業 ●病児対応型を2か所、体調不良児対応型を4か所で実施 		

■利用実績推移

単位(人日)

<病児・病後児対応型>		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
計画値	量の見込み	1,301	1,291	1,266	1,260	1,240
	確保の内容	2,400	2,400	2,400	2,400	2,400
実績値		747	677	811	734	※※※
<体調不良児対応型>		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
計画値	量の見込み	—	120	240	480	480
	確保の内容	—	480	960	1,920	1,920
実績値		—	—	—	917	※※※

※単位(人日)は年間延べ人数

■量の見込みと確保の内容

単位(人日)

<全体>		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み		2,990	2,945	2,959	2,953	2,972
②確保の内容		5,040	5,040	5,040	5,040	5,040
②-①		2,050	2,095	2,081	2,087	2,068
<病児・病後児対応型>		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み		1,851	1,665	1,539	1,536	1,431
②確保の内容		3,120	3,120	3,120	3,120	3,120
②-①		1,269	1,455	1,581	1,584	1,689
<体調不良児対応型>		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み		1,139	1,280	1,420	1,417	1,541
②確保の内容		1,920	1,920	1,920	1,920	1,920
②-①		781	640	500	503	379

※単位(人日)は年間延べ人数

確保の内容（提供体制）

＜病児・病後児対応型＞

はやしこどもクリニックと小木こどもファミリークリニックの2施設で確保します。

＜体調不良児対応型＞

レイモンド小牧保育園、みなみ保育園、味岡保育園、篠岡保育園の私立保育園4園で、看護師を配置し、確保します。

（7）子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）の見込みと確保の方策

事業名	子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター事業)	提供区域	市全域
事業内容	●就学児童の放課後児童クラブへの送迎など、一時的に子どもを預かってほしい会員の依頼に応じて、育児の手助けができる会員を紹介する事業		

■利用実績推移

単位(人日)

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
計画値	量の見込み	491	485	489	478	470
	確保の内容	491	485	489	478	470
実績値		898	874	686	583	※※※

※単位（人日）は年間延べ人数

■量の見込みと確保の内容

単位(人日)

全体	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	696	682	667	648	635
②確保の内容	696	682	667	648	635
②-①	0	0	0	0	0

※単位（人日）は年間延べ人数

確保の内容（提供体制）

就学児童の利用については、放課後児童クラブの運営時間の延長により利用者が減少傾向にあるものの、送迎以外に一定のニーズが今後もみられます。利用会員と比較して援助会員が不足しているため、援助会員の確保に努めます。

(8)利用者支援事業の見込みと確保の方策

事業名	利用者支援事業	提供区域	市全域
事業内容	●利用者が多様な子育て支援サービスの中から適切なものを選択できるよう、教育・保育施設 [☆] や地域の子育て支援のサービス利用に関する情報提供を行うとともに、子育て家庭からの相談に応じ、助言や関係機関との連絡調整等を実施する事業		

■利用実績推移

単位(施設)

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
計画値	量の見込み	○	○	1	2	2
	確保の内容	○	○	1	2	2
実績値	○	○	1	1	1	※※※

■量の見込みと確保の内容

単位(施設)

全体	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	1	1	1	1	1
②確保の内容	1	1	1	1	1
②-①	○	○	○	○	○

確保の内容（提供体制）

地域の子育て支援事業の情報を集約し、妊娠・出産・育児期にわたり切れ目なく必要な情報提供・相談支援を実施できるよう子育て世代包括支援センター[☆]1か所で実施します。

また、保健師等の専門職の配置及び研修を行い、多様化する子育て支援サービスの情報提供及び必要に応じた相談・助言を適切に行う体制を確保します。

(9) 乳児家庭全戸訪問事業の見込みと確保の方策

事業名	保健連絡員・保健連絡員OBによる赤ちゃん訪問 (乳児家庭全戸訪問事業)	提供区域	市全域
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ●生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、地域に自分のことを知っている「頼れる近所のおばさん」がいることを親子に知ってもらう事業 ●子育て支援に関する情報の提供や親子の心身の状況や育児状況などに耳を傾け、必要に応じて専門的・継続的支援につなげる事業 		

■利用実績推移

単位(人)

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
計画値	量の見込み	1,158	1,143	1,126	1,108	1,086
	確保の内容	1,363	1,345	1,325	1,304	1,278
実績値	訪問対象件数	1,308	1,230	1,188	1,101	※※※
	訪問実施済件数	1,056	1,138	1,062	960	※※※
	訪問率(%)	80.7	92.5	89.4	87.2	※※※
<参考> 保健連絡員・保健連絡員OB数		333	337	319	311	※※※

■量の見込みと確保の内容

単位(人)

全体	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	1,031	1,014	994	973	951
②確保の内容	1,265	1,252	1,239	1,227	1,215
②-①	234	238	245	254	264

確保の内容（提供体制）

言葉の壁がある外国人に対しても、平成 29 年度より保健連絡員[☆]・保健連絡員OBの協力を得て訪問を実施しています。

今後も、保健連絡員・保健連絡員OBによる訪問の体制を確保します。

(10) 養育支援訪問事業の見込みと確保の方策

事業名	助産師による妊婦・産婦・新生児・乳児訪問 (養育支援訪問事業)	提供区域	市全域
事業内容	●出産前後の不安の強い時期に必要に応じて訪問し、育児不安の軽減を図る事業		

■利用実績推移

単位(世帯)

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
計画値	量の見込み	350	350	350	500	500
	確保の内容	350	350	350	500	500
実績値		364	365	439	489	※※※

■量の見込みと確保の内容

単位(世帯)

全体	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	599	662	733	811	897
②確保の内容	599	662	733	811	897
②-①	0	0	0	0	0

確保の内容（提供体制）

保健連絡員☆・保健連絡員〇Bによる赤ちゃん訪問や母子保健事業、関係機関からの連絡等により、養育支援が必要と判断した家庭に対して、家庭環境等に応じた専門的な支援を提供できる体制を確保します。

(11) 妊婦に対する健康診査(妊婦健康診査事業)の見込みと確保の方策

事業名	妊婦に対する健康診査（妊婦健康診査事業）	提供区域	市全域
事業内容	●妊婦と胎児の健康の保持増進及び異常の早期発見により、適正な医療や保健指導等につなげ、安全で安心な出産ができる環境を整え、よりよい育児のスタートが切れるよう、必要な回数の妊婦健康診査の受診を促し、公費負担を行う事業		

■利用実績推移

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
計画値	量の見込み	対象人数(人)	1,500	1,500	1,500	1,500
		健診回数(回)	18,000	18,000	18,000	18,000
	確保の内容	対象人数(人)	1,500	1,500	1,500	1,500
		健診回数(回)	22,500	22,500	22,500	22,500
実績値	対象人数(人)	1,490	1,488	1,372	1,295	※※※
	健診回数(回)	16,929	16,329	15,776	13,366	※※※

■量の見込みと確保の内容

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	対象人数(人)	1,460	1,436	1,407	1,377	1,348
	健診回数(回)	17,711	16,911	16,148	15,419	14,723
②確保の内容	対象人数(人)	1,460	1,436	1,407	1,377	1,348
	健診回数(回)	17,711	16,911	16,148	15,419	14,723
②-①	対象人数(人)	0	0	0	0	0
	健診回数(回)	0	0	0	0	0

確保の内容（提供体制）

妊娠届出時に親子健康手帳[☆]を交付するとともに愛知県内の産婦人科で使用できる妊婦健康診査受診票を14回分（多胎妊婦は5回追加）、子宮頸がん検査受診票1枚を交付し、県外の医療機関で使用した場合は償還払いできる体制を確保します。

(12) 実費徴収に係る補足給付事業の見込みと確保の方策

事業名	実費徴収に係る補足給付事業	提供区域	市全域
事業内容	<p>●保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設[☆]等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に必要な費用や行事への参加に要する費用、給食の副食費（新制度未移行の幼稚園対象）等を助成する事業</p>		

■利用実績推移

		単位(人)				
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
計画値	量の見込み	-	21	21	21	21
	確保の内容	-	21	15	11	21
実績値		-	21	15	11	※※※

■量の見込みと確保の内容

全体	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	370	370	370	370	370
②確保の内容	370	370	370	370	370
②-①	0	0	0	0	0

確保の内容（提供体制）

対象となる世帯に対し、適切に助成できるよう必要な予算を確保します。

第6章 推進体制

1 計画の推進体制

(1) 庁内における連携強化

子ども・子育てに関する施策は多岐にわたっており、庁内の関係各課が主体的に子ども・子育てに関する取組みを推進していくことが重要です。こども政策課を中心として連絡や調整を綿密に実施し、全庁的な取組みを進めます。

(2) 多様な主体との連携による推進

子ども自身とすべての子育て家庭を支援する施策を推進するためには、行政だけでなく、様々な分野における関わりが必要となります。家庭をはじめ、地域、幼稚園、保育園、認定こども園、学校、企業、その他関係機関、団体等との連携・協働により取組みを進めます。

(3) 情報提供・周知

市内の多様な施設・サービス等の情報を、広報やホームページなどを通じて周知を図り、地域社会全体での子育て支援の気運醸成を図ります。また、本計画の進捗状況や評価についても広報やホームページ等を通じて公開します。

(4) 広域的な連携

幼稚園・保育園・認定こども園の広域利用、子育て支援従事者の資質向上に係る取組み、児童虐待[☆]防止対策、障がい児への対応など、専門的な知識や技術を要する施策については、国や愛知県等と連携・調整を図り、より充実した取組みを進めます。

2 計画の進捗状況の把握

(1) 進行管理と評価体制の確立

計画を着実に実行していくには、各施策・事業の実施状況について定期的に点検・評価を行い、その結果を事業実施に反映させていくことが大切です。

また、当事者の目線に立ったチェック体制が重要であることから、「小牧市こども・子育て会議」を評価機関として位置づけ、Plan（計画）—Do（実施・実行）—Check（検証・評価）—Action（改善）のプロセスを踏まえた「PDCAサイクル」に基づき、計画の進行管理と事業の改善を行います。

資料編

1 計画の策定経過

(1) 平成 30 年度

年月日	内 容
平成 30 年 10月1日	平成 30 年度第 3 回小牧市こども・子育て会議 ・小牧市子ども・子育て支援事業計画の平成 29 年度実績報告について ・小牧市子ども・子育て支援事業計画の次期計画の策定について
11月19日	平成 30 年度第 4 回小牧市こども・子育て会議 ・小牧市子ども・子育て支援事業計画の次期計画の策定について
平成 31 年 1月 17 日～ 31 日	アンケート調査実施
2月 21 日	平成 30 年度第 5 回小牧市こども・子育て会議 ・小牧市子ども・子育て支援事業計画の次期計画について ・小牧市子ども・子育て支援事業計画実績報告における評価方法について ・保育園等における利用定員の変更等について

(2) 令和元年度

年月日	内 容
令和元年 6月4日	令和元年度第 1 回小牧市こども・子育て会議 ・小牧市子ども・子育て支援事業計画の平成 30 年度実績報告について ・小牧市子ども・子育て支援事業計画の次期計画の策定について
6月～7月	こまき子育て Café 開催（計 4 回） 保育資源把握調査・地域資源把握調査 (幼稚園・保育園・児童クラブ・児童館・市民団体・サークルなど 計 71 か所)
8月 22 日	令和元年度第 2 回小牧市こども・子育て会議 ・小牧市子ども・子育て支援事業計画の平成 30 年度実績報告について ・小牧市子ども・子育て支援事業計画の次期計画について
10月 24 日	令和元年度第 3 回小牧市こども・子育て会議 ・小牧市子ども・子育て支援事業計画の次期計画について
12月 26 日	令和元年度第 4 回小牧市こども・子育て会議 ・第 2 期小牧市子ども・子育て支援事業計画について
令和 2 年 1月 15 日～ 2月 13 日	パブリックコメントの実施 ・意見提出者 2 名（2 件）
2月 26 日	令和元年度第 5 回小牧市こども・子育て会議 ・第 2 期小牧市子ども・子育て支援事業計画について

2 小牧市こども・子育て会議要綱

平成 28 年 3 月 31 日
27 小こ第 1502 号

(趣旨)

第1条 この要綱は、小牧市地域こども子育て条例（平成 28 年小牧市条例第 20 号）第 17 条第 4 項の規定に基づき、小牧市こども・子育て会議（以下「こども・子育て会議」という。）の組織及び運営に關し必要な事項を定めるものとする。

(会長及び副会長)

第2条 こども・子育て会議に、会長及び副会長 1 人を置く。

2 会長は市長が指名する者をもって充て、副会長は会長が指名する者をもって充てる。

3 会長は、会務を総理し、こども・子育て会議を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(部会)

第3条 こども・子育て会議に、部会を置くことができる。

2 部会に属する委員は、会長が指名する。

3 部会に、部会長を置く。

4 部会長は、当該部会に属する委員のうちから会長が指名する。

5 部会長は、当該部会の事務を掌理する。

6 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、当該部会に属する委員のうちから、部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

(会議)

第4条 こども・子育て会議の会議は、会長が招集する。

2 こども・子育て会議は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開き、議決することができない。

3 こども・子育て会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 こども・子育て会議は、会議において、必要があると認めるときは、議事に關係のある者に對して出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第5条 こども・子育て会議の庶務は、こども未来部こども政策課において処理する。

(雑則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、こども・子育て会議の運営に關し必要な事項は、会長がこども・子育て会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

3 小牧市こども・子育て会議委員名簿

任期：平成30年5月30日～令和6年5月29日

分野	役職	氏名	備考
学識 経験者	和洋女子大学人文学部こども発達学科教授	矢藤 誠慈郎 (平成30年5月30日～令和2年5月29日)	会長
	兵庫教育大学 小学校教員養成特別コース 准教授	鈴木 正敏 (令和2年5月30日～令和6年5月29日)	
	保育士経験者（元指導保育士）	長江 美津子	
各種 団体 関係者	小牧市教育委員会 教育委員	伊藤 和子	
	小牧市小中学校校長会 代表	杉浦 嘉一 (平成30年5月30日～平成31年3月31日) 中川 裕子 (平成31年4月1日～令和6年5月29日)	
	小牧市区長会 代表	沖本 廣幸 (平成30年5月30日～平成31年3月31日) 水草 貴裕 (平成31年4月1日～令和2年5月29日) 伴野 純二 (令和2年5月30日～令和3年3月31日) 宮田 丈太郎 (令和3年4月1日～令和4年5月29日) 大堀 誠三郎 (令和4年5月30日～令和6年5月29日)	
	小牧市青少年健全育成市民会議 代表	野々川 和明 (平成30年5月30日～令和4年5月29日) 安藤 和憲 (令和4年5月30日～令和6年5月29日)	
	小牧市地区民生・児童委員連絡協議会 代表 (民生委員)	沖本 榮作 (平成30年5月30日～令和元年11月30日) 田中 正造 (令和元年12月1日～令和6年5月29日)	
	小牧市地区民生・児童委員連絡協議会 代表 (児童委員)	山岸 伊久美 (平成30年5月30日～令和4年11月30日) 野村 昌子 (令和4年12月1日～令和6年5月29日)	
	小牧市社会福祉協議会 代表	山田 好広	
	小牧市母子保健推進協議会 代表	水野 貴美子 (平成30年5月30日～平成31年3月31日) 山本 恒子 (平成31年4月1日～令和3年3月31日) 石田 洋子 (令和3年4月1日～令和4年5月29日) 岩田 はるみ (令和4年5月30日～令和6年5月29日)	
	保育園長会 代表 (公立園)	高井 友民枝 (平成30年5月30日～平成31年3月31日) 今東 優貴代 (平成31年4月1日～令和2年5月29日) 余語 美紀 (令和2年5月30日～令和4年5月29日) 小川 亜矢子 (令和4年5月30日～令和6年5月29日)	
	保育園長会 代表 (公立園以外)	長谷川 誓	
保育園 保護者会	保育園保護者会 代表 (公立園)	和田 宏美 (平成30年5月30日～平成31年3月31日) 丹羽 尚美 (平成31年4月1日～令和2年5月29日) 武智 美緒 (令和2年5月30日～令和3年3月31日) 丹羽 梓 (令和3年4月1日～令和4年5月29日) 中村 里美 (令和4年5月30日～令和6年5月29日)	
	保育園保護者会 代表 (公立園以外)	山本 菜々美 (平成30年5月30日～平成31年3月31日) 佐藤 絵理 (平成31年4月1日～令和2年5月29日) 堀江 梢 (令和2年5月30日～令和3年3月31日) 服部 茜 (令和3年4月1日～令和4年5月29日) 石塚 美緒 (令和4年5月30日～令和4年7月31日) 井澤 明美 (令和4年8月1日～令和6年5月29日)	

分 野	役 職	氏 名	備 考
各種 団体 関係者	小牧市私立幼稚園連合協議会 代表	松岡 明範 (平成30年5月30日~令和3年3月31日) 堀 雅子 (令和3年4月1日~令和4年5月29日) 大橋 恭子 (令和4年5月30日~令和6年5月29日)	
	小牧市私立幼稚園保護者会 代表	浅田 淳二 (平成30年5月30日~平成31年3月31日) 渡邊 哲基 (平成31年4月1日~令和2年5月29日) 岩瀬 美穂 (令和2年5月30日~令和3年3月31日) 紙谷 あづさ (令和3年4月1日~令和4年5月29日) 山本 奈美 (令和4年5月30日~令和6年5月29日)	
	小牧市立第一幼稚園 代表	小川 由美子	
	事業者 代表	岡田 和秀	
	勤労者 代表	廣瀬 和史 (平成30年5月30日~令和2年8月31日) 牧野 健二 (令和2年9月1日~令和4年8月31日) 河合 達夫 (令和4年9月1日~令和6年5月29日)	
	小牧市立学校地域コーディネーター 代表	佐橋 明味	
	小牧市小中学校P T A連絡協議会 代表	佐橋 研次 (平成30年5月30日~平成31年3月31日) 山村 康介 (平成31年4月1日~令和2年5月29日) 土屋 洋一 (令和2年5月30日~令和3年3月31日) 谷口 大樹 (令和3年4月1日~令和4年5月29日) 酒井 宏一郎 (令和4年5月30日~令和6年5月29日)	
	小牧市子ども会連絡協議会 代表	伊東 聖史 (平成30年5月30日~令和2年5月29日) 石黒 薫 (令和2年5月30日~令和3年3月31日)	
	児童館父母会 代表	神谷 麻矢 (令和3年4月1日~令和4年5月29日) 長谷川 真由 (令和4年5月30日~令和6年5月29日)	
	こまき市民活動ネットワーク 代表	鳥居 由香里	
公募 委員		舟橋 精一 (平成30年5月30日~令和2年5月29日) 船橋 孝仁 (令和2年5月30日~令和4年5月29日) 吉田 拓也 (令和4年5月30日~令和6年5月29日)	
		馬場 容子 (平成30年5月30日~令和2年5月29日) 北畠 久美子 (令和2年5月30日~令和4年5月29日) 日榮 順子 (令和4年5月30日~令和6年5月29日)	

4 用語集

●あ行

用語	内容
赤ちゃんの駅 【34P】	子育て家庭の保護者が安心して外出できるよう、授乳やおむつ替えができる設備を提供できる場所として登録された公共施設・民間施設のこと。「赤ちゃんの駅」として登録されている施設・店舗では、目印となるシンボルマーク入りのステッカーを掲示している。
あさひ学園 【12・50・51P】	本市における早期療育の拠点として、就学前の障がいのある子どもまたは発達に支援が必要な子どもを対象として、親子通園により日常生活の指導、集団生活適応訓練などを行っている。
新しい経済政策 パッケージ 【1P】	少子高齢化という課題に立ち向うため、「生産性革命」と「人づくり革命」により、長期的な視点のもとに 2020 年度を 1 つの区切りとして取組む政策群のこと。
育児休業 【52P】	育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（通称：育児介護休業法）第2条に基づく休暇のこと。 働いている人が、対象となる子どもが 1 歳（一定の条件を満たす場合は最長で 2 歳）に達するまでの間、子どもを養育するために取得できる。
一般世帯 【6P】	国勢調査における世帯区分の 1 つ。住居と生計を共にしている人々の集まりで持ち家や借家等の住宅に住む世帯、下宿や会社の独身寮に住む単身者を指す。 寮や寄宿舎に住む学生と生徒、病院や療養所の入院者、老人ホームや児童保護施設、自衛隊営舎の居住者、そのほか定まった住居を持たない世帯等については「施設等の世帯」に分類される。
親子健康手帳 【60・91P】	母子保健法第 16 条に基づき、妊娠の届出をした者に地方自治体が交付する手帳。妊娠中の経過、出産状況、乳幼児の発育状況などが記録され、母子の健康記録と保健指導の基礎となる。 小牧市の母子健康手帳は、母親だけではなく父親の育児参加も意識した内容になっており、「親子健康手帳」と呼んでいる。親と子の自己肯定感を育むことを目的として、妊娠期から中学 3 年生まで使用することができ、各月（年）齢ごとに保護者からのメッセージ欄が設けられている等の特徴がある。

●か行

用語	内容
核家族以外の世帯 【6P】	二人以上の世帯員から成る世帯のうち、世帯主と親族関係にある世帯員のいる世帯のなかで、核家族以外の世帯を指す。
学校生活サポーター 【51P】	学校生活において特別な支援が必要な児童・生徒への対応を行う支援員のこと。
学校地域 コーディネーター 【34・96P】	学校と地域の連携を深めるため、学校と地域をつなぐパイプ役（コーディネーター）のこと。 本市では、学校と地域の連携による教育環境づくり、児童・生徒の地域における社会活動への参加促進を図る目的で、平成16年度から中学校に、平成20年度から小学校に派遣している。
家庭教育 【35P】	親がその子に家庭内で、言葉や生活習慣、コミュニケーションなど生きていく上で必要なライフケースル（生きていく上での技術）を育てる教育。
希望出生率 【1P】	結婚して子どもを産みたいという人の希望が叶えられた場合の出生率。健康上の理由や経済的な事情などで子どもを持てない場合もあるため、実際の出生率を上回る数値となる。
教育・保育施設 【46・67・88P】	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（通称：認定こども園法）第3条に規定する認定こども園、学校教育法第1条・第22条に規定する幼稚園、及び児童福祉法第7条・第39条に規定する保育所をいう。
経済財政運営と改革の 基本方針 【1P】	首相が座長を務める経済財政諮問会議でまとめられる方針のこと。毎年の予算編成や税制改正、重要政策に反映される。2018年の方針には、「少子高齢化の克服による持続的な成長経路の実現」という副題が添えられた。
合計特殊出生率 【1P】	人口統計上の指標で、一人の女性が一生に産む子どもの数を示す。女性が出産可能な年齢を15歳から49歳までと規定し、それぞれの出生率を出し、足し合わせることで、人口構成の偏りを排除し、一人の女性が一生に産む子どもの数の平均を求めたもの。
コーホート変化率法 【3・4・5P】	住宅開発などの人口変化要因は見込みます、各年の年齢階層毎の人口の変化率を算出し、統計的に将来人口を推計すること。
子育て家庭優待事業 （はぐみんカード） 【23P】	市内に住民登録がある18歳未満の子どもの保護者と妊娠中の方に「はぐみんカード」を配布し、全国（一部都道府県を除く）の協賛店舗・施設でカードを提示すると、協賛店舗等が独自に設定する様々な特典が受けられる事業のこと。子どもが満18歳に達して最初の3月31日まで利用できる。
子育て世代包括支援 センター 【34・42・43・44P他】	母子保健法第22条に基づき、主に妊娠婦及び乳幼児の実情を把握し、妊娠・出産・子育てに関する各種の相談に応じ、必要に応じて支援プランの作成や、地域の保健医療又は福祉に関する機関との連絡調整を行う機関。 妊娠期から子育て期にわたる様々なニーズに対して切れ目のない支援を提供するワンストップ拠点としての役割が期待されている。

用語	内容
こどもこころの相談員 【51P】	子どもの日常の困りごと等に悩むサインに気づき、適切な対応を図れるよう学校の支援を行う専門家。
子ども・子育て 関連3法 【1P】	「子ども・子育て支援法」「認定こども園法の一部改正法」「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の3法のこと。
子ども・子育て支援 新制度 【10・52・58P】	市町村が中心となり、幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進める制度で、平成27年4月に本格施行された。具体的には、幼稚園と保育所の良さを併せ持つ「認定こども園」の普及、子育て相談や一時預かりの場を増やすなど地域のニーズに応じた多様な子育て支援の充実、待機児童の解消のため保育の受け入れを増やすなどの取組を進めていくとされている。
こども110番の家 【35・36P】	子どもを犯罪から守るため、主に通学路等に位置し、不審者に遭遇した子どもがかけ込む避難場所として、一時的な保護と警察等への通報を行う民家や商店などのこと。
小牧市生と性の カリキュラム 【63P】	「性」を「心=人間らしくいきいきと、共に生きる」と「生=健やかな体と尊いいいのちを大切にする」ととらえ、小牧の子どもたちが「心豊かにいきいきと生きる力」を育むための小牧市独自の取組み。親だけでなく地域や関係機関で取組んでいる。 「乳幼児・親・地域版」と「小学校・中学校版」の2編から成り立っている。
小牧市まちづくり推進 計画 【2・27P】	本市の最上位計画。 「小牧市自治基本条例」に基づき、小牧市民憲章に掲げる理想のまちを実現するため、計画的なまちづくりを推進する市政の方針を明らかにした基本計画で、令和元年度から令和8年度を計画期間として策定された。
小牧市立保育園運営 計画 【2・53・57P】	多様化かつ低年齢化している保育ニーズへの対応など本市の公立保育園の運営にかかる諸課題に対して、民営化の推進により対応していくこととし、主に民営化の手法についてまとめた計画として、平成22年3月に策定された。また平成27年3月に改訂版が策定された。
こまねっと 【62P】	小牧市が設置する育児に関する電話相談制度。

● さ行

用語	内容
自然動態 【4P】	一定期間における出生・死亡に伴う人口の動き。
児童館 【23・28・32・34P 他】	児童福祉法第40条に基づく児童厚生施設の1つで、地域において児童に健全な遊びを与えて、その健康の増進や、情操を豊かにすることを目的とする児童福祉施設のこと。 小牧市の児童館は、こまきこども未来館、味岡児童館、篠岡児童館、小牧児童館、小牧南児童館、北里児童館、西部児童館、大城児童館の8か所ある。
児童虐待 【1・12・29・49・93P】	身体的虐待、心理的虐待（言葉のおどしや無視）、ネグレクト（養育・保護の怠慢、拒否）、性的虐待など、子どもの健全な育成を妨げること。 虐待を疑ったり発見した場合の通告は、法律で義務づけられている。
児童発達支援 【51P】	集団療育及び個別療育を行う必要があると認められる未就学の子どもに対し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活の適応訓練などを行う事業のこと。 児童発達支援には、児童福祉施設と定義される「児童発達支援センター」と、それ以外の「児童発達支援事業」がある。
社会動態 【4P】	一定期間における転入・転出に伴う人口の動き。
出生率 【5P】	一定人口に対するその年の出生数の割合。一般的に人口1,000人に対する年間出生数を比率で示したもの。
ジュニア育成 【31P】	小中学生を対象に幅広くスポーツに親しむ環境を用意し、「スポーツの楽しさを知り、楽しくスポーツを行う能力を身につけ、心身の健全な発育に寄与していく」ことを目的とし、市内で実施されている各種目のスポーツ教室のこと。
新・放課後子ども総合 プラン 【2P】	平成30年9月に、放課後児童クラブの待機児童の早期解消、放課後児童クラブと放課後子ども教室の一体的な実施の推進等によるすべての児童の安全・安心な居場所の確保を図ること等を目的として策定された計画。 平成26年7月に策定された「放課後子ども総合プラン」に代わるものとして策定された。

●た行

用語	内容
地域3あい事業 【34P】	地区の集会所などを利用して、子どもたちを含む地域の人々が様々な交流活動に取組み、「ふれあい・まなびあい・ささえあい」の地域づくりを目指す、小牧市の生涯学習施策。
地域型保育給付 【58P】	子ども・子育て支援法第11条に基づく小規模保育や家庭的保育等（地域型保育事業）への給付。
地域型保育事業 【72P】	子ども・子育て支援法第7条に基づき実施する事業で、主に3歳未満の乳児・幼児を少人数の単位で保育すること。 家庭的保育、小規模保育、事業所内保育、居宅訪問型保育の4つがある。
地域子ども・子育て支援事業 【57・64・65・78P】	子ども・子育て支援法第59条に基づき実施する地域子育て支援に関する事業で、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、乳児家庭全戸訪問事業、時間外保育事業、病児・病後児保育事業、放課後児童健全育成事業等がある。
特定教育・保育施設 【45・46・50・58・92P】	幼稚園・保育園・認定こども園を通じた共通の給付（施設型給付費）の支給を受ける施設として、市町村が一定の条件を満たしているかどうかを確認する「教育・保育施設」のこと。
特定地域型保育事業 【45・50・58P】	市町村から地域型保育給付費の支給を受ける事業者として、一定の条件を満たしているかどうかを確認された事業者が行う「地域型保育事業」のこと。
特別支援教育相談員 【51P】	LD（学習障害）の児童生徒に対する学習支援、ADHD（多動性症候群）の児童生徒に対する安全確保などの学習活動上の相談員のこと。 特別支援教育は、学校教育法第81条に基づき実施する教育で、障がいのある子どもの自立や社会参加に向け、幼児児童生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善・克服するため、適切な指導及び必要な支援を行う。

●な行

用語	内容
ニッポン一億総活躍プラン 【1P】	一億総活躍社会の実現に向けて、国の経済成長の課題の根本にある少子高齢化の問題に取組むプラン。「日本経済に更なる好循環を形成するため、これまでの経済政策を一層強化するとともに、子育て支援や社会保障の基盤を強化し、経済を強くするような新たな経済社会システムづくりに取組む」こととしている。
認定こども園 【9・10・18・29P 他】	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（通称：認定こども園法）第3条に基づく教育・保育を一体的に行う施設。幼稚園と保育所の両方の良さを併せ持つており、就学前の子どもに幼児教育・保育を提供する機能、地域における子育て支援を行う機能を備えている。
ネグレクト（養育放棄） 【44P】	子どもに対する適切な養育を親が放棄すること。例えば、子どもに食事を与えない、子どもが泣いていても無視する、病気なのに治療を受けさせない、いつも強くしかけて子どもの情緒を不安定にさせるなどの行為のことで、これによって、子どもの精神的な発達が阻害され、人格形成に悪影響を与えるといわれている。

●は行

用語	内容
非親族世帯・非親族を含む世帯 【6P】	二人以上の世帯員から成る世帯のうち、世帯主と親族関係にある者がいない世帯。平成22年の国勢調査から名称が「非親族世帯」から「非親族を含む世帯」に変更された。
保育教諭 【59P】	保育士資格と幼稚園教諭免許状の両方を持ち、幼保連携型認定こども園で働く職員のこと。
保育所（園） 【9・10・17・18P 他】	児童福祉法第7条に基づく児童福祉施設の1つで、同法第39条に定義されている、保育を必要とする0～5歳児に対して保育を行う施設のこと。 【認可保育所】 国、県が定める基準に適合し、県の認可を受けた定員20人以上の保育所。 【認可外保育所】 上記以外の認可を受けていない保育所。
放課後等デイサービス 【12・51P】	障がいのある学齢期の子どもが、学校の授業終了後や学校休業日に通う療育機能・居場所機能を備えたサービス。
保健連絡員 【63・89・90P】	自分や家族、地域の健康に关心を持ち、少子高齢社会において健康に関する様々な問題に対応できる地域づくりの担い手として地域と行政のパイプ役として活動する者。

●や行

用語	内容
幼児教育・保育の無償化 【1・17・18・29P他】	幼稚園、保育園、認定こども園などを利用する3歳から5歳児クラスの子ども、住民税非課税世帯の0歳から2歳児クラスまでの子どもの利用料が無料になる制度のこと。子ども・子育て支援法の一部を改正する法律に基づき、令和元年10月1日から開始された。
幼稚園 【9・10・17・18P他】	学校教育法第1条に基づく学校の1つで、同法第22条に定義されている、3～5歳児に対して小学校以降の教育の基礎をつくるための幼児期の教育を行う学校のこと。
要保護児童対策地域協議会 【49P】	児童福祉法第25条の2に基づき、虐待を受けている子どもや、特定妊婦など支援が必要な家庭を早期に発見し適切な保護や支援を行うため、関係機関により構成され、情報の交換や支援内容の協議を行う協議会のこと。
要保護（者）・準要保護（者） 【13P】	要保護者は、現に生活保護を受けているといないとかかわらず、保護を必要とする状態にある者のこと。 準要保護者は、生活保護を受けるほどではないが、それに準じる程度に困窮している者のこと。

●ら行

用語	内容
療育 【50・51P】	障がい児や発達に課題のある子どもが、社会的自立生活に向けて、身体面・精神面等の機能を高めるべく、医療的配慮のもとで育成されること。
労働力率 【7・8・41P】	15歳以上人口に占める労働力人口の割合のこと。労働力人口とは、労働に適する15歳以上の人口のうち、労働力調査期間である毎月末の一週間に、収入を伴う仕事に多少でも従事した「就業者」（休業者を含む）と、求職中であった「完全失業者」の合計を指す。 一国における働く意思と能力を持つ人の総数であり、国の経済力を示す指標の一つとされる。

■子育て分野における取組みと SDGs の対応

「持続可能な開発目標（SDGs）」とは、2015年に国連において採択された、すべての国がその実現に向けて目指すべき目標のことです。「誰一人として取り残さない」ことを基本理念として掲げており、貧困撲滅や差別解消、環境と調和した都市整備など、17の分野別目標が掲げられています。

これらの目標は、地方自治体のまちづくりにおいて踏まえるべきテーマであり、小牧市まちづくり推進計画においても、SDGs の17の目標の視点から、計画の施策体系や取組みの整理を行い、SDGs の達成を目指しています。本計画では、以下の基本目標の実現を子育て分野において目指していきます。

特に、「1 貧困をなくそう」の達成に関連する取組み*については、市町村における子どもの貧困対策への施策として、基本理念を実現させるための最も重要な取組みと捉え、計画全体において一体的に抱合し推進を行います。

（※第4章「施策の展開」において「」印がついている取組み）



- ひとり親家庭をはじめとした、経済的に困窮している世帯への支援の実施
- こども食堂の実施等をつうじた、子どもの栄養改善等に関する取組みの推進
- 親子の健康維持のための医療・福祉体制の整備及び公平な利用促進
- 「生きる力」を育むための、地域特性を活かした教育の平等な提供
- 性別によらない、男女共同の子育ての推進



- ワーク・ライフ・バランスの向上も視野に入れた、子育てと就労の両立
- 安全・安心な生活環境の整備や、教育の機会均等の確保
- ユニバーサルデザインの視点に立った、子どもや妊婦にもやさしい住環境
- 児童虐待など、子どもがその権利を不当に侵害されることの防止
- 家庭・地域・園・学校・関係機関・行政の連携と協働による子育て施策の推進

第2期小牧市子ども・子育て支援事業計画

令和2年度～令和6年度

発行：小牧市

編集：小牧市 こども未来部 こども政策課

〒485-8650 愛知県小牧市堀の内三丁目1番地

TEL：0568-76-1129 FAX：0568-72-2340

令和2年3月（令和5年3月改定）
